

第2章 大牟田市の保健福祉事業の概要

第1節 地域福祉

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第4条、第107条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第2次の計画を平成22年3月に策定した。計画期間は、平成22年度から26年度までである。

第2次大牟田市地域福祉計画の推進

第2次大牟田市地域福祉計画は、「一人ひとりが「支え合い」の意識を持つ～『人財』づくり～」、「生活課題の解決のための仕組みづくり～『つながり』づくり～」、「地域福祉における協働の推進～協働～」という3つの基本目標のもとに施策を体系化し、それぞれの基本目標の達成指標となる事業に取り組みこととしている。それらの事業は、「重点的に進捗管理を行う事業」として位置付け、支え合いの啓発事業、出張地域デビュー講座、ボランティア活動の活性化、災害時等要援護者支援制度、コミュニティソーシャルワーカーの検討、配置、小学校区別地域福祉計画の策定支援、の6事業を掲げている。

平成22年度は、第2次地域福祉計画の初年度であるとともに、民生委員・児童委員の一斉改選や福祉委員の交代により、地域福祉に関わる人材が大きく入れ替わる年であったため、上記6事業の中でも特に「支え合いの啓発事業」に重点的に取り組んだ。

具体的には、出前講座や福祉座談会等の場を活用して啓発を進めつつ、市社会福祉協議会が実施する福祉委員研修会や、大牟田市障害者協議会の主催によるセミナーなどに講師やパネラーとして出席するなど、様々な機会を捉えて、地域福祉の必要性について啓発活動を行った。

また、地域福祉計画の進捗管理については、市民や社会福祉関係者、学識経験者からなる「大牟田市地域福祉計画推進委員会」において事業の進捗状況や今後の計画等を報告し、委員から評価や助言を得ながら、今後の地域福祉推進の方向について協議を行った。

災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮らせるようになることを目指している。

同制度の周知活動のため、民生委員・児童委員が65歳以上の高齢者宅を戸別訪問して制度の紹介を行っているほか、平成22年度は特に、上記の「支え合いの啓発事業」の一環としても積極的に制度の浸透に努めた。

なお、ご近所支え合いネットにおける「地域支援組織」として、平成21年度の手鎌校区災害訓練実行委員会に続き、22年度には、駛馬南校区安心安全まちづくり推進協議会、安心安全まちづくり笹原校区協議会の2校区と「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定書」を締結し、22年度末の協定締結校区は3校区となった。

このような協定を通じ、行政と地域が要援護者の情報を共有することにより、身近な地域における日頃からの声かけや見守り、また、支援者のいない登録者に対して近所の住民を支援者としてつなげる活動、さらには災害時の情報提供や安否確認など、可能な範囲で地域住民同士が助け合い支え合う体制が徐々に整うと考えて

おり、他の校区とも、同様の協定締結に向け協議を進めている。

(年度末の登録者数：11,075人)

大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。

平成22年度の第2回大会からは、大牟田市と市社会福祉協議会の連携を深める一環として共同で開催することになった。

日時：平成23年2月5日(土)

場所：大牟田文化会館小ホール

参加者数：約500人

〔実施内容〕

副題「地域支えあい“絆”セミナー」

- ・功労者表彰式典 ・癒しのコンサート
- ・基調講演「世界一元気な104歳児（現役教育学者）が実践する十大『習慣健康法』」（講師：昇地三郎氏）
- ・シンポジウム～大牟田市における地域づくり～

2 社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会補助金交付要綱	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、社会福祉事業に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

< 実績 >

項目	金額(円)
大牟田市社会福祉協議会補助	34,831,703
大牟田市総合福祉センター施設整備費補助	2,400,000

3 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法(第16条～第18条の3)	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市1/2 県1/2程度

< 目的・事業内容 >

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、

社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の定数 298人〔＜内＞ 主任児童委員 44人〕

(平成22年度は、3年毎に行われる一斉改選に合わせて民生委員・児童委員の定数見直しが行われた。

本市では、小学校の再編により、主任児童委員の定数が46人から44人へと見直された。)

民生委員・児童委員の任期 平成22年12月1日～平成25年11月30日(3年間)

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

<実 績>

民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	1,243	9
	介護保険	475	2
	健康・保健医療	889	18
	子育て・母子保健	601	266
	子どもの地域生活	1,544	263
	子どもの教育・学校生活	864	446
	生活費	551	19
	年金・保険	127	3
	仕事	172	15
	家族関係	768	76
	住居	419	4
	生活環境	993	41
	日常的な支援	4,132	398
	その他	3,561	141
計	16,339	1,701	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	7,739	459
	障害者に関すること	1,158	29
	子どもに関すること	3,456	1,021
	その他	3,986	192
	計	16,339	1,701
その他の活動件数	調査・実態把握	9,269	153
	行事・事業・会議への参加・協力	12,767	1,724
	地域福祉活動・自主活動	22,703	3,713

	民児協運営・研修	11,159	2,355
	証明事務	649	5
	要保護児童の発見の通告・仲介	128	42
訪問回数	訪問・連絡活動	76,320	1,731
	その他	50,318	959
連絡調整回数	委員相互	28,020	7,672
	その他の関係機関	12,364	1,891
活 動 日 数		56,627	7,860

民生委員・児童委員全体及び主任児童委員の活動状況について、前年と比較すると、「日常的な支援」、「地域福祉活動・自主活動」、「委員相互」の連絡調整回数が増加している。

また、活動状況の内容別件数では、「日常的な支援」、「住居」、「在宅福祉」、の順にそれぞれ前年度より増加しており、特に「日常的な支援」が増加している。

(2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 14人

民生委員推薦会委員の任期 平成22年7月1日～平成25年6月30日(3年間)

< 実 績 >

会議回数	6回(うち3回は 一斉改選に伴い 開催したもの)	候補者推薦数	11人(内、主任児童委員2人) 一斉改選に伴うものは除く	退任者数	3人
------	--------------------------------	--------	---------------------------------	------	----

4 大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所 管 課	保健福祉総務課
-------	--------------	-------	---------

< 目的・事業内容 >

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

<実績>

運営状況

(単位：千円)

21年度末現在高	22年度中増減額		22年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
390,791	389	10,393	380,787

福祉振興基金への寄付金3件分349千円及び運用利子40千円の積立てを行い、ソフト事業の財源として、10,393千円の取り崩しを行った。

第 2 節 高齢者福祉

1 長寿社会対策

平成 22 年度は、平成 20 年度に策定した「高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画」(平成 21～23 年度)に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

今回の計画においては、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」をテーマとして掲げ、これを実現するための様々な事業に取り組んだ。

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人保健法第 46 条の 18 老人福祉法第 20 条の 8 介護保険法第 117 条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量の予測に基づき、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策に係る市内 7 部 12 課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等で構成された「大牟田市保健福祉ネットワーク協議会」において進捗状況の報告、施策事業に関する協議・検討を行いながら計画の策定を行った。

(2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第 4 条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 大牟田市介護基盤緊急整備補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 10/10

< 目的・事業内容 >

地域介護・福祉空間整備計画(17 年度～19 年度)に基づき、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金も併せて積極的な整備促進を図ってきた。平成 22 年度は、小規模多機能型居宅介護事業所 1 か所、認知症対応型共同生活介護事業所 1 か所の指定を行った。これにより平成 23 年 3 月末現在の地域密着型サービス事業所数は、夜間対応型訪問介護事業所が 3 か所、認知症対応型通所介護事業所が 9 か所、小規模多機能型居宅介護事業所 23 か所、認知症対応型共同生活介護事業所が 15 か所、地域密着型特定施設が 3 か所、地域密着型介護老人福祉施設 1 か所となった。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成 22 年度中にあらたに 2 か所が開設し、3 月末現在で 38 か所となった。

(3) 長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	

< 目的・事業内容 >

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
とき	10月22日(金)
ところ	大牟田文化会館 小ホール
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和 ・福岡県警交通安全協会教育班の寸劇 ・よかば〜い体操「大蛇山バージョン」 ・老人クラブ会員芸能競演大会

(4) 人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課
-------	-----------------------	-----	---------

< 目的・事業内容 >

平成4年6月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制75周年記念事業として制定し、同年7月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、100歳に達する高齢者に対し、そのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

< 実績 >

区分	年度	20	21	22
	贈呈者数(人)		31	34

2 高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。特に後期高齢者(75歳以上)の増加が目立ち、後期高齢者が前期高齢者(65歳~74歳)を上回っている状況である。

そのような中、平成22年度は、介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

(1) 養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第11条 大牟田市老人福祉法施行細則	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

< 実績 >

措置施設

(平成23年4月1日現在)

種別	設置主体	施設名	所在地	定員	措置数(人)
養護老人ホーム	社福法	吉野園	大牟田市大字吉野	90	72
	〃	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	5

	"	田尻苑 他5カ所	福岡市西区大字田尻 他5カ所	8
	公立	楠寿園	みやま市瀬高町長田	85
	"	松濤園	福岡市西区今津	150
	"	延寿荘	玉名郡南関町大字上長田	50

措置状況

区分		年度			
		20	21	22	
養護老人ホーム	市内	人員(延数)	868	862	873
		措置費(千円)	135,180	132,859	135,479
	市外	人員(延数)	232	216	202
		措置費(千円)	46,334	44,370	42,842
	合計	人員(延数)	1,100	1,078	1,075
		措置費(千円)	181,514	177,229	178,321

(2) 老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやさらかな日常生活ができることを目的とする。

< 実績 >

区分		年度		
		20	21	22
設置台数		50	45	34
運営費(千円)		1,384	1,244	1,092

設置台数は、年度末の稼働台数

(3) 緊急通報システム事業

根拠法令等	大牟田市緊急通報システム事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

< 実績 >

区分		年度		
		20	21	22
設置台数		561	535	485
事業費(千円)		13,626	13,097	12,059

設置台数は、年度末の稼働台数

(4) 在日外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

本市に1年以上居住している大正15年4月1日以前生まれの在日外国人で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成9年度から実施している。

< 実績 >

区分 \ 年度	20	21	22
給付人員	10	9	5
事業費(千円)	819	637	350

(5) 老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第13条第2項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

< 目的・事業内容 >

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

< 実績 >

区分 \ 年度	20	21	22
クラブ数	73	69	66
会員数	3,240	2,926	2,806
助成費(千円)	3,870	3,651	3,494

(6) マネジメント支援事業

根拠法令等	大牟田市マネジメント支援事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

要介護認定者の福祉事業利用にあたり、ケアマネジャー等が新規申請及び継続利用のための理由書を作成・提出した場合に手数料を支払うもの。H22年度をもって廃止した。

< 実績 >

区分 \ 年度	20	21	22
作成件数	428	476	456
支給額(千円)	428	476	456

(7)老人福祉センター

根拠法令等	老人福祉法第20条の7 大牟田市老人福祉センター条例	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

老人福祉法の趣旨に基づき、おおむね60歳以上の市民等を対象として、各種の相談に応じるとともに、心身の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者が健康で明るい生活を営むことを目的として設置した。

平成19年度からは、施設の経費管理の削減や市民サービスの向上を目指すことを目的として、指定管理者制度を導入したが、施設の老朽化等の理由により平成23年3月31日をもって閉館した。

< 施設の概要 >

所在地	大牟田市若宮町2番地1		
敷地面積	1,147.0 m ²		
建物面積	延	817.6 m ²	
	1階	477.63 m ²	
	2階	329.14 m ²	
	PH	10.83 m ²	
駐車場面積	601.83 m ²		
構造	鉄筋コンクリート 2階建		
開設	昭和47年6月		
閉館	平成23年3月		
定員	160人		
設備	談話室、大集会室1、小集会室2、レクリエーション室2、機能回復訓練室1、生活相談室、浴場、ヘルストロン、マッサージ機、レーザーカラオケ		

< 実績 >

年度	区分	市内利用者		市外利用者		計	
		個人(人)	団体(人)	個人(人)	団体(人)	利用者(人)	使用料収入(円)
20		18,264	-	113	-	18,377	3,686,700
21		15,171	-	28	-	15,199	3,042,600
22		12,934	-	9	-	12,943	2,589,500

(8)地域認知症ケアコミュニティ推進事業

根拠法令等	老人保健健康増進等事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国10/10

< 目的・事業内容 >

高齢化の進展に伴い認知症高齢者が今後さらに増加する状況の中で、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成14年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んできた。既に後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている本市において、高齢になるほど発症率が高まる認知症の対策を講じることは喫緊の課題となっている。

このため、認知症の発症前から終末期まで、地域、専門職等の関係機関が、認知症の進行に応じた本人とその家族に対する連続的・包括的な支援体制の整備を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会の認知

症ケア研究会と密接な連携を図りながら、早期発見・診断、早期支援・予防、ケアマネジメントの質の向上、医療連携、地域啓発等に取り組んできた。

認知症コーディネーターの育成

介護現場の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど認知症ケア専門のコーディネーターとなる人材の育成を目指し、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。また、平成18年度からは小規模多機能型居宅介護施設の管理者または管理者に準ずるものの受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

区 分 \ 年 度	20 (5期生)	21 (6期生)	22 (7期生)	合計 (1期生～7期生)
認知症コーディネーター研修 修了生(人)	12	11	8	66

早期発見・相談支援・予防教室の拡充

もの忘れ相談医(かかりつけ医)や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のためのもの忘れ相談検診、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設を活用して開催した。

ア．もの忘れ相談検診の実施

タッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。

区 分 \ 年 度	20	21	22
開催回数	3	2	2
受診者数	262	198	101

イ．認知症予防教室の開催

もの忘れ相談検診のスクリーニングにおいて、軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いのある地域住民を対象に、延11カ所の介護予防拠点・地域交流施設において、3ヵ月間、週1回、13回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

区 分 \ 年 度	20	21	22
延べ開催場所数	10	11	10
教室参加者数	80	89	105

もの忘れ相談・地域支援体制構築事業

ア．地域認知症ケアサポートチーム・カンファレンス

平成21年度に行った「大牟田市認知症コーディネーター・システムアップ検討会議」を基礎に、平成22年7月より月1回で定例カンファレンスを開催するものである。もの忘れ相談医、認知症専門医、認知症コーディネーターなどの関係者が抱える事例を検討し、適切な医療とケアの対応力を高める。

イ．認知症ケアマネジメント普及促進事業

在宅支援の中心的役割を担っている介護支援専門員と在宅支援チームの事業所に参加してもらい、認知症の人のためのケアマネジメント・センター方式実践研修会を開催し、認知症支援についてともに考える機会をもった。

日 程	内 容	講 師
12月19日(日)	センター方式が目指すケアと基本視点	虹色のりんご 介護支援専門員 坂本明美氏
1月23日(日)	対象者の理解について センター方式活用と支援の実際	社会保険 大牟田天領病院 梅田 真嗣氏 虹色のりんご 介護支援専門員 坂本明美氏
2月26日(土)	センター方式が目指すケアと活用の実際	虹色のりんご 介護支援専門員 坂本明美氏
3月27日(日)	センター方式推進研修参加ケアマネジャー事例発表・意見交換 「一人ひとりを支える地域包括ケアをめざして」	

全参加者数：52名

ウ．認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」

認知症の人の家族、在宅介護者などを支援することを目的に、市社会福祉協議会及び認知症ケア研究会と共同で認知症在宅介護者のための定例会を、主に介護予防拠点・地域交流施設にて全12回開催した。

	日 程	場 所
第1回	4月15日	介護予防拠点・地域交流施設「コムーネ」
第2回	5月20日	介護予防拠点・地域交流施設「コムーネ」
第3回	6月17日	介護予防拠点・地域交流施設「しらかわ」
第4回	7月15日	介護予防拠点・地域交流施設「しらかわ」
第5回	8月19日	特別養護老人ホーム「サンフレンズ」西別館交流広場
第6回	9月16日	特別養護老人ホーム「サンフレンズ」西別館交流広場
第7回	10月21日	介護予防拠点・地域交流施設「ひばりヶ丘」
第8回	11月18日	介護予防拠点・地域交流施設「ひばりヶ丘」
第9回	12月16日	介護予防拠点・地域交流施設「美さとひろば」
第10回	1月20日	介護予防拠点・地域交流施設「美さとひろば」
第11回	2月17日	大牟田市社会福祉協議会
第12回	3月17日	大牟田市社会福祉協議会

世代間交流・多分野交流・国際交流によるまちづくりの推進

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア．認知症サポーター養成講座

平成17年度から「認知症を知る1年」キャンペーンの一環として、絵本教室などとおして認知症の理解を図ることにより、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいます。

区 分 \ 年 度	20	21	22
市民向け養成講座(回)	23	47	37
職域別養成講座(回)	3	1	19

イ．子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。

さらに、より多くの児童・生徒に絵本を通して認知症の理解啓発を促進し、また、その子供たちを通じて地域の大人たちへ認知症の理解啓発を促進するために、子供たちの学びの場面（絵本教室）や絵本コンサートの開催に関するDVDを制作し、広く小中学校の教育現場等において活用を行っている。

区 分 \ 年 度	20	21	22
小学校(校)	8	10	13
中学校(校)	5	7	7

ウ．ほっと・安心（徘徊）ネットワークの全市的活動

全市内や周辺市町村への情報発信及び高齢者等SOSネットワークとの連携強化を図るため、はやめ南人情ネットワークと協働し、第7回目となる徘徊模擬訓練を実施した。平成22年度は地域住民を中心とした小学校区20校区が参加し、独自の企画や設定など、実り多い訓練になった。今後も、模擬訓練を通して小学校区単位の地域のまちづくりネットワークの構築に向けて、他の校区においても、このような地域のまちづくりネットワークの構築を目指していく。

	20年度	21年度	22年度
模擬訓練参加者(人)	612	881	898
当日のスタッフ(人)	213	445	343
訓練参加者合計(人)	825	1,326	1,241
徘徊役の人数(人)	34	82	80
徘徊役に声をかけた人数(人)	333	1,126	556
模擬訓練参加校区(校区数)	9	18	20
他都市からの視察(人)	18	136	131

エ．“人・心・まちづくり”地域ミーティング

これまで取り組んできた認知症支援について、関係者同士による定点観測を行い、これからの方向性を見出すことを目的として、認知症予防教室、地域ネットワークづくり、絵本教室、そして認知症ケアコミュニティ推進事業で目指してきたものについて、それぞれ報告し意見交換を行った。

開催日：平成22年8月8日(日)

第 3 節 介護保険

1 介護保険

平成 12 年 4 月の介護保険制度施行から 10 年を経過し、平成 22 年度は第 4 期介護保険事業計画の 2 年目に当たる。第 3 期計画では、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としつつ、制度を持続可能なものとするための大きな見直しがあったが、第 4 期計画は、介護従事者処遇改善のための報酬改訂やより所得に応じた保険料段階を目指し 7 段階から 10 段階へ見直すなど、第 3 期計画がより充実されたものとなった。

(1) 介護保険法

< 目的・事業内容 >

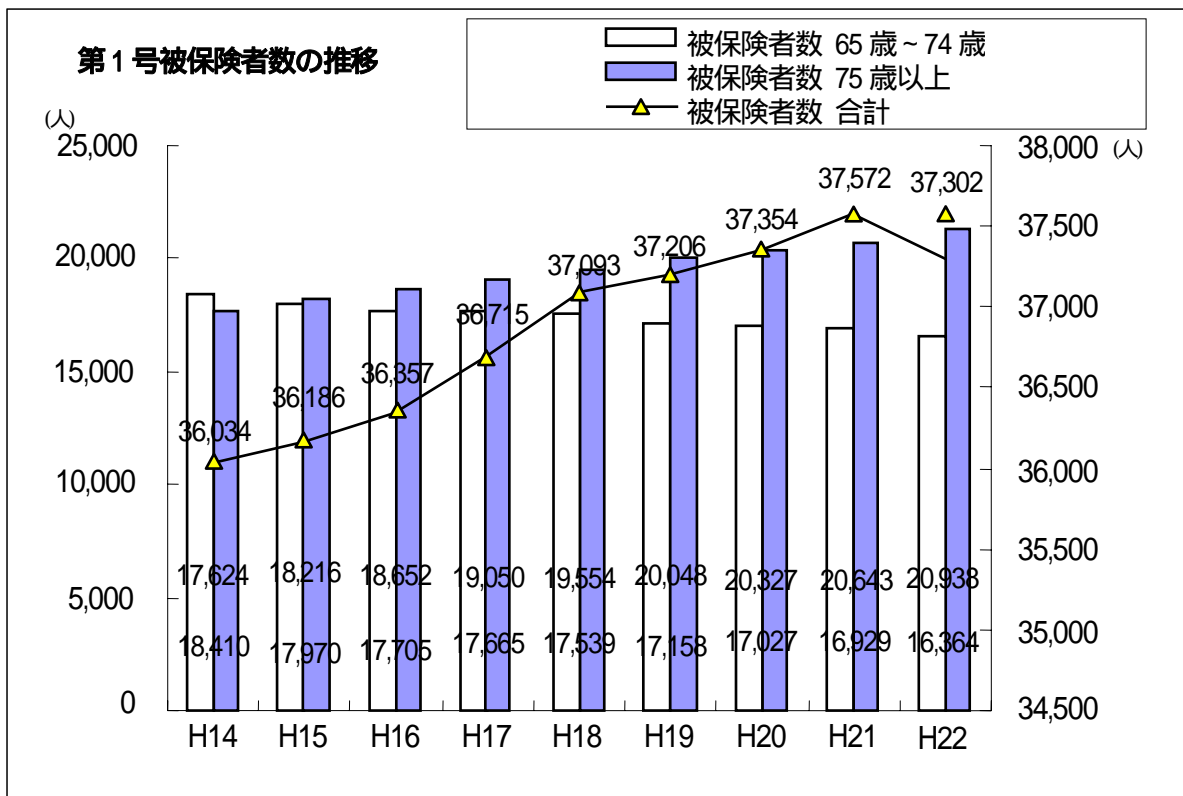
介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

< 対象者 >

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
対象者	65 歳以上の人	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

< 第 1 号被保険者数の推移 >

第 1 号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成 15 年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。



(各年度 3 月末現在)

<実績>

介護保険料の収入状況（平成22年度賦課分）

保険料を納める方法には、年金保険者（社会保険庁、共済組合等）が公的年金を支払う際に保険料を天引きし、一括して市に納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書で納める方法や口座振替等の方法（普通徴収）がある。

（単位：円）

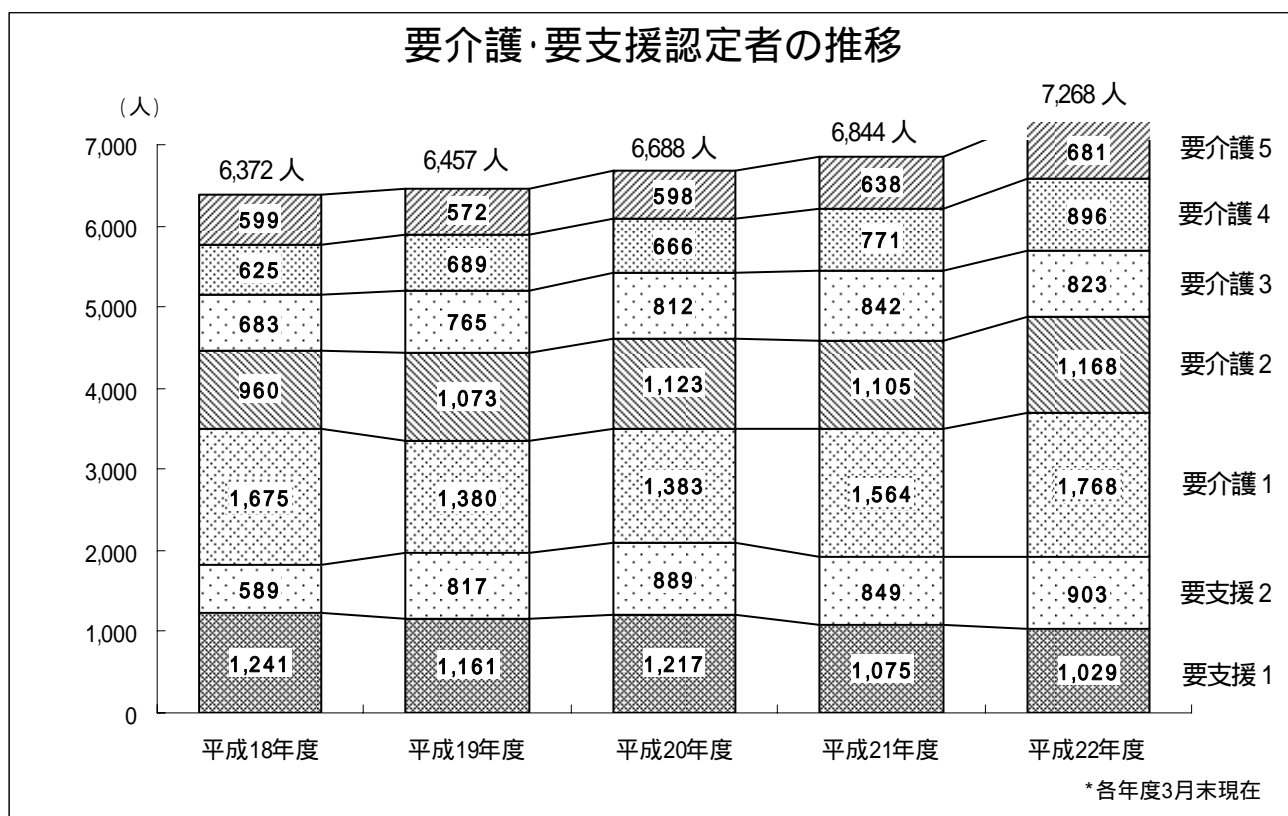
	調定額	収入済額	還付未済額	収入率（％）
特別徴収	1,365,433,290	1,365,437,570	1,455,010	100%
普通徴収	155,054,280	137,083,420	169,270	88.41%
合計	1,520,487,570	1,502,520,990	1,624,280	98.82%

収入済額には還付未済額を含まない。

要介護認定実施状況

年度	20	21	22
申請数	7,108	7,272	7,754
審査会開催回数	193/年	199/年	205/年

平成22年度の認定申請件数は、新規1,947件、更新5,079件、区分変更673件、転入55件を合わせて7,754件あり、月平均約646件の申請があった。



平成18年度の介護保険制度改正により、「要支援1」「要支援2」という新たな区分が設けられ、これまでの6段階の区分から7段階となった。これまでの「要介護1相当」に該当した人については、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、「要介護1」か「要支援2」の判定を行った。

平成17年度～平成21年度の認定者数（第2号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援1・2、要介護1の認定者が過半数を占めている。

介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100 県 17.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100

平成18年4月の介護保険制度の改正に伴いサービスの内容が見直され、「介護予防サービス」が新たに創設されるとともに、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を図っている。

(平成22年4月審査～平成23年3月審査分 計)

	件数		給付費(千円)
	回/年		
訪問介護	回/年	178,056	688,663
訪問入浴介護	回/年	1,689	18,713
訪問看護	回/年	17,478	123,020
訪問リハビリテーション	日/年	7,649	39,365
通所介護	回/年	124,937	927,041
通所リハビリテーション	回/年	110,275	846,148
福祉用具貸与	人	13,218	154,168
短期入所生活介護	日/年	29,085	230,568
短期入所療養介護	日/年	9,353	71,336
居宅療養管理指導	人	5,654	45,076
特定施設入居者生活介護	人	2,130	382,658
居宅介護支援	人	29,059	375,227
福祉用具購入	人	473	15,934
住宅改修	人	410	40,574
居宅サービス計	-	-	3,958,489
介護予防訪問介護	人	11,681	229,064
介護予防訪問入浴介護	回/年	45	344
介護予防訪問看護	回/年	2,822	16,936
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	2,738	13,056
介護予防通所介護	人	5,791	182,588
介護予防通所リハビリテーション	人	3,711	134,717
介護予防福祉用具貸与	人	3,209	23,807
介護予防短期入所生活介護	日/年	1,025	6,157
介護予防短期入所療養介護	日/年	34	267
介護予防居宅療養管理指導	人	694	4,721
介護予防特定施設入居者生活介護	人	249	20,331
介護予防支援	人	18,710	79,621
介護予防福祉用具購入	人	241	7,231
介護予防住宅改修	人	314	32,104
介護予防サービス計	-	-	750,943
夜間対応型訪問介護	人	21	497
認知症対応型通所介護	回/年	14,150	108,730
小規模多機能型居宅介護	人	3,821	643,248
認知症対応型共同生活介護	人	2,492	593,533

地域密着型特定施設入居者生活介護	人	659	106,588
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	240	62,940
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	704	3,924
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	336	20,461
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	4	882
地域密着型サービス計	-	-	1,540,801
介護老人福祉施設	人	5,588	1,268,502
介護老人保健施設	人	6,140	1,614,274
介護療養型医療施設	人	3,275	1,184,676
施設サービス計	-	15,003	4,067,452
特定入所者介護サービス費	-	-	398,000
高額介護サービス費	-	-	230,883
高額医療合算介護サービス費	-	-	23,091
審査支払手数料	件/年	161,122	11,279
総計	-	-	10,980,938

給付費は、千円未満四捨五入を行っているため、合計値が合わないものがあります。

(2) 介護保険円滑化特別対策事業

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4 市1/4

< 目的・事業概要 >

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

< 実績 >

区分 年度	実施法人数	事業対象者数 (人)	補助額(千円)				事務費	事業費合計
			訪問介護	通所介護	短期入所	特別養護老人ホーム入所		
20	2	11	21	0	13	0	2	36
21	2	4	17	0	10	0	3	30
22	6	11	10	0	0	0	2	12

(3) 地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の39	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料 20/100

< 目的・事業概要 >

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、H18年4月に4カ所の地域包括支援センターを設置した。地域包括支援センターの主な業務は、地域で暮らす高齢者を支援するための地域やさまざまな機関とのネットワークづくり、総合相談・権利擁護事業、ケアマネジャー支援事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

・地域包括支援センター設置状況

包括センター名	事業所住所	担当校区
中央地域包括支援センター	有明町2丁目3番地 長寿社会推進課内	大牟田、大正、上官、平原、白川、 中友
北部地域包括支援センター	大字手鎌1300番地42 手鎌地区公民館内	手鎌、明治、吉野、上内、倉永
東部地域包括支援センター	大字三池629番地2 三池地区公民館内	三池、銀水、羽山台、高取
南部地域包括支援センター	馬込町1丁目20番地1 駛馬地区公民館内	みなと、駛馬北、駛馬南、 笹原、天領、天道、玉川

地域とのネットワークづくり

地域資源やニーズを把握するため、民生委員・児童委員協議会や校区公民館連絡協議会などの会議や地域の行事などに参加した。特に民生委員・児童委員協議会へは、役員会・校区会長会ばかりでなく、各校区の会議へ出向き、連携強化をはたらきかけた。また、「徘徊模擬訓練」、「もの忘れ相談検診」に参加し、認知症や高齢者の見守り等について、取り組みを継続している。この他、定期的に「地域包括だより」を発行し、市民啓発を行った。

総合相談支援・権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待などさまざまな相談について下記のとおり対応した。そのほか、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

<実 績>

・相談件数（4月～3月）

	中央地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	総計
介護保険	191	316	380	338	1,225
虐待	52	60	26	26	154
成年後見	67	22	25	71	185
予防プラン	6	1	17	7	31
地域支援	8	28	30	5	71
福祉事業	7	13	11	2	33
ケアマネジャー支援	74	31	8	5	118
認知症	174	134	106	150	564
施設入所	59	33	16	37	145
医療・疾病	64	70	59	75	268
地域の困り事	56	39	27	15	13
その他	179	99	73	47	398
計	937	846	778	768	3,329

・虐待に対する対応

虐待の通報 届出 件数	35 件
うち虐待として対応した件数	15 件
うちやむを得ない措置	4 件
緊急保護	0 件

・虐待の内容（重複あり）

身体的虐待	11 件
介護・世話の放棄・放任	5 件
心理的虐待	4 件
性的虐待	0 件
経済的虐待	5 件

・成年後見制度市長申立て

申立て済	8 件
後見等開始	9 件

ケアマネジメント支援事業

ケアマネジメントの質の向上とケアマネジャーの資質・専門性の向上のため、H22年度は、医療と介護の連携をテーマに意見交換会を行った。意見交換会と通じて連携推進のために必要な共通理解・相互理解がより進んだ。

各地域包括の主任ケアマネジャーが大牟田市介護支援専門員連絡協議会の部員となり、共通研修（フォローアップ全体研修）、基礎研修、熟達研修中級編（スーパービジョン研修）の各研修の企画・運営に主体的に関与した。そのほか「介護支援専門員育成研修のあり方検討会」、「ケアマネ支援事業あり方検討会」、「施設ケアマネジメントのあり方検討会」に積極的に参加した。研修は、研鑽の場にとどまらず、ケアマネジャー同士が気軽にコミュニケーションをとり、お互いが抱えている悩みや処遇困難事例を相談できるような「場」としても活用した。

介護予防ケアマネジメント

ア．予防給付（要支援1・2プラン作成状況）

介護予防サービスにかかる要支援1・2と認定された人に対しての介護予防プランを地域包括支援センターにおいて作成した。また、地域包括支援センターの出先機関（サブセンター）として位置づけた介護・予防相談センターと連携し、増加する作成件数に対応することにより効果的な事業の推進を図った。

要支援1・2プラン作成件数

（単位：件）

			中央地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	合計件数
委 託	居宅	新規	89	72	83	99	343
		継続	1,595	1,259	1,590	1,988	6,432
直 営	包括	新規	21	31	49	15	116
		継続	1,060	816	1,039	740	3,655
	サブセ ンター	新規	83	86	46	98	313
		継続	1,714	1,842	1,589	2,771	7,916
合計			4,562	4,106	4,396	5,711	18,775

イ．二次予防事業対象者（特定高齢者）把握事業

本市に居住する65歳以上の人（要支援及び要介護の認定を受けている人は除く）に基本チェックリストを交付し、二次予防事業対象者（特定高齢者）の候補者を把握した。さらに、その候補者に対し、生

活機能評価の健診を行うことで二次予防事業対象者（特定高齢者）を把握した。

（平成 22 年度末までの把握数）

チェックリスト取得者数	19,961 人
二次予防事業対象者（特定高齢者）候補者数	7,944 人
二次予防事業対象者（特定高齢者）数	1,931 人

大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成 17 年 9 月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターから提出された事業計画・事業報告、収支予算・決算等により、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

<実 績>

区分	年度	20	21	22
	開催回数		5	5

・平成 22 年度開催状況

	期 日	内 容
第 1 回	H22 年 6 月 3 日	平成 21 年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告について ほか
第 2 回	H22 年 9 月 10 日	平成 21 年度地域包括支援センター事業実施状況について（4～7 月） ほか
第 3 回	H23 年 1 月 12 日	平成 22 年度地域包括支援センター事業実施状況について（8～11 月）
第 4 回	H23 年 3 月 23 日	平成 23 年度地域包括支援センター事業計画（案）について 平成 23 年度地域包括支援センター事業予算（案）について ほか

(4)介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第 115 条の 39	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料 20/100

<目的・事業概要>

地域包括支援センターと連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等を訪問し実態調査も行った。

また、介護予防事業のうち筋力アップ教室等の開催も行った。

・設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町 9 番地 3	上官・平原
天光園	橘 1494 番地 1	吉野・上内・倉永
延寿苑	歴木 1807 番地 1291	三池・高取
サン久福木	久福木 894 番地	銀水・羽山台

サンフレンズ	沖田町 510 番地	駛馬南・笹原・天領
やぶつばき	青葉町 130 番地 2	駛馬北・天道・玉川
大牟田医師会	不知火町 2 丁目 144 番地	大牟田・大正
こもれび	中町 1 丁目 4 番地 1	手鎌・明治
済生会大牟田	田隈 810 番地	白川・中友
美さと	南船津町 1 丁目 10 番地	みなと

・活動状況

年度	20	21	22
区分			
訪問調査件数(延件数)	1,938	1,807	1,662
事業費(千円)	17,160	17,163	16,498

(5) 介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法第115条の38	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(介護予防事業) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (任意事業) 国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料 20/100

<目的・事業概要>

平成18年4月より施行された改正介護保険法に基づき地域支援事業が創設され、介護予防事業(二次予防事業対象者(特定高齢者)向け、一般高齢者向け)及び任意事業に取り組んだ。

介護予防事業(二次予防事業対象者(特定高齢者)向け事業)

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア. 筋力アップ教室事業

マシントレーニングを3ヵ月間(25回シリーズ)にわたり実施した。

年度	20	21	22
区分			
延利用者数	124	183	193
事業費(千円)	8,715	14,476	16,792

イ. 口腔ケア(口腔機能向上)教室事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを5ヵ月間(10回シリーズ×12教室)にわたり実施した。

年度	20	21	22
区分			
延利用者数	93	88	114
事業費(千円)	3,489	4,153	4,574

ウ．介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、介護予防を目的としたアクティビティ（運動、教養、趣味等の作業活動）を実施した。

区分	年度	20	21	22
延利用者数		176	150	122
事業費（千円）		10,832	9,490	8,339

エ．生活管理指導員派遣事業

在宅生活の継続を図るため、日常生活で障害になる事柄について、生活管理指導員（ヘルパー等）が自宅に訪問し指導助言を行った。

区分	年度	20	21	22
延利用者数		65	51	47
事業費（千円）		2,586	2,287	2,259

介護予防事業(一次予防事業対象者(一般高齢者)向け事業)

65歳以上の高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域の交流を目的として、事業を実施した。

ア．健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業（運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等）や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を3ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを養成した。H16年度より養成している。

区分	年度	20	21	22
養成者数		11	5	8
事業費（千円）		414	122	247

イ．よかば～い体操普及事業

<巡回教室・体験教室>

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識付けと機能の維持・向上を図った。

区分	年度	21		22	
		巡回教室	巡回教室	巡回教室	体験教室
延実施回数		211	211	382	659
延利用者数		4,140	4,140	5,821	7,625
事業費（千円）		1,683	1,683	3,662	6,249

<指導者養成事業>

地域交流施設や地域の団体等で「よかば～い体操」を実施できるようにするため、専門の指導者を養成した。

区分	年度	20	21	22
養成者数		41	28	50
事業費（千円）		141	173	264

ウ．歯にかみ巡回教室

地域に講師を派遣し、口腔ケアの大切さや嚥下機能を高めるトレーニング法について啓発、指導し、口

腔機能等の維持・向上を図った。H21年度より実施した。

区 分 \ 年 度	21	22
延 実 施 回 数	28	33
延 利 用 者 数	515	513
事 業 費 (千 円)	252	309

エ．介護予防地域活動組織支援事業（いきいきクラブ）

ボランティア主導型の健康づくりやレクリエーション等を地域及び保健所において実施した。

区 分 \ 年 度	20	21	22
利 用 者 数	341	224	254
事 業 費 (千 円)	120	470	480

オ．老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

区 分 \ 年 度	20	21	22
事 業 費 (千 円)	2,000	3,593	3,590

任意事業

支援が必要な高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア．自立支援配食サービス事業

ひとり暮らしの人や高齢者世帯のみの世帯の人で、心身の状況により食事の用意が困難な高齢者を対象に、生活の自立と質を確保するとともに、安否確認も合わせて実施した。

区 分 \ 年 度	20	21	22
延 利 用 者 数	352	368	293
総 配 食 数	45,292	42,833	39,809
事 業 費 (千 円)	6,794	6,425	5,971

イ．成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。

区 分 \ 年 度	20	21	22
市 長 申 立 件 数	13	13	9
事 業 費 (千 円)	638	358	614

(6) 介護用品給付サービス事業(紙おむつ給付)

根拠法令等	大牟田市介護用品給付サービス事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負 担 割 合	保険料(第1号被保険者)

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。H7年2月から実施している。

H18年度からは、介護保険市町村特別給付として実施している。

区 分 \ 年 度	20	21	22
利用実人員	531	598	621
事業費(千円)	9,129	10,704	11,567

(7) 介護費用適正化事業

根拠法令等	介護保険事業関係業務実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業概要 >

適切なケアプランの確保のため、適正化システムを活用し、ケアプランの作成件数、サービスの給付実績等のデータに基づきサービスの提供実績の確認、過剰なサービスの提供や過度の利用者掘り起こしが行われていないかなどの視点から確認を行った。

(8) 制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料19/100

利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

< 目的・事業概要 >

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換や電話相談などに取り組んでいる。

(9) 大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第1号被保険者)

< 目的・事業内容 >

大牟田市では、平成21年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険会計においては、保険料を3年ごとに見直すことにより、事業運営期間(3年間)の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い適正に管理を行っている。また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

第4期介護保険事業計画(平成21年4月)において第1号被保険者の保険料基準額を見直すにあたり、保険料の上昇を抑えるため、基金の一部を介護給付費の財源として活用している。基金現在高は下表のとおりとなっている。

< 実 績 >

平成22年度の基金異動額

(単位:円)

年度当初額	積立額	処分額	22年度決算に伴う 基金高
796,576,979	2,374,943	178,152,681	620,799,241

(10) 制度の周知

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』を作成したり、『広報おおむた』や市公式ホームページに掲載する等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。

< 出前講座実績 >

講座名	年度		
	20	21	22
防ごう！高齢者虐待	1	0	1
口から始める健康づくり～お口の介護予防しませんか～			0
よかば～い体操で健康に！～介護予防でぴんぴん・しゃんしゃん～	6	8	4
地域密着型サービスで安心の生活を～住み慣れた地域で暮らし続けるために～	2	1	3
頼りになります！地域包括支援センター	1	6	3
超高齢社会における大牟田市の介護保険～高齢者のくらしを応援します～	5	3	4
もっと活用！わかりやすい成年後見制度	1	3	1
認知症になってもだいじょうぶ		14	4
小規模な高齢者福祉施設の見学		0	1

(11) 相談・苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

(12) 情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、平成18年度より介護予防プラン（要支援1・2）作成のための情報開示は、中央地域包括支援センターで対応している。

< 実 績 >

年度	対象	内 訳		
		認定調査結果表	主治医意見書	審査判定の経過等
20	個人	23	7	9
	事業者	2,241	2,188	686
21	個人	9	4	3
	事業者	2,773	2,794	1,003
22	個人	18	12	11
	事業者	3,380	3,264	1,204

第4節 児童福祉・母子保健

1 次世代育成支援行動計画推進

(1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプラン」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

< 計画の期間 >

平成17年度から平成26年度までの10年間(平成21年度見直し)

< 実績 >

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

2 子育て支援事業

(1) 乳幼児医療費助成

根拠法令等	大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

乳幼児の医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

< 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校就学前の乳幼児
- ・ 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 生計維持者の前年の所得が児童手当法施行令に定める額を超えていない者(3歳以上の幼児)

< 実績 >

区分		年度				
		18	19	20	21	22
国保	対象者	1,221	1,167	1,282	1,109	1,074
	件数	9,528	9,914	12,712	17,121	17,401
	金額(千円)	23,249	26,839	29,465	36,306	41,399
社保	対象者	4,929	4,732	4,754	4,930	4,891
	件数	37,269	39,117	50,085	70,402	73,509
	金額(千円)	90,247	102,393	116,081	149,816	164,271

計	対象者	6,150	5,899	6,036	6,039	5,965
	件数	46,797	49,031	62,797	87,523	90,910
	金額(千円)	113,496	129,232	145,546	186,122	205,670

平成19年1月から3歳未満は原則として自己負担なしとする

平成20年10月から外来についても、対象者を就学前まで拡大

(2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	被用者 国8/10,県1/10,市1/10 非被用者 国1/3,県1/3,市1/3 特例給付 国10/10 小学校修了前特例給付 国1/3,県1/3,市1/3

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、家庭における児童の生活の安定を図り、そして児童の健全育成及び資質の向上を目的とする。

<支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校修了前児童（平成18年4月から）を養育している父母等
- ・ その者の前年の所得額が制限額未満であること

<支給額>

区分		月額
3歳未満		10,000円
3歳以上	第1子分	5,000円
	第2子分	5,000円
	第3子以降分	10,000円

19年4月から、3歳未満児童は一律10,000円支給。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
被用者	受給人員(延数)	21,177	21,652	21,784	21,966	3,586
	支給額(千円)	121,710	201,140	217,840	219,660	35,860
非被用者	受給人員(延数)	7,671	7,705	7,530	7,550	1,313
	支給額(千円)	45,735	71,990	75,300	75,500	13,130
特例給付	受給人員(延数)	716	324	332	219	24
	支給額(千円)	4,065	2,975	3,320	2,190	240
被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	69,358	73,495	72,708	71,195	12,481
	支給額(千円)	395,715	418,355	412,925	404,025	70,905
非被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	29,515	29,842	28,080	27,439	4,993
	支給額(千円)	171,135	173,105	162,790	158,800	28,845
計	受給人員(延数)	128,437	133,018	130,434	128,369	22,397
	支給額(千円)	738,360	867,565	872,175	860,175	148,980

平成22年度については、子ども手当の創設により、22年2・3月分の2ヶ月分の支給となっている。（6月支給）

(3) 子ども手当給付

根拠法令等	子ども手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	・0歳～3歳未満(被用者) 国 11/13, 県 1/13, 市 1/13 ・0歳～3歳未満(非被用者) 国 19/39, 県 10/39, 市 10/39 ・3歳～小学校修了前(第1子, 第2子) 国 29/39, 県 5/39, 市 5/39 ・3歳～小学校修了前(第3子) 国 19/39, 県 10/39, 市 10/39 ・中学生 国 10/10

< 目的・事業内容 >

次代を担う子供が健やかに育つことを、社会全体で応援する制度

< 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童(平成22年4月から)を養育している父母等

< 支給額 >

平成22年4月から、一律13,000円支給

< 実績 >

区分		年度	
		22	
0 3 歳	被用者	受給人員(延数)	18,761
		支給額(千円)	243,893
	非被用者	受給人員(延数)	6,193
		支給額(千円)	80,509
小学 3 歳 以上 修 了 前	被用者	受給人員(延数)	62,568
		支給額(千円)	813,384
	非被用者	受給人員(延数)	22,789
		支給額(千円)	296,257
中 学 校 修 了 前 小 学 校 修 了 後	被用者	受給人員(延数)	21,929
		支給額(千円)	285,077
	非被用者	受給人員(延数)	8,832
		支給額(千円)	114,816
計		受給人員(延数)	141,072
		支給額(千円)	1,833,936

(4) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

< 目的・事業内容 >

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

< 支給対象者 >

- ・ 父または母と生計を同じくしていない、18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- ・ 公的年金を受けていないこと

< 支給額 >

区 分	全額支給	一部支給
1人目	41,550 円	41,540 円～9,810 円
2人目	5,000 円加算	
3人目以降	3,000 円加算	

< 実 績 >

年度		18	19	20	21	22	原因別			
新法	件 数	1,619	1,644	1,627	1,624	1,691	離婚	遺棄	死亡	その他
	支 給 額 (千円)	766,447	775,408	772,948	752,676	759,353	1,526	2	12	151
旧法	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成22年8月から父子家庭も対象となった。

(5) 母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

< 目的・事業内容 >

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

< 実 績 >

年度		18	19	20	21	22
区 分	世 帯 数	(7) 85	(6) 71	(9) 111	(9) 106	(7) 84
	人 員	(18) 220	(14) 166	(21) 248	(20) 236	(16) 192
措 置 費 (千円)		12,340	11,377	21,306	20,900	22,429

()は月平均

市が措置したもの

(大牟田市母子生活支援施設への他市からの入所は含まない。市から他市の母子生活支援施設への入所は含む)

(6) 助産施設

根拠法令等	児童福祉法第35条第3項	所 管 課	児童家庭課
-------	--------------	-------	-------

< 目的・事業内容 >

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産

婦を入院させて、助産を受けさせる。

<施設の概要>

平成22年4月1日設置

名称	大牟田市立病院助産施設
所在地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定員	1名

市が設置していた助産施設については、平成22年4月1日付で廃止

(7) 児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所管課	児童家庭課
-------	-----------------	-----	-------

<目的・事業内容>

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

<実績>

内容別相談受付人数

相談内容		年度				
		18	19	20	21	22
養護相談	児童虐待	61	64	52	78	98
	その他	37	51	33	42	62
保健相談		2	0	0	0	0
障害相談		6	4	9	3	6
非行相談		1	0	0	7	4
育成相談	不登校	4	6	16	15	29
	その他	3	5	16	16	20
その他の相談		3	4	8	7	32
合計		117	134	134	168	251

年齢別相談受付人数

年齢区分	18	19	20	21	22
未就学児(0～3歳)	35	41	36	37	81
(4～6歳)	28	19	16	38	48
小学校低学年(1～3年生)	19	28	27	34	40
高学年(4～6年生)	20	21	28	17	33
中学生(12～15歳)	8	20	23	29	40
～18歳	7	5	4	13	9
合計	117	134	134	168	251

(8) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

<目的・事業内容>

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

< 構成機関 >

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校長会
大牟田市中・特別支援学校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

3 母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条・第14条・第32条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 10/10

< 目的・事業内容 >

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

< 母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分) >

資金名	貸付 限度額 (千円)	利息	18年度 貸付状況		19年度 貸付状況		20年度 貸付状況		21年度 貸付状況		22年度 貸付状況	
			件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
事業開始 資金	2,830	無利子 (1.5%)										
事業継続 資金	1,420	無利子 (1.5%)										
修学 資金	高校 公立 18 私立 30	無利子	3	2,376	1	648	5	4,968			1	648
	高等専 門学校 公立 21 私立 32	無利子					1	1,080			2	2,976
	大学 公立 45 私立 54	無利子			1	3,072						
	その他 公立 45 私立 53	無利子	3	3,432					1	720		
修業資金	68 (460)	無利子	4	3,660	1	600			1	1,560		
就学支度 資金	高校等 150 大学等 370	無利子	9	2,445	5	1,826	7	2,595	5	1,405	1	580
住宅資金	1,500 (特別 2,000)	無利子 (1.5%)	2	528								
就職支度 資金	100 (220)	無利子 (1.5%)										

技能習得資金	68 (460)	無利子 (1.5%)	1	1,080	2	2,064	4	4,308				
生活資金	141 103	無利子 (1.5%)	3	909	1	309	4	5,624				
結婚資金	300	無利子 (1.5%)					1	260				
転宅資金	260	無利子 (1.5%)							1	230		
合計			25	14,430	11	8,519	22	18,835	8	3,915	4	4,204

貸付限度額は、平成22年4月1日現在

修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

技能習得資金の()金額は、自動車運転免許の場合

就職支度資金の()金額は、自動車購入の場合

修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。

(2) 福岡県母子福祉協力員

< 目的・事業内容 >

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

(3) ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

< 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童
- ・ 国民健康保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

< 実績 >

区分 \ 年度		18	19	20	21	22
国保	対象者	2,453	2,377	2,241	2,056	1,515
	件数	42,311	42,873	39,166	27,435	20,233
	金額(千円)	157,587	146,778	128,622	93,742	64,753
後期	対象者				1	1
	件数				1	6
	金額(千円)				1	9
社保	対象者	2,120	2,167	1,985	2,070	2,094
	件数	21,598	24,601	22,778	18,737	19,217
	金額(千円)	68,185	77,310	65,938	57,394	59,638
計	対象者	4,573	4,544	4,226	4,127	3,610
	件数	63,909	67,474	61,944	46,173	39,456
	金額(千円)	225,772	224,088	194,560	151,137	124,400

平成20年10月から対象者を父子家庭まで拡大
平成20年9月末で、一人暮らしの寡婦対象外（平成22年9月末まで経過措置）

(4) 高等職業訓練促進給付事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進給付金支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/2 県1/4市1/4 (ただし、一部別割合あり)

< 目的・事業内容 >

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成17年度から実施したものの。

平成21年3月から支給対象期間の延長が図られた。(最長12か月 最長18か月)

平成21年6月から支給対象枠の拡張が図られた。(修業期間の後半1/2 修業期間の全期間。ただし、平成24年3月31日までに修業を開始した者に限る)

< 対象資格 >

- ・ 看護師（准看護師を含む）
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士

< 実績 >

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
准看護師		1	3	19	14
看護師	1	3	2	3	4
介護福祉士	1				
保育士					
理学療法士			1	1	
作業療法士					
給付者合計	2	4	6	23	18
事業費 (千円)	2,060	4,532	5,047	27,121	25,030
給付者のうち卒業者数 (人)	2	4	5	12	9
給付者のうち資格取得者 (人)	2	4	5	11	9
給付者のうち就職者 (人)	2	4	5	10	9

4 保育事業

(1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

< 目的・事業内容 >

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に

委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実績>

区分	年度	18	19	20	21	22
	保育所数		22	22	22	22
区分	定員	2,240	2,240	2,240	2,230	2,210
	公立	170	170	170	170	170
	私立	2,070	2,070	2,070	2,060	2,040
公立	人員	(178) 2,130	(159) 1,909	(164) 1,968	(149) 1,784	(171) 2,054
	人員	(2,191) 26,294	(2,151) 25,811	(2,131) 25,575	(2,093) 25,112	(2,033) 24,392
	委託費(千円)	1,768,476	1,767,147	1,767,770	1,744,422	1,728,567
管外	人員	(52) 623	(60) 714	(64) 762	(47) 569	(45) 542
	委託費(千円)	43,561	52,413	53,541	35,307	37,743
合計	人員	(2,421) 29,047	(2,370) 28,434	(2,359) 28,305	(2,289) 27,465	(2,249) 26,988
	委託費(千円)	1,812,037	1,819,560	1,821,311	1,779,729	1,766,310

()は月平均

(2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金 交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	(保育所分)市 10/10 (学童分)国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児保育実施要綱に基づき、保育士や指導員を配置する民間保育所や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

<保育所実績>

区分	年度	18	19	20	21	22
	保育所養護児 (障害児)保育	実施施設数	10	13	11	11
児童数(延数)		215	233	213	226	167
事業費(千円)		20,659	13,234	11,099	10,219	5,665

保育所養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数(延数)については、公立・私立保育所合算して計上(延べ利用月数)。事業費については私立保育所分のみ計上。(養護児保育審査会報酬も含む。)

<学童実績>

区分	年度	18	19	20	21	22
	学童養護児(障 害児)保育	実施施設数	6	7	7	7
児童数(延数)		123	84	92	74	124
事業費(千円)		9,767	7,623	7,305	7,782	6,035

(3) 一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国1/2 市1/2相当

平成22年度より交付金化のため、国1/2市1/2相当

<目的・事業内容>

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
一時預かり	実施施設数	7	9	7	5	4
	児童数	(50) 4,196	(45) 4,828	(40) 3,320	(27) 1,637	(21) 990
	事業費(千円)	4,872	8,370	5,670	2,970	4,200

()は、1か所当たり月平均。

(4) 延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

平成22年度より補助金化のため国1/3県1/3市1/3

<目的・事業内容>

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
延長保育促進	実施施設数	6	6	6	6	5
	児童数(月平均)	172	174	184	176	153
	事業費(千円)	27,635	8,200	8,200	8,400	7,000

児童数(月平均)は、平成17年度より実利用児童数の平均。

(5) つどいの広場・子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱 大牟田市子育て支援センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(フレンズピアおおむた2階)	負担割合	国1/2 市1/2相当

平成22年度より交付金化のため、国1/2市1/2相当

<目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子

育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の2階において平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成19年4月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。

平成22年4月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
登録組数（組）	(68) 408	(53) 641	(53) 633	(54) 645	(57) 682
利用組数（組）	(289) 1,731	(392) 4,698	(361) 4,331	(356) 4,275	(377) 4,524
利用人数（人）	(639) 3,834	(893) 10,716	(815) 9,780	(798) 9,573	(847) 10,164
講座開催回数（回）	5	12	13	13	13
講座参加人数（人）	83	317	370	403	381
子育て相談数（件）	30	97	182	214	226
リズム遊び開催数（回）	11	35	36	36	36
リズム遊び参加数（組）	195	721	767	750	716
子育てサポーター登録数(人)	-	-	-	-	7
子育てサポーター活動件数(回)	-	-	-	-	177
事業費（千円）	2,600	3,592	3,443	3,374	3,468

()は、月平均。

(6)子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当・子育て支援担当	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

<目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
ショートステイ事業	利用者数	5	6	4	2	1
	延日数	16	25	30	7	4
	事業費(千円)	148	121	234	25	11
トワイライトステイ事業	利用者数	10	4	18	2	4
	延日数	17	6	33	2	11
	事業費(千円)	31	13	86	4	29

(7) 病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

<対象者>

生後2ヵ月から小学3年生まで

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
利用児童数(月平均・人)		377(31)	277(23)	236(20)	234(20)	327(27)
事業費(千円)		4,563	4,234	4,247	4,183	4,373

(8) ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー・サポート・センター	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

<目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

<会員>

次の各号のすべてに該当する者

- ・ 市内に居住する者
- ・ 援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・ 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・ 援助会員は講習会等を受講した者

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
会員数		825	837	829	846	823
活動数(月平均)件		1,234(103)	1,132(94)	730(61)	503(42)	954(80)

平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託し、7月から活動開始

(9) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	学童保育所は各学童保育所 学童クラブは児童家庭課	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

< 目的・事業内容 >

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

< 対象児童 >

小学校1年からおおむね3年までの児童、又は小学校4年生から6年生までの障害を有する児童

< 実 績 >

区 分		年 度				
		H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
三池学童保育所	月平均	41	41	42	41	41
	延人員	486	496	509	491	487
高取学童保育所	月平均	33	29	30	21	22
	延人員	392	345	358	258	266
中友学童保育所	月平均	49	40	24	29	26
	延人員	586	472	282	345	311
みなと学童保育所	月平均	38	36	42	36	30
	延人員	460	434	498	433	361
白川学童保育所	月平均	41	41	41	38	42
	延人員	496	494	495	462	508
銀水学童保育所	月平均	44	43	41	37	45
	延人員	532	511	497	442	540
吉野学童保育所	月平均	41	43	43	47	54
	延人員	501	510	517	560	654
笹原学童保育所	月平均	32	29	31	31	30
	延人員	385	352	374	373	358
大牟田学童保育所	月平均	36	42	42	44	40
	延人員	435	509	501	528	485
手鎌学童保育所	月平均	46	53	51	44	44
	延人員	547	630	613	523	527
駛馬北学童保育所	月平均	26	28	29	37	38
	延人員	311	340	348	440	454
羽山台学童保育所	月平均	27	38	42	43	45
	延人員	326	459	507	518	542
明治学童保育所	月平均		21	30	27	30
	延人員		254	356	329	359
大正学童保育所	月平均			40	44	44
	延人員			478	532	527
倉永学童クラブ	月平均	-	-	-	19	21
	延人員	-	-	-	225	247

平原学童クラブ	月平均				-	9
	延人員				-	110
計	月平均	455	484	528	538	561
	延人員	5,457	5,806	6,333	6,459	6,736
定員		480	520	560	600	640
事業費 (千円)		51,013	53,205	54,175	58,890	62,480

平成 10 年 7 月 1 日 白川学童保育所開所
平成 12 年 4 月 1 日 銀水、吉野学童保育所開所
平成 14 年 4 月 1 日 笹原学童保育所開所
平成 15 年 7 月 10 日 大牟田学童保育所開所
平成 16 年 4 月 1 日 手鎌学童保育所開所
平成 17 年 4 月 1 日 駿馬北学童保育所開所
平成 18 年 4 月 1 日 羽山台学童保育所開所
平成 19 年 4 月 1 日 明治学童保育所開所
平成 20 年 4 月 1 日 大正学童保育所開所
平成 21 年 4 月 1 日 倉永学童クラブ開所
平成 22 年 4 月 1 日 平原学童クラブ開所

5 母子医療事業

(1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第 20 条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする 1 歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

< 実績 >

区分		年度				
		18	19	20	21	22
新規申請者数		27	13	13	30	19
出生時 体重	1,000 g 以下	4	1	2	4	2
	1,001 ~ 1,500 g	5	4	3	9	3
	1,501 ~ 1,800 g	4	5	5	8	2
	1,801 ~ 2,000 g	9	3	2	6	9
	2,000 g 以上	5	0	1	3	3

(2) 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等援護費支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)及び糖尿病等の妊産婦の経済的負担を軽減し早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7 日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が 1 万 5 千円以内の世帯に属するものが対象となる。

<実績>

年度 区分	18	19	20	21	22
申請者数	2	0	0	0	0

(3) 育成医療

根拠法令等	児童福祉法 第20条(H18.3.31まで) 障害者自立支援法 第58条(H18.4.1から) 福岡県育成医療給付実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

年度		18	19	20	21	22
区分	申請件数	39	35	35	31	31
給付内訳	肢体不自由	11	2	6	4	4
	視覚障害	1	0	1	0	0
	聴覚・平衡機能障害	1	3	1	0	1
	音声・言語・そしゃく機能障害	4	15	18	14	14
	心臓機能障害	9	9	5	5	6
	腎臓機能障害	0	0	0	0	0
	その他	13	6	4	4	6

(4) 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠法令等	児童福祉法第21条の5 福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

年度		18		19		20		21		22	
区分		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
	申請件数	20	63	19	77	13	78	17	70	26	65
内給付	悪性新生物	9	21	3	21	5	21	4	17	7	14
	慢性腎疾患	3	2	0	3	0	3	0	3	3	3
	慢性呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

慢性心疾患	0	1	3	2	0	3	2	2	1	2
内分泌疾患	6	19	8	23	1	23	3	21	3	18
膠原病	0	3	0	4	2	4	1	4	3	3
糖尿病	1	6	3	10	1	10	1	6	2	5
先天性代謝異常	1	4	0	4	2	4	0	6	2	6
血友病等血液免疫疾患	0	4	1	6	2	6	4	8	1	12
神経・筋疾患	0	1	1	2	0	2	1	2	3	0
慢性消化器疾患	0	2	0	2	0	2	1	1	0	2

(5) 不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

< 目的・事業内容 >

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みの軽減を図るため、平成16年4月より開始された。19年4月より、助成期間が2年から5年に延長され、また、年度中の申請が1回から2回へと拡充された。

治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

< 実 績 >

年度 区分	18	19	20	21	22
申請者数	24	40	56	60	45

6 母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査助成金 交付要領	所 管 課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	平成20年度までは市10/10 平成21年度以降は14回のうち 5回目までは市10/10、6回目以 降の9回分は国1/2 市1/2

< 目的・事業内容 >

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成20年度までは2回分の妊婦健康診査補助券を交付。平成21年度からは14回分を交付。

平成21年度から妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、補助金を交付している。

< 実 績 >

年度		18	19	20	21	22
委託医療機関	延受診回数	1,849	1,735	2,096	10,977	11,404
	委託料(千円)	12,194	11,642	16,769	76,645	78,334

委託医療機関以外 (里帰り先等)	延受診回数				97	144
	補助金(千円)				507	752

(2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12・13条 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	所管課	児童家庭課
	実施場所	委託医療機関	負担割合

<目的・事業内容>

乳幼児健康診査(4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)を実施し、乳幼児の健康増進を図る。

すべての乳幼児健康診査を医療機関に委託している。

<実績>

区分		年度					
		18	19	20	21	22	
乳児	4か月児健康診査	対象人員	933	954	875	938	932
		受診実人員	905	939	870	928	899
	10か月児健康診査	対象人員	889	964	917	883	889
		受診実人員	812	919	878	828	828
	精密検査数		29	22	19	14	15
委託料(千円)		9,156	6,914	6,453	6,443	6,603	
幼児	1歳6か月児健康診査	対象人員	873	892	975	867	940
		受診実人員	831	851	929	827	861
		精密検査数	7	10	12	10	2
		委託料(千円)	4,456	4,193	4,585	4,040	4,599
	3歳児健康診査	対象人員	1,031	928	857	961	914
		受診実人員	974	854	766	873	803
		精密検査数	32	16	15	16	14
		委託料(千円)	5,274	3,647	3,267	3,761	3,712

(3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発育遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月5回、予約制。

<実績>

区分	年度	受診者数(延)				
		18	19	20	21	22
発達クリニック		118	125	125	135	113
ことばとこころの相談		180	161	148	138	124

7 母子保健指導事業

(1) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条・15条・16条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所、その他	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

< 実績 >

区分		年度				
		18	19	20	21	22
妊 婦	妊娠届出数	972	895	972	993	916
	実人数	964	997	1,019	1,035	987
	延人数	977	998	1,097	1,192	1,050
産 婦	実人数	662	667	600	132	280
	延人数	689	733	687	444	519
乳 児	実人数	1,523	1,274	943	990	989
	健診の事後指導 (再掲)	254	226	250	215	150
	延人数	2,433	1,984	1,924	1,662	1,669
幼 児	実人数	673	556	451	469	479
	健診の事後指導 (再掲)	244	248	107	100	61
	延人数	1,039	691	721	815	811
その他	実人数		10	79	104	83
	延人数		10	133	270	248
電話相談	延人数	834	1,071	1,070	889	745

(2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条・10条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所ほか	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行なえる環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティリラクゼーション・沐浴実習などを行う。
- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成15年度から実施。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と母親が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・親と子のきずな講座「おっぱい教室」：妊婦、授乳中・乳幼児期の両親が対象。母乳育児の大切さや楽しい育児についての話を行う。平成21年度から休止。
- ・ベビーマッサージ教室：生後5か月までの乳児と母親が対象。マッサージを通じて、免疫力の向上・触れ合いによる母子の心の安らぎを図る。平成17年度から実施。平成21年度から休止。

- ・出前講座：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
パパママ専科	回数	3	3	3	3	3
	参加人数	77	94	101	98	106
ママのほっとスペース	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	294	252	293	287	332
赤ちゃん広場	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	764	662	703	499	565
親と子のきずな講座「おっぱい教室」	回数	6	6	6		
	参加人数	101	245	211		
ベビーマッサージ教室	回数	4	4	3		
	参加人数	209	218	132		
出前講座	回数		5	5	6	4
	参加人数		100	208	89	113

(3) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11・17・19条	所管課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

家庭訪問を行い、共に考え支援することにより、育児不安の解消や家族の子への関わり方の改善を目的とする。

妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児に対し、本人または家族・各種健診・相談事業・関連機関、団体などから要請があったものや、必要と思われる場合に家庭訪問を行う。

産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）の訪問は、平成15年4月より福岡県助産師会筑後地区に委託して実施している。妊婦の訪問は平成17年10月から実施している。

乳幼児健診の未受診者は嘱託職員が訪問している。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
妊婦	実人員	31	8	13	13	4
	延人員	36	9	18	26	11
産婦	実人員	399	553	544	591	570
	延人員	469	609	631	695	635
新生児 (未熟児を除く)	実人員	334	542	532	551	543
	延人員	370	578	574	586	564
未熟児	実人員	15	7	15	29	23
	延人員	21	7	23	36	26
乳児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	73	81	43	63	35
	延人員	130	116	104	134	74
幼児	実人員	285	295	350	358	264
	延人員	409	383	452	558	507
その他	実人員	21	23	62	28	13
	延人員	42	45	139	82	38

上記のほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員により「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法第10・12・13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10 H15 年度まで 国 1/3 市 2/3

< 目的・事業内容 >

胎児期からの歯の健康づくりとして、妊婦・1歳児・1歳6か月児・3歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施し、健全な乳歯の育成を図る。

< 実績 >

年度		18	19	20	21	22
妊婦	対象人数	972				
	実人数	862				
1歳児	対象人数	862	967			
	実人数	654	504			
	延人数	682	504			
1歳6か月児	対象人数	890	880	983	872	941
	実人数	777	749	844	741	796
	延人数	878	842	929	809	856
3歳児	対象人数	1,041	936	862	980	920
	実人数	832	762	649	749	737
幼児よい歯教室	実人数			150	138	

「1歳6か月児歯科健康診査」と「3歳児歯科健康診査」は保健所にて身体健康診査（医療機関委託）とは別に単独で行っている。

「1歳児歯科健康診査」は平成19年度まで実施。

「妊婦歯科健康診査」は平成18年度まで実施。平成19年度から「妊婦歯科健康相談」として健康教育・個別相談のみ実施している。

「幼児のよい歯教室」は、平成20・21年度に実施。1～4歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導、フッ化物塗布を実施した。

(2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法第13条 健康増進法第4・7条 地域保健法第6条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

< 事業内容 >

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育および歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
妊婦歯科健康相談		811	841	827	830
乳幼児の歯育て教室					101
個別相談	723	97	132	127	111
歯科健康教育	42	49	38	20	11
フッ化物塗布	1,809	1,676	1,261	1,065	1,104
その他	1,435	1,489	1,440	1,315	1,198

フッ化物塗布は1歳児（平成19年度まで）・1歳6か月児歯科健康診査、みんなの健康展にて行っている。

その他は「みんなの健康展」における歯磨き指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。

「乳幼児の歯育て教室」を平成22年度より実施。

第5節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

< 目的・事業内容 >

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

< 対象者 >

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

< 実績 >

身体障害者手帳交付の状況

(平成23年3月31日現在)

区分		等級						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害		336	327	54	80	83	130	983
聴覚平衡機能障害		78	179	108	129	6	327	751
音声言語そしゃく機能障害		29	13	62	35		-	139
肢体不自由		1,073	1,149	661	849	451	254	4,383
内部障害	心臓	802	4	327	304	-	-	1,437
	じん臓	401	2	9	3	-	-	415
	呼吸器	58	0	57	31	-	-	146
	ぼうこう・直腸	5	1	14	245	-	-	265
	小腸	1	-	2	-	-	-	3
	免疫	4	1	-	-	-	-	5
	肝臓	6	1	1	-	-	-	7
小計		1,276	9	410	1,676	-	-	2,278
合計		2,812	1,677	1,295	2,104	70	540	8,534

等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

身体障害者手帳登録者の推移

(各年度末現在)

区分		年度				
		18	19	20	21	22
視覚障害		1,029	1,014	979	956	983
聴覚平衡機能障害		657	672	698	702	751
音声言語そしゃく機能障害		120	121	123	121	739
肢体不自由		3,950	3,998	4,108	4,261	4,383
内部障害	心臓	1,432	1,501	1,169	1,364	1,437
	じん臓	398	420	346	379	415
	呼吸器	161	155	154	161	146
	ぼうこう・直腸	227	232	188	216	265
	小腸	5	4	4	5	3
	免疫	4	6	2	3	5
	肝臓	-	-	-	-	7
小計		2,227	2,318	1,863	2,128	2,278
合計		7,731	7,933	8,135	8,358	8,534

(2)療育手帳交付

根拠法令等	福岡県療育手帳交付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、もって必要な援護を行うもの。

<実績>

（各年度末現在）

年度	18	19	20	21	22
区分					
A（最重度・重度）	515	520	527	552	598
B（中度・軽度）	410	423	453	489	512
計	925	943	980	1,041	1110

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実績>

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
20	1級	47	46	93
	2級	233	204	437
	3級	85	55	140
	計	365	305	670
21	1級	50	43	93
	2級	247	217	464
	3級	86	54	140
	計	383	314	697
22	1級	52	46	98
	2級	282	248	530
	3級	88	72	160
	計	422	366	788

精神障害者在院患者数

（各年度末現在）

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
18	1,183	8	366	808	1,834
19	1,136	5	358	773	2,142
20	1,141	5	382	754	2,131
21	1,151	3	374	774	2,161
22	1,141	2	360	779	2,320

(4)福祉制度一覧表(1)

制 度	公 共 料 金 等 の 割 引										日常生活の援助								
	タクシー料 料 金		鉄道運賃 割 引		バ ス 運 賃	国 内 航 空	NHK 受信料		電 話 番 号 無 料 案 内	有 料 道 路	携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引	車 い す 貸 出 し	補 装 具	日 常 生 活 用 具	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	地 域 生 活 支 援 事 業	郵 便 不 在 者 投 票	住 宅 改 造 費 助 成	
	福 祉 タ ク シ ー 利 用 券	一 割 引	第 一 種	第 二 種			全 額 免 除	半 額 免 除											
障 害 の 種 別	等級																		
視 覚	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
聴 覚 ・ 平 衡	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
音 声 言 語	3																		
	4																		
肢 体 不 自 由	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
内 部	1																		
	3																		
	4																		
知 的 障 害	A																		
	B																		
精 神	1																		
	2																		
	3																		

福祉制度一覧表(2)

障害の種別	制 度	社会参加		税金			手当等						医療						
		自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除	自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療制度
															更生医療	精神通院医療	育成医療		
視 覚	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
聴覚・ 平衡	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
音声語	3																		
	4																		
肢体不 自由	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
内 部	1																		
	3																		
	4																		
知的 障害	A																		
	B																		
精 神	1																		
	2																		
	3																		

..... 対象 状況により対象

2 障害者福祉施策

(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

< 目的・事業内容 >

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

< 実績 >

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
認定件数	339	101	142	334	190
審査会開催回数	26/年	14/年	14/年	20/年	13/年

(2) 障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4

< 目的・事業内容 >

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

< 実績 >

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	
ホームヘルプ	利用回数(延)	45,441	37,421	45,476	49,871	58,098
	事業費(千円)	119,156	114,717	127,418	155,086	208,715
短期入所	利用日数(延)	1,496	696	644	425	599
	事業費(千円)	7,328	5,461	4,443	3,553	5,038
重度訪問介護	利用時間(延)	325	1,969	2,323	3,701	3,000
	事業費(千円)	531	3,016	4,152	6,808	6,033
児童デイサービス	利用回数(延)	1,144	1,926	1,422	1,205	1,337
	事業費(千円)	7,303	6,205	6,343	8,603	9,915
療養介護	利用人数(延)	10	30	36	57	63
	事業費(千円)	1,745	6,246	7,762	13,774	16,778
療養介護医療	利用人数(延)	10	30	36	57	63
	事業費(千円)	2,984	2,151	2,222	4,662	3,933
生活介護	利用回数(延)	2,334	7,374	12,533	20,260	28,228
	事業費(千円)	8,444	46,788	91,412	174,145	294,799
施設入所支援	利用人数(延)	110	269	388	661	1,080
	事業費(千円)	1,840	16,010	23,567	52,634	105,069
ケアホーム	利用人数(延)	57	53	98	169	202
	事業費(千円)	7,465	4,611	7,570	15,124	19,519
旧法施設支援	利用人数(延)	3,580	3,637	3,851	3,314	2,779
	事業費(千円)	327,673	782,895	765,535	682,483	556,717

(3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

< 目的・事業内容 >

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

< 実績 >

区分		年度				
		18	19	20	21	22
自立訓練	利用回数 (延)	38	424	434	960	1,151
	事業費 (千円)	243	2,998	1,964	5,594	6,142
就労移行支援	利用回数 (延)	623	3,030	3,554	5,473	6,184
	事業費 (千円)	2,334	20,946	27,411	44,982	52,672
就労継続支援	利用回数 (延)	1,199	7,744	8,569	16,723	21,600
	事業費 (千円)	2,605	31,597	43,411	110,702	145,285
グループホーム	利用人数 (延)	339	249	269	225	220
	事業費 (千円)	24,497	15,317	12,952	12,596	13,898

平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

(4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

< 目的・事業内容 >

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

< 施設概要 >

(平成23年3月31日現在)

種別		決定数(人)	利用施設数
新法	施設入所支援	97	31 施設
	ケアホーム	23	15 施設
	グループホーム	22	16 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	1	1 施設
	身体障害者入所授産施設	4	2 施設
	身体障害者入所療護施設	7	4 施設
	知的障害者入所更生施設	102	18 施設
	知的障害者入所授産施設	45	8 施設
	知的障害者通勤寮	9	2 施設
合計		310	97 施設

(5) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

< 目的・事業内容 >

障害により失われた身体機能を補完又は代償し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図る目的として、交付や修理を行う。

< 実 績 >

区分		年度				
		18	19	20	21	22
補聴器	交付件数	43	41	51	37	41
	修理件数	14	16	13	15	13
	金額(千円)	2,708	2,557	3,326	2,128	2,865
義肢	交付件数	11	11	5	16	6
	修理件数	16	15	14	14	15
	金額(千円)	4,845	5,064	2,852	6,236	3,515
車椅子	交付件数	28	26	21	22	25
	修理件数	45	72	58	42	53
	金額(千円)	5,939	6,203	5,419	4,302	6,412
装具	交付件数	29	52	43	34	38
	修理件数	19	15	16	7	14
	金額(千円)	2,186	3,175	3,383	2,368	4,885
安全杖	交付件数	17	21	16	17	20
	修理件数	0	1	0	0	0
	金額(千円)	61	83	63	70	79
その他	交付件数	621	20	164	23	22
	修理件数	29	6	13	37	21
	金額(千円)	15,014	2,081	2,588	4,859	4,664
計	交付件数	749	171	300	149	152
	修理件数	123	125	114	115	116
	金額(千円)	30,753	19,163	17,631	19,963	22,420

平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(6) 更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/2, 市1/4

< 目的・事業内容 >

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
じん臓	件数	2,385	2,929	3,489	3,221	4,142
	金額(千円)	21,435	201,356	216,550	236,614	251,377
心臓	件数	427	220	159	119	155
	金額(千円)	37,563	44,704	21,592	19,575	38,657
その他	件数	62	27	89	27	75
	金額(千円)	4,236	4,389	6,580	3,083	6,958
計	件数	2,874	3,176	3,737	3,367	4,372
	金額(千円)	63,234	250,449	244,722	259,272	296,992

(7) 相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
利用件数(延数)		4,967	17,492	17,361	11,278	13,353
事業費(千円)		13,450	25,000	23,750	21,375	20,309
事業所数		4	4	4	4	4

平成18年10月から実施。

(8) 移動支援事業

移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
延利用時間		4,689	12,455	15,081	19,127	21,417
事業費(千円)		9,352	28,106	31,356	42,070	49,184

平成18年10月から実施

身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

< 実 績 >

年度 区分	18	19	20	21	22
延利用時間	410	393	368	312	267
事業費 (千円)	533	511	478	406	347

(9) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 , 県 1/2 市 1/4

< 目的・事業内容 >

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

< 実 績 >

要約筆記奉仕員派遣事業

年度 区分	18	19	20	21	22
延派遣回数	5	8	11	24	8
事業費 (千円)	491	120	129	105	94

手話奉仕員派遣事業

年度 区分	18	19	20	21	22
延派遣回数	115	193	173	121	163
事業費 (千円)	63	855	806	359	321

手話通訳者配置事業

年度 区分	18	19	20	21	22
延配置時間	148	311	298	1085.5	1094.5
事業費 (千円)	267	559	536	1,092	1,099

(10) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分(市 10/10), 機能強化事業分(国 1/2 , 県 1/2 市, 1/4)

< 目的・事業内容 >

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

<実績型>

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
延利用回数(延登録者数)	2,798	5,871	13,841	17,757	21,334
事業費(千円)	10,400	20,800	20,800	18,720	18,720
事業所数	2	2	2	2	2

<実績型>

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
延利用回数(延登録者数)	510	4,101	4,532	4,840	5,115
事業費(千円)	2,950	23,600	23,600	17,700	17,700
事業所数	1	4	4	3	3

(11)日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者(児)等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
特殊寝台	1	1	5	2	6
盲人用時計	6	9	7	6	8
視覚障害者用ポータブルレコーダー	7	5	3	1	11
入浴補助用具	8	7	5	5	8
聴覚障害者用屋内信号装置	3	2	2	3	1
聴覚障害者用通信装置	6	6	2	2	4
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	1,146	2,365	2,480	2,495	2393
その他	50	52	50	37	48
合計	1,227	2,447	2,554	2,551	2479

視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、平成15年度までは盲人用テープレコーダーでの給付
平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ(一本つえのみ)・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(12)日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
延利用回数	513	4,738	6,099	5,924	5,418
事業費 (千円)	1,447	11,581	14,769	14,394	13,675

平成18年10月から実施

(13)福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
延利用回数	9	43	46	55	48
事業費 (千円)	268	1,280	1,369	1,638	1,736

(14)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 2/3, 市 1/3

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実績>

事業名 \ 年度	18	19	20	21	22
点訳奉仕員養成事業	175	202	121	160	143
朗読奉仕員養成事業	126	130	99	145	127
要約筆記奉仕員養成事業	980	871	637	699	652
手話奉仕員養成事業	501	473	516	493	554
要約筆記奉仕員派遣事業	60	-	-	-	-
手話奉仕員派遣事業	515	-	-	-	-
手話通訳配置事業	280	-	-	-	-
点字・声の広報等発行事業	507	507	507	508	485
自動車運転免許取得・改造助成事業	575	404	200	399	735
生活訓練事業	780	567	567	510	453
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	417	400	400	360	360
福祉機器リサイクル事業	29	8	29	0	21
入院時生活支援事業	-	-	22	86	89
合計 (千円)	4,951	3,562	3,098	3,360	3,619

平成18年10月から要約筆記奉仕員派遣事業、手話奉仕員派遣事業、手話通訳配置事業はコミュニケーション

ン支援事業で実施

(15)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実績>

年度	18	19	20	21	22
区分					
利用件数(延数)	159	233	351	327	265
業費(千円)	1,454	2,054	3,088	2,862	2,378

(16)更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び指定旧法施設支援を受けている身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

<実績>

年度	18	19	20	21	22
区分					
利用件数(延人数)	218	145	113	76	77
事業費(千円)	827	551	389	219	251

(17)巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実績>

年度	18	19	20	21	22
区分					
相談延べ件数	67	56	23	36	33

(18)配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

< 実 績 >

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
1日平均利用件数(人)	4	5	5	6	5
実施日数(日)	245	218	242	242	243
延べ配食数	924	848	936	920	815
事業費(千円)	139	128	141	138	122

(19)福祉タクシー料金助成事業

平成3年10月より実施

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部(基本料金)を助成することにより日常生活の利便を図る。

< 実 績 >

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
交付人員	442	373	363	347	352
交付延枚数	9,886	8,696	6,372	3,993	3,869
利用延枚数	7,974	7,059	5,205	3,288	2,965
事業費(千円)	4,459	4,023	3,277	2,035	1,836

(20)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	福岡県身体障害者相談員業務委託要綱 福岡県知的障害者相談員業務委託要綱 大牟田市身体障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 10/10 市 10/10

< 目的・事業概要 >

県知事又は市長より委託を受けた障害当事者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

< 身体障害者相談員名簿 >

(任期 平成21年6月～平成24年5月)

区分	氏名	電話	F A X	備考
県	阿具根 富雄	54-3724		
	猪飼 久司	54-3710		
	古庄 和秀	52-8164		
	大場 和正	58-7320		
	大山 暁美	53-2568		

	木上 秀夫	58 - 0801		
	幸田 義勝	57 - 8002		
	堺 盛芳	58 - 3082		
	野母 晋平	52 - 4418		
	蓮尾 元紀		51 - 3931	
	松尾 サダ子	56 - 1642		
	矢加部 逸雄	57 - 2348		H20.6~
	長井 直子	52 - 8655		H21.6~
	有松 由里子	54 - 7212		

< 知的障害者相談員名簿 > (任期 平成 20 年 10 月 ~ 平成 23 年 9 月)

区分	氏名	電話
県	鬼塚 賢慈	51 - 1158
	木村 香代子	56 - 4092
	増田 佳子	56 - 3308

(21) 在日外国人障害者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

< 実績 >

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22
支給人員	1	1	1	1	1	1
支給額 (千円)	120	120	120	120	120	120

(22) 大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

< 施設の概要 >

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m ²
建築面積	1,582.04 m ²
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和 59 年 11 月

平成 15 年度より名称を「大牟田勤労身体障害者教養文化体育施設」から「大牟田市障害者等文化体育施設」へ変更

<利用状況>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
開館日数(日)		295	292	293	293	293
利用者	障害者(人)	17,678	16,424	15,653	13,675	14,849
	その他(人)	39,619	36,307	40,252	36,891	39,255
	計(人)	57,297	52,731	55,905	50,566	54,104
障害者利用率(%)		30.9	31.1	27.9	27.0	27.4

利用者数は、サン・アピ祭、障害者体育大会等への参加者を含む

(23)心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度(障害者(児))を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度)の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

<実績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

年度		18	19	20	21	22
区分						
加入世帯数(延)		253	233	216	240	192
扶助世帯数(延)		62	62	60	65	36
扶助料(千円)		225	214	275	288	187

(24)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

<支給対象者>

- ・市内に住所を有するもの
- ・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
国保	対象者	3,122	3,061	871	873	883
	件数	75,536	75,848	20,425	16,279	18,332
	金額(千円)	512,021	441,404	163,155	149,838	148,727
後期	対象者			2,456	2,443	2,395
	件数			63,164	51,966	53,701
	金額(千円)			290,073	228,303	229,445
社保	対象者	757	744	370	343	370
	件数	16,372	19,488	8,418	6,283	7,188
	金額(千円)	125,022	144,548	67,795	61,140	66,433
計	対象者	3,879	3,805	3,697	3,659	3,648
	件数	91,908	95,336	92,007	74,528	79,221
	金額(千円)	637,043	585,952	521,023	439,281	444,605

(25)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

- ・ 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満である者

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
支給人員	特別障害者手当	1,492	1,449	1,451	1,366	1,368
	障害児福祉手当	727	653	620	644	557
	福祉手当(経過措置分)	477	393	349	311	261
	計	2,696	2,495	2,420	2,321	2,186
支給額(千円)		56,792	53,354	52,298	49,850	47,933

人員は延人員

(26)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態(法令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を看護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

<実績>

(手当支給停止者を除く。平成23年3月31日現在)

年度	18	19	20	21	22
支給人員	133	118	124	123	133

特別児童扶養手当(旧法昭和46年4月1日以前認定分)は、国100%負担

3 精神保健福祉**(1)精神保健福祉相談・訪問事業**

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

<実績>

精神保健相談の状況

(単位:件)

年度		精神保健相談								
		実人員	延 人 員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
18	男	69	126	0	56	11	3	0	12	44
	女	38	75	2	34	0	0	1	10	28
19	男	80	257	2	129	12	2	1	39	72
	女	68	152	13	28	1	0	1	37	72
20	男	56	192	0	113	8	0	0	18	53
	女	53	169	8	79	0	0	3	20	59
21	男	67	130	8	45	9	4	1	12	51
	女	57	130	6	34	1	0	1	11	77
22	男	69	157	6	44	7	0	6	26	68
	女	53	126	8	40	2	0	2	19	55

精神保健訪問指導の状況

年度		精神保健訪問指導					
		実人員	延 人 員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
18	男	16	45	2	29	0	14
	女	23	43	3	14	1	25
19	男	40	117	11	51	7	48
	女	19	83	2	18	1	62
20	男	31	83	0	50	0	33
	女	16	41	1	17	0	23

21	男	32	53	2	26	1	24
	女	21	38	1	9	0	28
22	男	21	39	1	25	1	12
	女	12	17	0	8	0	9

心の健康相談

(単位：件)

年度 区分	18	19	20	21	22
相談延人員	26(2)	25(2)	31(2)	25(4)	21(2)

()内は、酒害相談を内数で示す。

(2)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

1)精神保健福祉講演会

『「引きこもり」これって病気?』をテーマに講演会を実施。

【参加者数】 64人

2)精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を2回シリーズで実施。

【参加者数】 48人

3)自殺対策緊急強化事業

普及啓発事業

「眠れていますか? ~ 良い仕事と健康は良い眠りから ~」をテーマに講演会を実施。

【参加者数】 117人

「高齢者のうつ病と認知症」をテーマに5地区公民館で講演会を実施。

【参加者数】 208人

対面型相談支援事業(「いのちの相談窓口」)

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 18件

(3)大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者支援協議会を設置している。協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保・就労などの課題ごとにプロジェクト会議を設置、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

第6節 社会・勤労者福祉

1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者、戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者、戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別甲慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

戦傷病者、戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

<実績>

平成22年度は、第9回の戦没者等の遺族に対する特別甲慰金の受付を行った。

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、JR乗車券交付等）	45	27	13	10	5
特別甲慰金	46	138	0	42	9
特別給付金	49	6	36	17	0
恩給及び援護関係相談	約 700	約 900	約 650	約 600	約 500

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等		所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
戦没者数（柱）	1,972	1,889	1,793	1,699	1,606
戦災死没者数（柱）	237	226	211	194	190
遺族参加者数	619	496	430	392	375

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

未帰還者留守家族等援護法で、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、こ

れらの方々を援護するものである。

2 災害弔慰金

(1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害援護資金の貸付は国 2/3 県 1/3)

< 目的・事業内容 >

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

< 支給対象 >

災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

災害援護資金の貸付対象

- ・県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主
- ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項に掲げる所得要件に該当する者

< 実績 >

区分		年度	18	19	20	21	22
災害弔慰金	対象者		0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		0	0	0	0	0
災害障害見舞金	対象者		0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		0	0	0	0	0
災害援護資金の貸付	対象者		0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
	金額(千円)		0	0	0	0	0

本市において、平成 18 年度から平成 22 年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

本市の災害(暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災

害をいう)の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

<支給対象>

災害見舞金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・ 現に居住している建物が被害を受けた者

災害弔慰金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・ 災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者

条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けてないこと

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
災害見舞金	支給対象世帯	22	14	14	13	6
	金額(千円)	774	531	527	524	245
災害弔慰金	支給対象者	3	3	1	0	1
	金額(千円)	220	230	100	0	100

3 日本赤十字社事業

日本赤十字社福岡県支部と連絡を密にして、次の事業を推進している。

(1)日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

<目的・事業内容>

災害救護活動をはじめ医療事業・血液事業・社会福祉事業などの諸事業を実施するために必要な財政的支援基盤を強化するため、赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深め個人及び法人に支援をいただく。

毎年5月の「赤十字社増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
目標額(円)		12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000
達成額(円)		10,769,715	10,270,702	10,148,894	9,802,425	9,388,593
達成率(%)		87.2	83.1	82.2	79.3	76

町内会組織からの脱退による募集体制の変化により年々減少傾向にある。

(2)各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

< 実績 >

平成22年度は、5学童保育所（三池・高取・白川・大牟田・中友）と平原学童クラブの指導員を対象に救急法の講習を実施。

(3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配布する。また、必要に応じて災害義援金等の募集を行う。

< 実績 >

平成22年度は被災見舞い8件に救援物資を配布。
災害義援金等の募集及び、報道発表等10回。義援金送金12回。

(4) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

< 実績 >

区分	献血申込者数			200ml 献血者数			400ml 献血者数			不適者数 (人)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
地域	1,380	1,406	2,786	0	0	0	1,263	1,008	2,271	515
職域	1,429	501	1,930	0	0	0	1,303	306	1,609	321
学域	299	88	387	0	0	0	265	62	327	60
計	3,108	1,995	5,103	0	0	0	2,831	1,376	4,207	896

平成22年度の献血者数は前年度と比較して341人増加している。

4 勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

派遣労働者等緊急雇用相談窓口

急速な景気後退の状況下雇用情勢の悪化に伴う派遣労働者等の解雇、雇止め等による雇用、生活等の相談に緊急相談窓口を設置し、助言や関係機関の案内を行い相談の解決に向け対応した。

<対象者>

派遣労働者等

<実績>

相談内容・件数	年度	20	21	22
雇用に関する事		12	31	15
労働に関する事		1	0	0
生活・融資に関する事		8	14	13
住宅に関する事		8	6	1
その他		4	5	2
計		33	56	31

労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐ等問題の解決に向け対応した。

<対象者>

中小企業の勤労者等

<実績>

相談内容・件数	年度	18	19	20	21	22
退職に関する事		0	1	1	0	1
解雇に関する事		1	4	4	3	1
求職に関する事		4	2	7	6	10
生活・融資に関する事		0	0	1	2	1
労働条件に関する事		1	4	3	2	1
休業補償に関する事		0	0	0	0	0
雇用保険に関する事		0	0	0	0	0
職場環境に関する事		0	0	1	0	2
その他		0	2	1	2	0
計		6	13	18	15	16

労働事情調査と情報提供

常用労働者5人以上の民間事業所を対象に労働統計調査を実施し、その結果を「賃金と労働福祉」として作成し、市のホームページ上で公開した。調査事業所446事業所のうち回答事業所138事業所。

子育て女性等就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

<実績>

年度	18	19	20	21	22
相談件数	12	7	7	10	26

労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2) 雇用対策

根拠法令等		所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

<実績>

事業種別	項目	平成21年度	平成22年度
緊急雇用創出事業	事業実施数	16事業	18事業
	新規雇用者数(人)	76人	123人
ふるさと雇用再生特別交付金事業	事業実施数	4事業	4事業
	新規雇用者数(人)	8人	9人

* 緊急雇用創出事業は、平成20年度からの繰越事業(8事業)を含む。

* 新規雇用者数は、延人数(6ヶ月毎に1人のカウント)で、中途退職者も含む。

大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田商工会議所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・福岡県筑後労働者支援事務所
- ・大牟田市
- ・大牟田高等技術専門学校

<事業内容・実績>

- ・大牟田市ホームページでの企業情報「11ポマト」の情報提供
- ・障害者雇用促進のための優良事業所の表彰
- ・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
- ・労働問題相談会の開催
- ・大牟田市労働なんでも相談会の開催
- ・働く人のなんでも労働相談会の共催
- ・ふるさと福祉・職場面談会(実行委員会形式)
- ・労働に関する諸情報の広報
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の共催
- ・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の共催

広域的雇用対策

<事業内容・実績>

雇用の安定・雇用の創出・開発等について次の会議に出席し、検討・協議を行った。

- ・筑後ブロック雇用促進会議
- ・筑後地域雇用労働福祉会議

雇用促進等のための助成

< 事業内容・実績 >

次の団体へ補助金を支出し、標記目的達成を図った。

- ・大牟田市シルバー人材センター

平成22年度末をもって長寿社会推進課へ所管替えとなる。

勤労者福祉施設の管理及び連絡調整

< 事業内容・実績 >

雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）による勤労者住宅の設置目的達成のための連絡調整を行っている。なお、国の行財政改革等により、平成14年度末に産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）を、平成15年10月に大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）を譲り受け、以降本市所有施設として管理を行った。平成18年度からは民間に本施設を貸与し、平成22年度からは新たな民間事業者への貸与により、運営を続けている。雇用・能力開発機構建設施設の譲渡協議については、雇用促進住宅（3宿舍）のみ継続となっている。

- ・産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）（昭和49年建設）
- ・大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）（昭和54年建設）
- ・雇用促進住宅宿舍駐車場
 - 白川宿舍駐車場（平成6年10月設置）
 - 小浜宿舍駐車場（平成11年7月設置）
 - 大牟田宿舍駐車場（平成12年3月取得）

(3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

< 目的・事業内容 >

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学が困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

支給対象者は次の全てに該当する人

- ・本人若しくは保護者が市内に居住し、22年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは22年度に高等学校を中退した人
- ・要綱に掲げる専修学校等に23年4月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
- ・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
- ・次のいずれかに該当する世帯
 - 生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
- ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人

市内の主な対象校

- ・大牟田医師会看護専門学校 看護高等課程・准看護科
- ・専修学校紫苑学院 家政一般課程・洋裁科
- ・専修学校麗学園 家政一般課程・洋裁本科

貸付金額及び期間

- ・入校支度金... 100,000円
- ・修学資金（月額）... 専門課程53,000円、その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）30,000円
- ・貸付の期間は、修学年限

返還について

- ・無利息
- ・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
- ・期間は、貸し付け年限の3倍以内の期間（最長12年）

<実績>

年度	18	19	20	21	22
貸付件数・金額					
新規（件）	0	0	0	0	1
継続（件）	2	0	0	0	0
貸付金額（千円）	720	0	0	0	460

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

<施設概要>

開設年月日	昭和53年6月2日
敷地面積	2,313.85 m ²
建築面積	1,212.77 m ²
建築延面積	3,298.80 m ²
構造	鉄筋コンクリート3階建 (一部4階)
主な施設	中ホール(200人) 研修室(50人) 講習室(30人×2室) 会議室(30人、10人) 和室(10人×2室)
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

<実績>

年度	18	19	20	21	22
区分					
利用延人数（千人）	57	47	38	34	43
使用料（千円）	13,119	13,129	10,504	8,560	10,184
利用件数	1,551	1,430	1,150	872	1,082

第7節 生活保護

1 生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 3/4 市 1/4

< 目的・事業内容 >

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等に当たる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等にわけて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は2級地-2で標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準は145,270円となる。(平成22年4月1日改正：対前年度比100.0%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、以後51年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和52年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和57年度から60年度にかけて急増した。その後、昭和61年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成9年3月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成9年度中期から平成15年度までは増加傾向となり、平成16年度から現在まで微増傾向へと転じてきている。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成22年度の世帯の状況

最近の経済不況を反映し平成 21 年度に引き続き、開始世帯数・人員ともに増加している。

保護率は、人口千人に対し約 34.9 人で、県平均の 24.6 人、全国平均 15.2 人(H23.4 生活保護速報)と比較すれば高い率を示している

世帯類型は、高齢者世帯 48.5%、その他の世帯 25.1%、傷病障害者世帯 22.6%、母子世帯 3.8%の順で構成されている。高齢者世帯 48.5%は、全国平均 42.9% (H23.4 生活保護速報) より高く、保護受給期間の長期化傾向を示している。保護開始理由のうち収入の減等によるものが 32.6%と、傷病によるもの 29.4%を上回った。母子世帯 3.8%は全国平均の 7.7% (H23.4 生活保護速報) より低く、その他の世帯 25.1%は全国平均の 16.2% (H23.4 生活保護速報) と比べ高い率を示している。

働きながら保護を受けている稼働世帯は 10.8%となっている。就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

<実 績>

生活保護の年度推移

保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区 分		年 度				
		1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
相 談		1,204	940	991	1,474	1,492
再 掲	助言指導等	614	365	361	544	505
	申請書交付	329	330	370	498	551
	申請書受理	261	245	260	432	436
申 請		261	245	260	432	436
却 下		8	7	6	13	9
開 始	世帯数	244	227	249	387	405
	人員	374	354	381	616	622
廃 止	世帯数	253	217	232	226	262
	人員	362	307	326	292	355

保護の世帯数人員の推移

世帯数・人員は年度の月平均

区 分		年 度				
		1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
生活扶助	世帯数	2,363	2,369	2,390	2,465	2,623
	人員	3,527	3,491	3,478	3,580	3,824
住宅扶助	世帯数	2,121	2,123	2,146	2,211	2,363
	人員	3,071	3,029	3,021	3,111	3,351
教育扶助	世帯数	172	162	154	153	158
	人員	271	251	229	235	240
介護扶助	世帯数	391	402	418	428	441
	人員	404	411	421	438	457
医療扶助	世帯数	2,707	2,704	2,729	2,811	2,955
	人員	3,732	3,699	3,712	3,831	4,054
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	71	83	72	76	88
	人員	77	91	84	93	103
葬祭扶助	世帯数	9	7	7	7	8
	人員	9	7	7	7	8
計	世帯数	2,813	2,808	2,834	2,924	3,083
	人員	4,039	3,988	3,976	4,101	4,350
保護率	(%)	30.8	30.8	31.1	32.5	34.9

保護費の推移

(単位 千円)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
生活扶助	1,957,829	1,930,176	1,924,921	2,011,325	2,173,868
住宅扶助	573,744	575,727	587,756	619,859	670,202
教育扶助	20,233	18,691	17,334	25,204	27,724
介護扶助	79,517	87,762	85,461	81,251	82,541
医療扶助	4,419,945	4,197,089	4,278,242	4,454,264	4,463,793
出産扶助	3,052	2,897	1,625	1,965	3,662
生業扶助	12,424	16,014	14,388	21,674	19,859
葬祭扶助	20,522	16,176	19,866	19,446	19,158
保護施設事務費	3,679	3,724	3,808	4,508	6,161
計	7,090,945	6,848,256	6,933,401	7,239,496	7,466,968

(2) 自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

< 目的・事業内容 >

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援する。所内では専門的就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかつた被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

また、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に、平成20年度から開始した3事業についても引き続き取り組みを行なった。さらに、多重債務等で借金を抱える被保護世帯の生活を再建する対策として多重債務者対策事業に取り組みを行なった。

就労支援事業

・生活保護受給者等就労支援事業

平成17年9月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

・大牟田市被保護者就労支援事業

平成18年8月から、専門の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

就労意欲喚起等支援事業

平成20年11月から、被保護者の中で大工や左官、塗装工など種々の技術や資格を持った人材や、自己資源を還元できる人材を集約し、動物園、障害者施設での作業等による就労体験を行う。就労体験をすることで、就労意欲を喚起したり、社会生活・日常生活の自立を支援していく。

また、従来からの動物園、障がい者施設、介護施設での就労体験に加え、平成22年10月からは農業による就労体験事業を新たに追加し、農家の方の指導を受けながら、野菜の栽培や収穫等による就労体験を行うことで、就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを作り、自立への支援を行なう。

精神障害等地域移行支援事業

平成20年10月から、専門の支援相談員を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院してい

る者のうち、症状が安定している者に対し、受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

教育環境整備事業

平成20年12月から、地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し、進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。
高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。

多重債務者対策事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

<実績>

就労開始者の推移

・生活保護受給者等就労支援事業

区分	年度				
	18	19	20	21	22
就労支援対象者(人)	9	5	22	47	29
就労開始者(人)	5	2	3	18	17

・大牟田市被保護者就労支援事業

区分	年度				
	18	19	20	21	22
就労支援対象者(人)	37	57	28	28	8
就労開始者(人)	13	22	14	7	2

支援者数

事業名	プログラム名	年度			
		区分	20	21	22
就労意欲喚起等支援事業	動物園就労体験	支援者数(人)	19	20	20
	障がい者施設就労体験	支援者数(人)	5	6	8
	介護施設就労体験	支援者数(人)	3	8	3
	農業就労体験	支援者数(人)	-	-	4
精神障害等地域移行支援事業	精神障害等 地域移行支援	支援者数(人)	5	21	26
		うち地域移行者(人)	2	12	6
教育環境整備事業	フレンドシップ学び場	支援者数(人)	7	9	6
		うち高校進学者(人)	6	7	6
多重債務者対策事業	多重債務者対策支援	支援者数(人)	-	15	6
		うち支援終了(人)	-	6	3

(3)住宅手当緊急特別措置事業

根拠法令等	住宅手当緊急特別措置事業実施要領	所管課	保護課
申請窓口	大牟田市社会福祉協議会(委託) (所管:保護課相談支援担当)	負担割合	国 10/10

< 目的・事業内容 >

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、6月間を限度(平成22年度から要件に該当する者については、最大3月間の支給期間の延長可。)として住宅手当(家賃相当額)を支給すると共に、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なうもの。

なお、本事業については、平成21年度から平成23年度まで(但し、平成23年度については、平成22年度支給決定者に対する手当支給のみ)の期間限定の臨時的事業であったが、国の閣議決定を受け、事業期間を1年間延長することとなった。

< 実績 >

住宅手当支給決定者の推移 (H21年度から開始)

区分 \ 年度	21	22
支給決定者 (人)	8	15
支給額 (円)	773,400	2,364,400

第8節 健康増進と疾病対策

1 健康づくり啓発事業

(1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康日本21に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質(QOL)の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

- 健康づくり応援情報「ウエルネス通信」の「広報おおむた」への掲載
- ウエルネスおおむた応援事業登録事業(健康づくり関連事業の登録と市民への推奨)の推進
- 広報誌及びインターネット等を通じた普及啓発
- その他健康づくりの推進につながる事業等

<実績>

健康づくり応援情報誌「ウエルネス通信」発行実績

年度	20	21	22
発行回数	3回	3回	3回
発行内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導がスタート ・「ウエルネスおおむた健康カルタ」の紹介 ・お花見ウォーキングのご案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性特有のがん検診推進事業がスタート ・新型インフルエンザワクチン接種について ・食育について 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりイメージキャラクター「ウエルゴン」健康カルタの紹介 ・子宮頸がん予防ワクチンについて ・花粉症の予防対策

ウエルネスおおむた応援事業登録事業の推進

年度	20	21	22
庁内事業	18事業	15事業	10事業
庁外事業	12事業	11事業	11事業
合計	30事業	26事業	21事業

(2) 大牟田地域健康推進協議会委託事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質(QOL)の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

<実績>

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年度	18	19	20	21	22	
開催期間	9月9日・10日	9月8日・9日	9月6日・7日	9月5日・6日	9月4日・5日	
特別講演 市民大会	講師名	西岡 和男	〔シンポジスト〕 中山顯兒・古賀龍夫・東原徹・最所純平・中嶋晃	清原 裕 〔シンポジスト〕 黒田英作・松田宏一 外	早淵仁美 〔シンポジスト〕 友田弘道・松田宏一 外	徳留信寛 早淵仁美 〔シンポジスト〕 大地信彰 外
	テーマ	「生活習慣病からメタボリック症候群へ」	「医療崩壊の危機」～大丈夫？有明地域の救急医療～	「メタボリックシンドロームはなぜこわい？」～久山町研究からのメッセージ～	「今日の食育・明日の健康」～食事バランスガイド簡単活用術～	食習慣関連がんの予防とコントロール

2 生活習慣病対策（栄養改善対策事業）

(1) 栄養教育・栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてQOLの向上のためのライフステージに応じた栄養指導（食育教室、健幸料理教室、食事バランスガイドを使った食生活診断等）及び食生活の支援を行うとともに、22年3月に策定した「健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～」の推進1年目として全世代を対象とした食育講座を開催。緊急雇用創出事業として、管理栄養士等を雇用し「健やか住みよか食育講座」を実施。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

<実績>

栄養教育、栄養改善指導の実績

項目等		年度	18	19	20	21	22
栄養教育	栄養・健康 増進・食育	回数	48	41	31	25	79
		延人員	1,010	944	755	913	2,162
栄養改善 指導	個別指導		1,058	977	823	747	1,263
	集団指導		4,330	2,553	2,572	1,060	1,139
	給食施設指導		264	207	214	160	165

各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

緊急雇用創出事業健康教育実績一覧表

事業概要	健やか住みよか食育講座		妊産婦に対する食育講座		視聴覚教育クラブとの連携による食育講座		若者を対象とした食育講座	
	管理栄養士による地域等に出かけての食育普及の出前講座		管理栄養士による産科医療機関での食育普及の講座		ボランティア団体である視聴覚教育クラブとの連携による視聴覚機材も活用した食育普及の講座		生涯学習課との連携により若者世代の生活習慣病対策を進めるための食育講座	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
	30	624	6	49	3	63	8	47
							総計	783人

3 生活習慣病対策（成人保健事業）

(1)健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3

<目的・事業内容>

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
総合	実施回数	32	33	13	13	13
	被指導延人員	598	1,082	660	902	868
重点	実施回数	135	58	35	47	59
	被指導延人員	784	602	143	206	148
計	実施回数	167	91	48	60	72
	被指導延人員	1,382	1,684	803	1,108	1,016

健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

(2)健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3

<目的・事業内容>

健康相談事業に同じ。

<実績>

区分		年度					
		18	19	20	21	22	
集 団	実施回数	59	44	48	61	63	
	被指導延人員	1,060	1,127	962	1,131	1,125	
個 別	高血圧	実施回数	0	0	0	0	0
		被指導実人員	0	0	0	0	0
	高脂血症	実施回数	0	0	0	0	0
		被指導実人員	0	0	0	0	0
	糖尿病	実施回数	18	18	0	0	0
		被指導実人員	29	30	0	0	0
	禁 煙	実施回数	0	0	0	0	0
		被指導実人員	0	0	0	0	0

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

平成20年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞り行っている。平成19年度よりメタボ予防相談を開始した。

(3) 訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3

<目的・事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に2次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
指 導 実 人 員		1,749	2,186	319	320	890
指 導 延 人 員		2,231	2,563	334	334	892

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者を64歳までとした。

平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

平成20年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。

平成21年度女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者(40歳)を対象に受診勧奨を行った。

(がん検診精密検査未受診者訪問実績)

*訪問時には受診勧奨、生活指導等を行った。

区分		年度		
		20	21	22
精密検査未受診者対象人員		203	180	138
精密検査済み人員		94	81	76
精密検査未受診人員		83	82	53
不明人員		26	17	9

(4) 各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3 (一部は市 10/10)

< 目的・事業内容 >

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として40歳以上子宮がん検診は20歳以上の女性の市民を対象に実施している。

< 実績 >

区分	受診者数					要指導・医療・精検者数				
	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22
生保等健康診査	-	-	36	34	7	-	-	31	34	6
基本健康診査	5,017	5,296	-	-	-	4,106	4,411	-	-	-
若者健康診査	56	52	55	-	-	29	27	20	-	-
肝炎ウイルス検診	502	-	-	-	-	20	-	-	-	-
子宮がん検診	1,630	2,063	2,037	3,139	2,891	22(2)	26(2)	28(5)	43(7)	51(5)
胃がん検診	998	608	505	526	525	88(0)	54(0)	41(1)	41(2)	39(1)
乳がん検診	469	1,000	721	1,966	1589	53(7)	101(3)	79(2)	224(8)	162(10)
大腸がん検診	2,425	2,507	2,068	2,191	2,250	220(2)	215(7)	188(5)	216(14)	172(6)
肺がん検診	1,748	1,472	903	569	596	177(3)	140(3)	71(0)	40(1)	43(0)
前立腺がん検診	41	32	39	74	56	3(0)	5(0)	1(0)	3(0)	9(0)

()内はがん患者発見数。

14年度から18年度まで、C型肝炎緊急対策として、基本健康診査に肝炎ウイルス検診を導入した。

16年度より、乳がん集団検診にマンモグラフィ（乳房エックス線撮影）を導入し、精度向上を図った。

18年度より20年度まで「若者健康診査」を実施した。

20年度より「基本健康診査」を廃止し、「生活保護受給者等を対象とした健康診査（生保等健康診査）及び保健指導」を開始した。

21年度より特定の年齢に達した女性に対して、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るために、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診を開始した。

4 歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

(1) 成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

< 実績 >

区分	18	19	20	21	22
みんなの健康展 歯と歯ぐきの健康教室 延人数	831	882	875	668	647

「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛

生士による歯磨き指導、フッ化物塗布を実施。

(2) 歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

<実績>

区分	年度	18	19	20	21	22
歯の衛生週間行事による健診者		604	607	565	647	551

5 難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

<受給対象者>

市内に住所を有する者
 国民健康保険法の規定による被保険者
 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
 生活保護法による保護を受けていない者

<実績>

番号	疾患名	受給者数	番号	疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	27	33	特発性大腿骨頭壊死症	22
2	多発性硬化症	14	34	混合性結合組織病	9
3	重症筋無力症	22	35	原発性免疫不全症候群	1
4	全身性エリテマトーデス	61	36	特発性間質性肺炎	5
5	スモン	6	37	網膜色素変性症	31
6	再生不良性貧血	8	38	プリオン病	1
7	サルコイドーシス	9	39	原発性肺高血圧症	1
8	筋萎縮性側索硬化症	8	40	神経線維腫症	1
9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	51	41	亜急性硬化性全脳炎	-
10	特発性血小板減少性紫斑病	32	42	バッド・キアリ (Budd-Chiari) 症候群	-
11	結節性動脈周囲炎	5	43	特発性慢性肺血栓栓症 (肺高血圧型)	2

12	潰瘍性大腸炎	133	44	ライソゾーム病 (ファブリー病[Fabry]病含む)	2
13	大動脈炎症候群	9	45	副腎白質ジストロフィー	-
14	ピュルガー病	13	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-
15	天疱瘡	6	47	脊髄性筋萎縮症	-
16	脊髄小脳変性症	35	48	球脊髄性筋萎縮症	-
17	クローン病	49	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	-
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	50	肥大性心筋症	-
19	悪性関節リウマチ	10	51	拘束型心筋症	-
20	パーキンソン病	150	52	ミトコンドリア病	3
21	アミロイドーシス	8	53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	1
22	後縦靭帯骨化症	79	54	重症多形滲出性赤斑(急性期)	-
23	ハンチントン病	1	55	黄色靭帯骨化症	-
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	12	56	間脳下垂体機能障害	-
25	ウェゲナー肉芽腫症	-		1. PRL 分泌異常症	1
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	16		2.ゴナドトロピン分泌異常症	1
27	シャイ・ドレーガー症候群	19		3. ADH 分泌異常症	-
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	-		4. 下垂体性TSH分泌異常症	-
29	膿疱性乾癬	-		5. クッシング病	-
30	広範脊柱管狭窄症	5		6. 先端巨大症	5
31	原発性胆汁性肝硬変	20		7. 下垂体機能低下症	7
32	重症急性膵炎	-			

注)平成21年10月より、疾患番号46~56の11疾患が追加された。

6 肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治療は、B型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の治療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る治療費を助成し、患者の治療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

<対象疾患>

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

<対象患者>

市内に住所(住民票)を有するもの

医療保険各法(後期高齢者医療を含む)の被保険者又は被扶養者であること

B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者

B型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者又は治療中の者

<助成期間・回数>

インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について1か年を限度とする。

ただし、副作用等による延長、72週投与による延長は認める。

一定の基準をみたしたものは、2回目の制度利用ができる。

核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について1か年を限度とする。

ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

<申請・交付>

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めるときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

<実績>

(単位：件)

年度	20	21	22
申請者数	102	59	134
承認	99	57	134
不承認	1	0	0
取り下げ	2	2	0

平成20年4月より肝炎インターフェロン治療費助成を実施。

平成22年4月より核酸アナログ製剤治療費助成を実施。

7 結核対策事業

(1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			定期外健康診断	国 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び定期外の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

<実績>

(単位：人)

区分	年度	定期健康診断	定期外健康診断	計
	BCG接種	18	918	0
	19	-	-	-
	20	-	-	-
	21	-	-	-
	22	924	0	924

レントゲン 間接撮影	18	5,515	0	5,515
	19	5,361	0	5,361
	20	5,572	0	5,572
	21	4,581	0	4,581
	22	4,122	0	4,122
レントゲン 直接撮影	18	5,917	193	6,110
	19	6,099	137	6,236
	20	6,503	129	6,632
	21	7,040	201	7,241
	22	7,144	183	7,327

平成15年度をもって一般健康診断を廃止したため、レントゲン撮影数が減少。

平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

平成19年4月1日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのBCG接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

(2)健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	

<目的・事業内容>

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年12月より、大牟田市結核患者服薬確認(DOTS)事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

<実績>

年度	18	19	20	21	22
区分					
健康相談	324	161	165	229	215
家庭訪問指導	278	439	143	375	619

(3)医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	37条の2(結核患者)	国1/2 市1/2
			37条(入院患者)	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請(法第37条及び法第37条の2)を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

<実績>

区分		入院患者 (37条)	結核患者 (37条の2)	計
延医療給付件数 (件)	18	26	742	768
	19	39	571	610
	20	31	255	286
	21	61	233	294
	22	82	314	396

医療費負担金 (千円)	18	2,101	1,194	3,295
	19	4,927	1,353	6,281
	20	3,292	793	4,085
	21	14,075	1,049	15,124
	22	6,694	921	7,615

(4) 新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

< 実績 >

年度	新登録結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
18	26	19.7	0	0	1	2	4	1	4	14
19	35	26.8	0	0	2	1	0	2	8	22
20	19	14.7	0	0	0	1	2	3	1	12
21	33	25.9	0	0	1	0	0	3	8	21
22	37	29.4	0	0	0	2	1	2	3	29

罹患率は人口10万人対。

8 感染症対策事業

(1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

< 目的・事業内容 >

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

< 実績 >

(単位：件)

区分	年度	18	19	20	21	22
	一	ペスト	-	-	-	-
類 感 染 症	エボラ出血熱	-	-	-	-	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-	-	-
	マールブルグ病	-	-	-	-	-
	ラッサ熱	-	-	-	-	-

二 類 感 染 症	ポリオ	-	-	-	-	-
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	SARS	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ H5N1	-	-	-	-	-
三 類 感 染 症	コレラ	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢			1		1
	腸管出血性大腸菌感染症				4	1
	腸チフス					
	パラチフス					
	合 計	0	0	1	4	2

(2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	・厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知	所 管 課	健康対策課
	・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針		
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

H I V抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、H I Vや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成 18 年 7 月より H I V 感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、H I V 即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後 1 時から 2 時 30 分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前 8 時 30 分から午後 0 時、午後 1 時から午後 5 時までの時間に実施している。

< 実 績 >

(単位:件)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
抗 体 検 査	144	179	171	152	126
相 談	121	110	69	52	51

12 月 1 日の世界エイズデーに賛同し、第 14 回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取り組みを行った。

- ・市内の高校 8 校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等 7 か所に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・12 月 1 日 J R 大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施。市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・12 月 6 日保健所で H I V 夜間検査を実施。

6 月の第 1 週に定められた H I V 検査普及週間には、市内の娯楽施設 7 か所へポスターの掲示、エイズ啓発セットの設置及び保健所で実施している H I V 検査の周知を行った。また、6 月 7 日に保健所で H I V 夜間検査を実施した。

(3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
	担当窓口		

< 目的・事業内容 >

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。

H I V抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

<実績>

区分		年度				
		18	19	20	21	22
被検査者		22	23	15	10	10
内 訳	男	14	17	11	6	4
	女	8	6	4	4	6

9 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

<実績>

(単位：人)

区分		年度				
		18	19	20	21	22
急性灰白髄炎（ポリオ）		1,723	1,766	1,853	1,642	1,790
三種 混合	ジフテリア					
	破傷風 百日咳	3,454	3,873	3,571	3,638	3,692
二種 混合	ジフテリア					
	破傷風	527	491	575	606	601
麻しん風しん		1,531	1,576	3,250	3,275	3,215
風しん		-	-	-	-	-
麻しん（はしか）		-	-	-	-	-
日本脳炎		140	847	1,799	1,475	2,601
BCG		-	926	844	921	928
インフルエンザ		18,213	19,325	21,068	19,364	22,536
合 計		25,588	28,804	32,960	30,921	35,363

平成17年7月29日の予防接種法改正に伴い、日本脳炎の第3期予防接種の廃止。

平成17年8月1日から、「福岡県定期予防接種広域化」が実施され、予防接種対象者の身体状況等を日頃から把握する、かかりつけ医による予防接種を推進し、被接種者が安心して接種が受けられる体制の整備が行われた。

平成17・18・19・20年度の日本脳炎の定期予防接種は、厚生労働省の勧告に基づき、接種の積極的勧奨を差し控える。

平成18年4月1日の予防接種法改正を前に、平成17年11月に麻しんと風しん予防接種未接種者に対し、個別通知による接種勧奨を実施した。

平成18年4月1日の予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種は、麻しん風しん混合による2回接種制度が導入され、対象者は第1期 生後12月～24月未満、第2期 小学校入学前の1年間（5歳～7歳未満）に見直された。

平成19年4月1日の予防接種法改正に伴い、BCGの予防接種を個別接種で実施した。

平成20年4月1日の予防接種法改正に伴い、平成20年度から5年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第3期対象者（中学1年生に相当する年齢の者）、第4期対象者（高校3年生に相当する年齢の者）が新たに追加された。

10 公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	

< 目的・事業内容 >

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病がなくなっていると認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

< 実績 >

被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分 実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
18	1,108	18	2,036	1,529	488	19
19	1,063	18	2,081	1,572	490	19
20	1,012	19	2,133	1,615	499	19
21	963	19	2,182	1,661	502	19
22	919	19	2,226	1,700	507	19

法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分 実認定者数	失効数 (累計)			
		計	死亡	治癒等	転出
18	40	238	145	44	49
19	37	241	147	44	50
20	35	243	149	44	50
21	33	245	151	44	50
22	33	245	151	44	50

条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

認定疾病別の人数(死亡・治癒・転出等を除く)

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分 計	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ				
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
18	1,108	416	692	502	153	349	598	257	341	0	0	0	8	6	2
19	1,063	403	660	473	146	327	584	253	331	0	0	0	6	4	2
20	1,012	383	629	441	136	305	569	246	323	0	0	0	2	1	1
21	963	368	595	410	125	285	552	242	310	0	0	0	1	1	0
22	919	349	570	382	114	268	536	234	302	0	0	0	1	1	0

(イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
18	40	13	27	15	4	11	25	9	16	0	0	0	0	0	0
19	37	12	25	15	4	11	22	8	14	0	0	0	0	0	0
20	35	11	24	13	3	10	22	8	14	0	0	0	0	0	0
21	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
22	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える(以下同じ)。

< 目的・事業内容 >

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

< 実績 >

法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
18	645,207	271,813	36,350	6,204	284,318	-
19	624,215	251,246	42,887	12,572	271,287	-
20	586,030	225,551	43,661	7,823	257,976	-
21	554,509	206,440	37,505	9,208	243,006	-
22	542,494	192,972	60,434	11,468	230,224	-

条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
18	34,954	21,994	7,244	1,270	10,499
19	32,345	21,419	3,622	756	10,064
20	30,499	19,790	2,627	936	9,357
21	27,795	20,406	0	0	9,052
22	26,681	18,930	0	0	8,044

(3) 療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

< 目的・事業内容 >

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

<実績>

法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
18	625,222	123,624	2,594	0
19	590,125	119,563	1,335	45
20	530,248	117,836	1,918	218
21	492,035	114,353	2,442	188
22	508,878	115,645	3,709	203

条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
18	26,830	4,518	0	0
19	27,396	4,514	0	0
20	21,777	4,726	0	0
21	22,693	4,591	0	0
22	17,732	4,571	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実績>

法関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)	家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業	
		ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数
18		32	177(実数) 1,978(延数)	453	1	0	-
19		24	199(実数) 1,872(延数)	455	1	0	-
20		23	299(実数) 2,684(延数)	452	1	0	247
21		42	250(実数) 2,652(延数)	453	1	0	280(季節性) 307(新型)
22		22	198(実数) 2,296(延数)	410	1	0	176(季節性) 124(新型)

インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)

21年度のインフルエンザ予防接種費用助成事業は、季節性と新型の予防接種について実施。

条例関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
		ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数
18		0	9(実数) 111(延数)	9	1	0	-
19		0	6(実数) 93(延数)	28	1	0	-
20		1	10(実数) 98(延数)	7	1	0	11
21		1	8(実数) 121(延数)	9	1	0	12(季節性) 7(新型)
22		1	8(実数) 128(延数)	14	1	0	9(季節性) 1(新型)

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

法改正(昭和63年3月1日施行)により新たな被害者の認定は行われなかったこととなったが、大気汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

<実 績>

健康相談事業

年度	名 称	実施回数	延参加者数 (うち個別相談者数)	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問 実施件数
18	ぜん息予防教室	7	118(6)	0	0
19	ぜん息予防教室	7	140(7)	0	0
20	ぜん息予防教室	7	135(7)	0	0
21	ぜん息予防教室	8	201(9)	0	0
22	ぜん息予防教室	7	94(2)	0	0

21年度の実施回数のうち1回は、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を、機能訓練事業(水泳訓練教室)の開級式での講演会を兼ねて実施したもの。

健康診査事業(乳幼児アレルギー問診)

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後 の数(アレルギー素 因等保有児の数)	指導実施数	健康相談事業への 参加につなげた数 (延)
18	12	3,699	714	339	48
19	12	3,624	671	304	52
20	12	3,505	675	347	47
21	12	3,539	782	398	70
22	12	3,566	813	452	34

16年度から4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
18	18	76	5日間
19	23	99	5日間
20	28	108	5日間
21	15（A日程） 23（B日程）	63（A日程） 100（B日程）	A日程・B日程 とも5日間
22	-	-	-

21年度はA日程・B日程各5日間を2回（延10日間）実施した。また、開級式で、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を実施した。

22年度の水泳訓練教室は中止した。

第9節 生活衛生

1 食品・生活衛生

(1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

< 実績 >

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
18	3,711	1,841
19	3,280	2,008
20	3,318	1,766
21	3,171	1,884
22	3,151	1,712

(2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

< 実績 >

年度	収去検査数	不適件数
18	212	1
19	218	0
20	204	0
21	178	0
22	206	0

(3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

食品関係業者や食品取扱い従事者に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

< 実績 >

年度	実施回数	延べ受講者数
18	29	831
19	31	1,136

20	32	1,103
21	29	1,008
22	34	1,295

(4)生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法 他9法 1実施要領 1衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

生活衛生関連施設の営業許可等及び営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

<実績>

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
18	4,519	102
19	4,507	70
20	4,479	236
21	4,477	32
22	4,468	72

(5)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

<実績>

年度	検査数	不適件数
18	9	0
19	4	0
20	11	0
21	12	0
22	12	1

(6)衛生害虫相談

根拠法令等		所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

<実績>

年度	相談件数
18	301
19	273
20	406
21	236
22	173

2 医事・薬事関係事業

(1) 医療施設等監視・指導

医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法第25条第1項 臨床検査技師等に関する法律第20条の5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

<実績>

	年度	18	19	20	21	22
	項目					
病 院	施設数	25	25	25	25	25
	監視数	25	25	25	25	25
	新規	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0
一 般 診 療 所	施設数	146	144	143	142	140
	監視数	30	28	34	30	33
	新規	12	5	3	1	3
	廃止	13	7	2	2	5
歯 科 診 療 所	施設数	82	81	81	81	81
	監視数	14	14	17	16	18
	新規	3	0	1	0	7
	廃止	3	1	1	0	7
衛 生 検 査 所	施設数	3	3	3	3	3
	監視数	2	1	2	1	2
	新規	1	0	0	0	0
	廃止	1	0	0	0	0

医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

<実 績>

免許等種別		22年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	3	0	1	2	6
	歯科医師	2	0	0	1	3
	薬剤師	4	2	1	0	7
	保健師	13	6	0	0	19
	助産師	1	1	0	0	2
	看護師	55	53	7	0	115
	診療放射線技師	5	0	0	0	5
	臨床検査技師	5	4	2	0	11
	衛生検査技師	10	0	0	0	10
	理学療法士	19	5	0	0	24
	作業療法士	14	3	0	0	17
	歯科技工士	2	1	0	0	3
	視能訓練士	1	0	0	0	1
	管理栄養士	5	3	1	0	9
	死体解剖医	0	0	0	0	0
許等 県知事免	准看護師	41	24	3	0	68
	栄養士	22	6	0	0	28
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合 計		202	108	15	3	328

(2) 休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 9/10 高田町 1/10

<目的・事業内容>

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。休日急患対策事業のうち、在宅当番医診療業務及び大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会は昭和52年度から、また在宅当番医制運営事業及び病院群輪番制事業を昭和53年度から、さらに平日時間外小児急患診療業務を平成14年度から開始した。

<実 績>

休日急患診療件数

年度	開設日数	件 数							急患比 (%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比(%)
18	74	(485) 5,089	(1,878) 4,312	(962) 4,135	(294) 1,319	(495) 631	(386) 465	(4,500) 15,951	28.2	3,250	20.3

19	75	(541) 5,124	(1,644) 4,142	(963) 4,257	(308) 1,331	(407) 566	(343) 411	(4,206) 15,831	26.6	3,469	21.9
20	75	(538) 4,841	(1,898) 4,477	(1,142) 3,370	(301) 1,142	(464) 631	(183) 263	(4,526) 14,724	30.7	3,255	22.1
21	74	(606) 6,013	(2,094) 5,411	(1,210) 3,948	(223) 1,175	(442) 576	(175) 206	(4,750) 17,329	27.4	4,075	23.5
22	73	(546) 4,812	(1,408) 4,640	(934) 2,850	(147) 1,219	(363) 501	(110) 129	(3,508) 14,151	23.0	3,181	23.3

()内は急患数を内数で示す

平日時間外小児急患診療件数

年 度	開 設 日 数	時 間 帯	年 齢	件 数			急患比 (%)	地域外比 (%)
				小児科	その他	計		
21	291	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(497) 1,629	(4) 17	(501) 1,646	30.4	22.0
			7歳以上	(248) 796	(102) 142	(350) 938		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(63) 122	(0) 2	(63) 124	50.8	25.8
			7歳以上	(23) 40	(95) 95	(118) 135		
21年度 計				(831) 2,587	(201) 256	(1,032) 2,843	36.3	20.9
22	292	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(381) 1,436	(6) 12	(387) 1,448	26.7	22.1
			7歳以上	(158) 586	(74) 114	(232) 700		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(36) 89	(3) 3	(39) 92	42.4	27.2
			7歳以上	(7) 20	(57) 61	(64) 81		
22年度 計				(582) 2,131	(140) 190	(722) 2,321	31.1	19.9

()内は急患数を内数で示す

(3) 薬事施設監視・指導

根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、薬事法及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

<実績> 薬事法改正(H 2 1)により一般販売業から店舗販売業へ移行(経過措置期間有)

年度	医薬品販売業					
	店舗販売業(一般販売業)			特例販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
18	(8)	(1)	(7)	6	1	6
19	(8)	(19)	(7)	6	5	0
20	(8)	(18)	(8)	7	4	4
21	13(2)	25(15)	9(1)	7	3	0
22	20(1)	46(1)	8(0)	4	4	0

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付件 数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付件 数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付件 数	立入検 査件数
18	56	21	7	9	4	6	8	1	2
19	53	23	2	10	4	4	9	1	1
20	61	20	2	10	2	3	9	0	0
21	54	26	4	10	7	3	7	2	1
22	54	22	16	10	6	0	5	3	0

(4)薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

シンナー等の乱用は低年齢化し、依然として跡を絶たない現状にある。高校生のヤングボランティア等を中心に登校時間帯に「ダメ・ゼッタイ」普及運動 6・26 ヤング街頭キャンペーンの実施や薬物乱用防止講演会等で正しい知識を啓発し、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

<実績>

年度	講演会等		街頭キャンペーン	
	対象者	受講者数	回数	啓発パンフレット配布数
18	高等学校1校	60	1	1,070
19	高等学校2校、高専1校	1,875	1	1,300
20	高専1校	209	1	700
21	高等学校1校、高専1校	880	1	600
22	高専1校	215	1	1,000

(5)不正大麻・けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

<実 績>

種別 年度	け し		大 麻	
	件 数	株 数	件 数	株 数
18	10	1,669	0	0
19	13	1,336	0	0
20	15	2,965	0	0
21	5	690	0	0
22	16	1,669	0	0

(6)健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱	所管課	生活衛生課
	大牟田市健康危機管理連絡会議要領	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

<実 績>

年度	対 策 実 施 状 況
20	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理連絡会議(8/7) <ul style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザに対応するためのネットワークについて 2 新型インフルエンザに備える。 健康対策課結核感染症担当主査 加賀田義文 3 新型インフルエンザ 企業はどうしたら良いのか。 大牟田市保健所長 西岡和男 ・健康危機管理連絡会議(12/5) <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザの取り組み状況について ・健康危機管理対策本部班長会議(3/31) <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザに関する情報提供について 大牟田市保健所長 西岡和男
21	<ul style="list-style-type: none"> ・大牟田市健康危機管理対策本部班長会議の開催(4月) <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ体制整備について 等 ・大牟田市健康危機管理対策本部会議(4月～11月 計4回)の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・「大牟田市健康危機管理対策本部」の設置について ・「発熱外来」の設置(市立総合病院)について ・「大牟田市業務継続計画」の策定 等 ・大牟田市健康危機管理連絡会議の開催(12月) <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ流行経過及び対応について ・各関係機関との情報共有や意見交換 等 ・個人防護衣(PPE)やタミフル(医薬品)の購入等、新型インフルエンザの強毒化や鳥インフルエンザ流行時に対処して行くため、備品の整備、促進を図った。
22	<ul style="list-style-type: none"> ・大牟田市健康危機管理連絡会議の開催(2月) <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの総括について ・各関係機関との情報共有や意見交換 ・今後の問題について 等 ・大牟田市健康危機管理研修会の開催(2月) <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの現状と今後の課題について

3 動物管理センター

(1) 狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法	所管課	生活衛生課
	大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

<実績>

狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
18	583	2,697	1,933	4,630	5	4
19	622	2,605	2,297	4,902	8	0
20	585	2,414	2,436	4,850	5	2
21	557	2,351	2,431	4,782	5	3
22	477	2,230	2,416	4,646	7	0

捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
18	11	33	32	124
19	6	32	36	105
20	12	23	29	59
21	15	9	35	72
22	5	11	48	33

苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合わせ	合計	指導件数
18	56	106	158	25	1,565	1,910	175
19	54	100	146	18	1,678	1,996	162
20	23	100	103	18	852	1,096	150
21	21	77	111	27	864	1,100	129
22	16	87	132	15	1,475	1,725	146

(2) 動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律	所管課	生活衛生課
	福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

<実績>

犬猫等の引取り及び保護

年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
18	46	114	89	170	117	102	3	14	29	0
19	48	50	42	172	128	111	11	7	17	1
20	16	50	62	136	115	98	2	10	27	4
21	55	40	34	20	108	249	1	10	28	1
22	26	29	14	6	98	150	3	11	24	0

犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
18	153	11	18	48	230	66
19	161	28	22	57	268	47
20	165	19	13	71	268	52
21	180	21	22	81	304	71
22	241	18	16	69	344	42

動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
18	39	15
19	59	15
20	62	15
21	66	15
22	70	15

(3) 動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

年少者に対する出張動物ふれあい教室やワンワン交換会の開催、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- ・ 出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）
- ・ 犬の譲渡（ワンワン交換会・子犬里親さがし）・動物飼育相談
- ・ 譲渡犬等の調査・指導
- ・ 動物愛護週間事業（動物慰霊祭）
- ・ 犬のしつけ方教室の開催

< 実 績 >

出張動物ふれあい教室

年度	保育園	幼稚園	小学校	合計
18	10	9	18	37
19	10	8	17	35
20	11	9	18	38
21	9	9	19	37
22	10	12	21	43

犬猫の譲渡数（ワンワン交換会、子犬里親さがし、センター）・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育 相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
18	29	130	0	10	53	226	115
19	40	89	3	81	32	233	128
20	36	105	13	143	47	208	115
21	55	69	29	147	63	180	95
22	56	42	30	99	54	173	86

譲渡犬等の調査・指導

年度	ワンワン交換譲渡犬 適正管理調査	里親さがし譲渡犬 適正管理調査	犬の繁殖 制限指導	狂犬病ワクチン 未注射飼育者指導
18	32	44	23	1,775
19	6	20	9	1,321
20	4	14	2	1,391
21	38	7	0	630
22	39	4	4	812

4 葬斎場

(1) 大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和58年、59年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和59年7月25日に完成、8月1日から供用開始となった。

人体炉6基、汚物炉1基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約1,700件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

< 実績 >

年度	利用状況											
	合計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
18	1,766	1,723	5	38	1,686	1,652	4	30	80	71	1	8
19	1,755	1,712	2	41	1,684	1,650	2	32	71	62	0	9
20	1,756	1,719	3	34	1,690	1,658	3	29	66	61	0	5
21	1,708	1,667	4	37	1,646	1,610	3	33	62	57	1	4
22	1,760	1,716	4	40	1,685	1,643	4	38	75	73	0	2

5 試験検査

(1) 微生物・臨床検査

根拠法令等	・地域保健法 ・大牟田市保健所使用料及び手数料条例 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	生活衛生課
		負担割合	

< 事業内容 >

- ・ 糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157）
- ・ 感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（O157）他）
- ・ 痰（塗抹）検査（結核菌）
- ・ 血清検査（HIV抗体、梅毒）

< 実績 >

検査項目	年度				
	18	19	20	21	22
病原微生物検査	8,889	8,573	8,162	8,430	7637
痰（塗抹）検査	0	0	0	0	0
血清検査	167	202	186	162	134
その他	0	0	0	0	0

病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

(2) 食品衛生検査

根拠法令等	・食品衛生法 ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所管課	生活衛生課
		負担割合	

< 事業内容 >

- ・ 一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- ・ 食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

< 実績 >

検査項目	年度					
	18	19	20	21	22	
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	172	177	169	154	172
	理化学的検査	45	46	40	26	19
食中毒関係検査	微生物学的検査	65	181	59	56	145
	理化学的検査	0	0	0	0	0

(3) 環境衛生検査

根拠法令等	・水道法 ・遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	

< 事業内容 >

- ・ 飲用水検査
- ・ 利用水等検査（プール水）

<実績>

検査項目		年度				
		18	19	20	21	22
飲用水	細菌学的検査	18	18	14	15	15
	理化学的検査	18	18	14	15	15
利用水等検査	細菌学的検査	9	4	11	12	12
	理化学的検査	9	4	11	12	12

利用水等検査（細菌学的検査）は平成15年度まで（4）環境保全・廃棄物関連検査の水質検査（細菌検査）を含む

(4)環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法（公害防止計画） ・大牟田市公害防止協定 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・下水道法 	所管課	生活衛生課
		負担割合	

<事業内容>

- ・ 大気検査（重金属、降下ばいじん）
- ・ 水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- ・ 廃棄物関連検査
- ・ その他

<実績>

検査項目		年度				
		18	19	20	21	22
大気検査		287	130	112	115	112
水質検査	細菌検査	75	55	26	26	26
	化学検査	270	210	213	201	197
廃棄物関連検査		14	16	24	24	25
土壌・底質検査		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	1	0

第10節 関連団体

1 社団法人大牟田市シルバー人材センター

(1) シルバー人材センターの概要

<設 立>

法人格 社団法人
設立許可 昭和61年4月1日許可
昭和61年2月25日任意団体設立

<目 的>

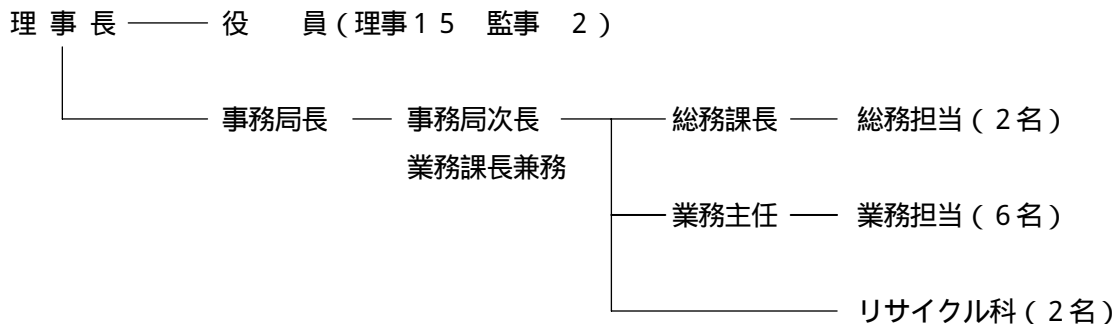
働く意欲と能力をもった高年齢者（60歳以上）に、生きがいつくりの場として臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することによって、高年齢者の能力の積極的な活用を図り、もってその福祉の増進に資するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

<事業内容>

高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
高年齢者の就業に関する調査研究
高年齢者の就業に関する相談
臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者に対するこれらの就業機会の確保と組織的な提供
臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢者のための無料職業紹介事業及び一般労働者派遣事業
高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
その他高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務及びセンターの目的を達成するために必要な事業の実施

<機 構>

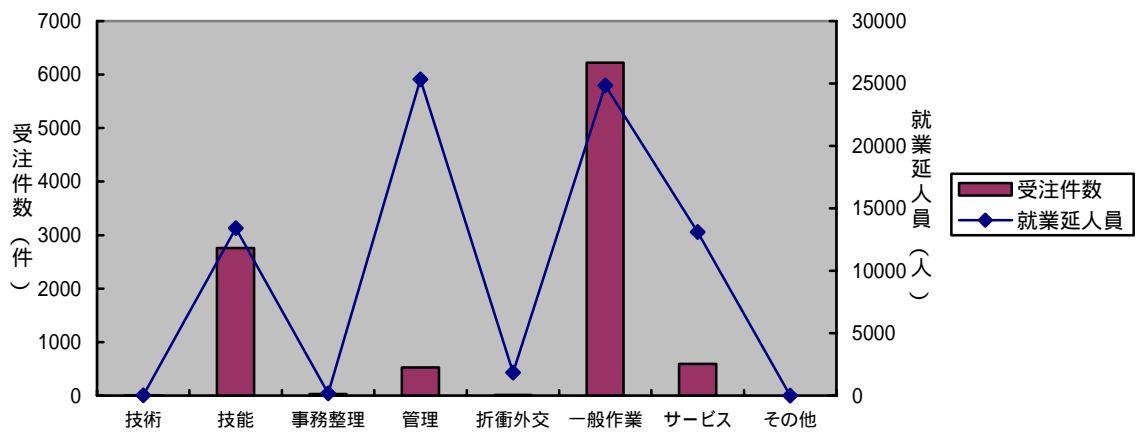
（平成23年4月1日現在）



(2) 平成22年度事業実績及び会員数

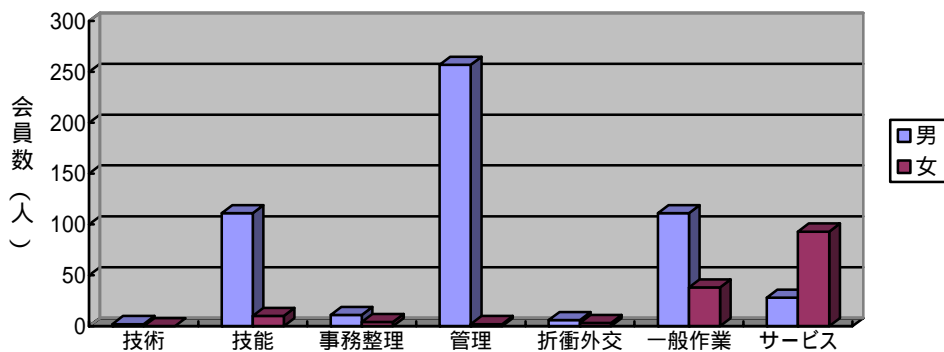
事業実績（職種別）

区分	受案件数	就業延人数	事業収入	構成比
技術	4	19	69,242	0.0%
技能	2,757	13,409	63,878,318	24.9%
事務整理	31	187	232,931	0.1%
管理	524	25,332	82,555,142	32.1%
折衝外交	10	1,856	1,346,430	0.5%
一般作業	6,225	24,855	75,135,768	29.2%
サービス	595	13,110	33,770,638	13.2%
その他	0	0	0	0.0%
合計	10,146	78,768	256,988,469	100%



会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技術	2	0	2	0.3%
技能	111	10	121	17.9%
事務整理	11	4	15	2.2%
管理	257	2	259	38.3%
折衝外交	6	3	9	1.3%
一般作業	111	38	149	22.1%
サービス	28	93	121	17.9%
計	526	150	676	100.0%



1) 事業実績

市民・関係機関の暖かいご支援ご協力をいただきながら、事業を実施したが、厳しい経済状況が続いており、事業実績は、前年度より減少（前年度比 - 4.7%減）した。

2) 自主運営体制の強化

(1) 会員の自主的な事業展開を図るため、職群班長会議等を頻繁に開催し、活性化に努めた。

(2) 理事会のもとに6専門委員会を設置し、それぞれの所掌事務について活発な意見交換がなされた。

総務委員会・・・理事の推薦について、自薦・他薦制度を取り入れるための意見交換がなされ、23年度の理事改選時より適用することとした。

業務委員会・・・受注方法について請負制度に移行することとし、22年度先行実施の除草については、体制の見直しを検討し、他職種については、制度移行に対する検討を行った。

適正就業委員会・・・就業中の賠償事故と会員の責任、市民・発注者からの苦情等について対応策等の意見交換を行った。

安全・衛生委員会・・・安全・衛生基本計画・安全就業対策推進計画を策定し、これに基づいた安全パトロールを実施した。

女性委員会・・・女性会員の就業機会の拡大のため、福祉家事援助事業・子育て支援事業の拡大について意見交換がなされ、掃除の仕方・託児ルームの知恵袋教室等の研修会を実施した。

広報委員会・・・会報ふれあいの編集・普及啓発用リーフレットについて意見交換を行った。

3) 安全・衛生、適正就業の強化

安全・衛生委員会において就業中、途上に関する事故防止と安全確保、健康管理についての対策等を検討。

就業現場への巡回指導を実施。特に、事故が発生した時点で、事故現場での検証を実施すると共に広く会員へ周知することで安全対策に対する意識の高揚と事故防止に努めた。

就業に対するクレームや事故に対しては、適正就業委員会と安全・衛生委員会との合同会議を実施し、意見交換及び対応策等の協議を行った。

4) 各種講習会・研修会の取組み

交通安全への意識向上と運転技術の確認のため、地元警察と自動車学校の協力により、運転安全講習を実施した。

就業で、草刈機を取り扱う会員に対して、刈払機取扱を実施し、操作方法や安全就業について再確認を行った。

女性会員対象に、子育て研修や掃除の仕方等の研修を行った。

職員を対象に接遇研修、コミュニケーション研修等を行った。

5) 会員の加入促進

入会説明会の回数を増やし、60歳代の入会促進に努めた。

6) 就業機会の拡大

厳しい経済状況が続く中、就業機会の拡大のため、受託事業の他に一般労働者派遣事業の認可を受け、企業等への就業開拓に努めた。

7) 新公益社団法人への移行

平成23年度中に「公益社団法人」へ移行申請することを目指し、準備を進めてきた。平成23年度総会にて、法人法に示された定款等の諸規程の変更について審議していただく予定。

8) 奉仕活動と普及啓発活動

地域への感謝の気持ちを込め、公共施設等の剪定奉仕活動を実施。市内で開催されるイベントへの清掃奉仕活動にも積極的に取り組んだ。

普及啓発では、市長を表敬訪問し、シルバー事業への支援をお願いした。また地元新聞社と通じて広報啓発記事を掲載し、PR活動を行った。

9) 独自事業の推進

独自事業であるリサイクル事業については、不用品の再生・販売を中心に取り組んでいるが、再生(リサイクル)だけにこだわらず、改良(リフォーム)や修理等(リペア)等、新たな事業内容を検討していく。また、学校給食等から排出された廃食用油を原料にした石けん製造も行っており、新しい石けんの商品化を検討し、販売を開始した。さらなる新商品の開発等に努力する。

10) 職業訓練委託

福岡県立大牟田技術訓練校より、就職支援能力開発訓練教程リサイクル科の委託を受け、職業訓練を実施している。

11) 就労開発モデル事業

高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として、地域における高齢者の就業拡大等、高齢者就労のモデル的取り組みを支援する事業として実施した。アンケート調査を実施し、高齢者が有する能力の発掘等、整理を行った。また、モデル事業検討委員会を設置し、事業実施にあたり、必要な事項の検討を行った。

地域ネットワークづくりの拡大、地域と資源を活かした地域ビジネスの発展を目的とした講演会が実施した。

休耕地活用として、モデル事業として、農業指導者の育成等、検討、準備を行った。

12) 企画提案事業

平成21年度から実施している大牟田市生活管理指導員派遣事業について、事業名「やすらぎサポート 大牟田シルバー」として企画提案方式事業に採択され、自立を必要とする高齢者に対して、会員が培ってきた経験を活かした指導・助言等のサービスを行っている。

2 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

根拠法令等	社会福祉法（第109条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
-------	--------------	-----	--------------------

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられ、住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、地域における社会福祉の増進に努めるという理念のもとに、全国の都道府縣市町村に設立されている。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面をあわせ持った組織で、地域住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行い、地域福祉活動の中心的な役割を担っている。

平成12年に社会福祉事業法が大幅に改正され社会福祉法となり、その第109条では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記された。

大牟田市社会福祉協議会は、昭和26年に任意団体として発足し、昭和47年に社会福祉法人の認可を受け、以来、大牟田市の地域福祉の推進役として住民のニーズにあった様々な事業活動を展開している。

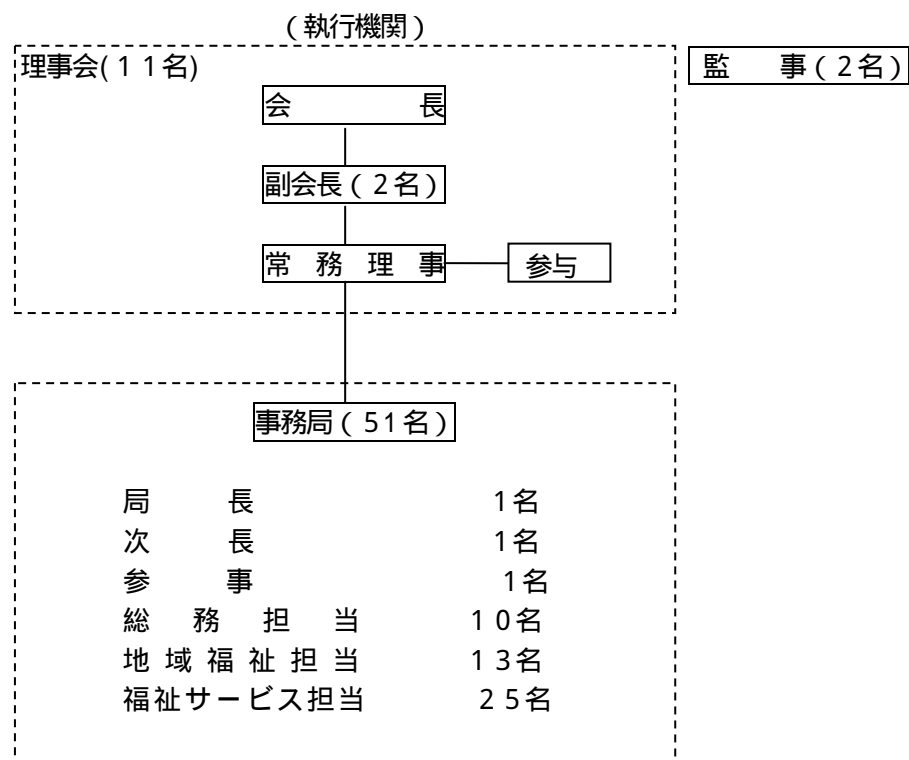
現在は、「地域福祉推進と絆」をキーワードに、地域における様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る心ふれあう「誰もが安心して暮すことができるまちづくり」を目指し、校区社会福祉協議会とともに、見守り・相談・援助活動やボランティア派遣など様々な地域福祉活動に取り組んでいる。

(2) 社会福祉協議会の機構と組織構成

（平成23年7月1日現在）

評議員会（23名） （議決機関）

区分	所 属 名	評議員	理 事
1	校区社会福祉協議会代表	6名	1名
2	民生委員・児童委員代表	2	1
3	町内公民館連絡協議会代表	1	1
4	社会福祉事業施設代表	2	1
5	福祉団体代表	3	1
6	ボランティア団体代表	1	1
7	N P O 法人代表	1	0
8	社会福祉関係公務員代表	1	1
9	市議会議会代表	1	1
10	学識経歴者	5	3
合 計		23名	11名



(3) 社会福祉協議会の実施事業

平成22年度は、第2次大牟田市地域福祉実践計画（以下「第2次計画」という。）（平成22年度～平成26年度）の初年度であり、第2次計画の“絆”を中心とした3本の活動指針に沿って様々な事業に取り組みました。加えて、社協基盤強化の取組みとして、理事業務担当制を設け、これからの本会運営を役職員一体となって実践できる体制づくりに努めたところです。

平成22年度事業においては、第2次計画の3本の活動指針に沿って報告いたします。

活動指針1 「つながり、支えあいのある“あたたかい地域”を実現します！」

福祉委員の改選に際し、福祉委員研修会を開催するとともに、福祉懇談会や出前講座等を実施し、「見守り・訪問活動」を組織的に行う小地域ネットワーク活動の推進強化に努めるとともに、校区社協会長連絡協議会（以下「校区社協会長会」という。）の組織強化・活動の支援に取り組みました。

高齢者等の憩いの場、介護予防の場、子育て支援の場としてサロン事業を広げることができました。

また、市受託事業として、子育て名人発掘事業や学童保育所運営事業・ファミリーサポートセンター運営事業に取り組み、特に、学童保育所運営事業では、新たに平原学童クラブを開所、三池・高取・中友・白川・大牟田の6カ所の学童保育所・クラブで、世代間交流・地域交流など、地域に根ざした保育事業に努めました。

活動指針2 「小さな声にも応える福祉サービスを提供し、普及に努めます！」

平成21年度に実施した「生活介護・支援サポーター養成講座（恋するようにボランティアを...）」の修了者を対象に、生活介護支援員（サポーター）の登録を行い、平成22年度に住民参加型福祉サービス“おおむたキャロットサービス”を開設し、生活・福祉課題を抱えている単身高齢者等を対象にサポーターを派遣し、生活支援サービスを実施しました。

高齢者等福祉対策については、高齢者、障がい（児）者に対する介護保険事業・障害者自立支援事業をはじめ、児童・母子に対する諸事業の支援や住民の悩みなどを解決に導く総合相談事業、低所得者等に対する貸付事業（県社協受託事業）に取り組みました。

また、広報については、機関紙「きらり」の発行をはじめ、社協ホームページの充実、そして新たに、事務局通信「きらり」を月1回発行するなど、情報提供の充実に努めました。

活動指針3 「誰もがまちづくりに参加できる活動をすすめます！」

ボランティアセンターの充実強化については、コーディネート機能の強化に努め、様々な団体等と情報交換を行い、新たな発想で「ボランティアセンターのあり方」について検討協議したところです。

また、手話をはじめとする各種技能養成講座、生活・介護支援サポーター養成講座、障害福祉総合ボランティア養成講座、成年後見活用講座などの各種養成講座や第1回共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会&社協“絆”フェスティバル、第2回大牟田市地域福祉大会、大牟田市認知症ケアコミュニティ推進事業、東日本大震災義援金街頭募金など、多職種協働で様々な事業に取り組みました。

(4) 校区社協活動への支援

校区社協会長連絡協議会の充実

これまでの校区社協会長の運営体制について、より自主的で、迅速な運営を目指すために、校区社協会長の役員定数の見直し（7名から10名）と新たに2部会（研修部会・広報部会）の立上げなど組織機能の強化が図られた。本会では、校区社協会長会で様々な情報収集・提供に取り組むとともに、地域福祉の推進が地域リーダー力によるものが大きいことから協働で研修等を実施することとした。また、校区担当制を設け、社協職員が校区の初期窓口となり、市社協と校区社協の橋渡し役として活動した。

校区社協会長研修会の開催

校区社協会長が大牟田市の地域福祉の現状等を捉え、各々の校区社協で連携を深めることにより自校区での地域福祉活動の向上を図ることを目的に校区社協会長研修会を開催し、各校区間での情報交流・親睦を図った。

（第1回校区社協会長研修会）

【開催日】平成22年11月9日（火）

【場 所】総合福祉センター 大会議室

【内 容】ふれあい活動推進員について
校区自治組織の形成について

（第2回校区社協会長研修会）

【開催日】平成23年3月28日（月）

【場 所】総合福祉センター 大会議室

【内 容】地域コミュニティづくりにおける校区社協のあり方について

講師：日本福祉大学 社会学部 教授 平野 隆之 氏

校区社協・校区民児協・校区連協合同研修会の開催

地域リーダーである各校区社協・民児協・連協の会長が、地域福祉活動の推進方法等を研修・研鑽することを目的に「これからの地域福祉のあり方」をテーマとした合同研修会を開催した。

【開催日】平成22年9月16日（木）

【場 所】総合福祉センター 大会議室

【内 容】これからの地域福祉のあり方

講師：熊本学園大学 社会福祉学部 教授 和田 要 氏

【参加者】69名

(5) 小地域ネットワーク活動の充実

福祉委員制度によるネットワーク活動強化

本会では地域における小地域ネットワーク活動を活性化していくために、平成18年度に福祉委員制度を発足した。きめ細かな地域福祉サービスや情報が校区全域に伝わるよう、各校区の世帯に応じ、概ね100～150世帯に1人の割合で福祉委員が見守り・訪問・支援活動を行っている。平成22年度は、福祉委員の改選期で、369名が福祉委員として委嘱された。

平成22年7月から9月にかけて大牟田市内を8ブロックに分けて、「福祉委員の役割」について福祉委員研修会を開催したほか、新校区社協ハンドブックを活用し、小地域ネットワーク活動での福祉委員や民生委員・児童委員との連携や意見交換等の福祉座談会を下記のとおり実施した。

（福祉委員研修会の実施状況）

回数	開催日	対象校区	場 所	参加者数
1	7月21日（水）	天道・笹原・玉川校区	勝立地区公民館	30名
2	7月23日（金）	駛馬南・駛馬北校区	駛馬地区公民館	26名
3	7月27日（火）	上官・大牟田・大正・中友校区	中央地区公民館	58名
4	7月28日（水）	みなと・天領校区	三川地区公民館	31名
5	7月30日（金）	白川・平原・高取校区	総合福祉センター	39名
6	8月 3日（火）	三池・羽山台校区	三池地区公民館	48名
7	8月 4日（水）	明治・手鎌校区	手鎌地区公民館	30名
8	8月 6日（金）	銀水・吉野・上内校区	吉野地区公民館	29名
予備日	8月31日（火）	全校区対象	総合福祉センター	47名

予備日	9月18日(土)	全校区対象	総合福祉センター	7名
合 計				345名

(福祉座談会の実施状況)

開催日	校 区	開催日	校 区
7月3日 土	手 鎌校区	11月18日 木	羽山台校区
7月14日(水)	三 池校区	11月20日 土	笹 原校区
8月23日(月)	みなと校区	11月25日 木	駿馬北校区
8月24日(火)	平 原校区	12月5日(日)	吉 野校区
9月17日(金)	銀 水校区	12月8日(水)	駿馬南校区
9月18日(土)	倉 永校区	12月10日 金	大牟田校区
10月1日(金)	高 取校区	12月18日 土	上 官校区
10月27日 水	白 川校区	12月20日 月	明 治校区
10月30日 土	玉 川校区	12月21日 火	中 友校区
11月1日(月)	天 領校区	12月22日 水	大 正校区
11月12日 金	天 道校区		

おおむたキャロットサービス(住民参加型福祉サービス)

生活・介護支援サポーター養成講座修了者を対象に、サポーター登録を行い、生活課題を抱えている一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいがある人などに、制度の狭間などで公的な福祉サービスでは対応できない生活支援サービス(おおむたキャロットサービス)を平成22年7月より開始した。

(おおむたキャロットサービス会員数)

利用会員
65名
協力会員(サポーター)
23名

(おおむたキャロットサービス活動内容及び活動状況)

活 動 内 容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計 (件)
掃除・洗濯(家事支援)	1	14	22	15	14	10	10	17	13	116
買い物				1					3	4
外出援助								2	1	3
薬とり	2	2	3	2	2	2	1		2	16
身体介護・見守り										0
食事づくり	2						1			3
ゴミ出し										0
草取り	1	10	3	2	4	2		2	2	26
病院受診付添		1	6	5	7	5	5	5	8	42
家屋の修繕・その他					1		1	1	1	4
その他	1	1	2				6		2	12
合 計	7	28	36	25	28	19	24	27	32	226

多職種・多分野協働のまちづくり

平成22年度は、福祉団体・行政等と多職種協働で様々な事業を実施した。

【多職種・多分野協働の主な事業】

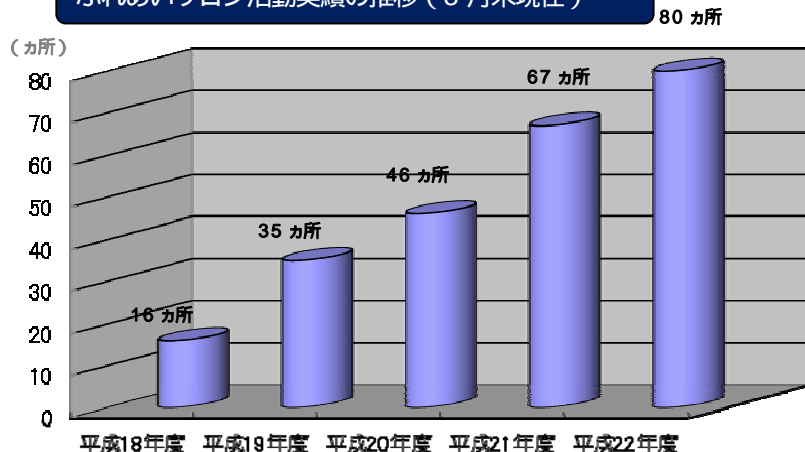
第7回徘徊SOSネットワーク模擬訓練
第32回パラリンピック&サンアビまつり
共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会&
社協“絆”フェスティバル
ふるさと福祉職場合同説明会
障害総合福祉ボランティア養成講座
成年後見活用講座
商店街いきいきふれ愛あきない祭
認知症絵本教室
知的障がい児・者医療ニーズ調査プロジェクト
認知症高齢者徘徊搜索活動
東日本大震災復興支援プロジェクトおおむた
他

(6) ふれあいサロン活動の拡大

ふれあいサロン事業の推進

地域に住む高齢者や子育て中の人達や障がいを持った人達が地域で楽しくすごす憩いの場、集いの場として重要視されている“ふれあいサロン活動”を市内全域に拡大した。また、既存の高齢者サロンに子育て中の人達を巻き込んだサロンを3箇所開設した。3月末現在で80カ所がサロンとして登録している。

ふれあいサロン活動実績の推移（3月末現在）



サロン事業の情報提供

登録されているすべてのサロン活動者に呼びかけて、年2回サロン連絡会を開催し、サロン活動のメニュー紹介やサロン活動の実践発表を行うなど、情報交流を図った。

(7) 子育て支援の充実

子育てサロン・子育て名人発掘事業（市受託事業）

子育てサロン・子育て名人発掘事業は、子育て世代の居場所を増やすことと、子育て経験者が持つ暮らしや子育ての知恵を若い世代に伝える機会をつくることを目的としている。

年4回の「子育てきらりフェスタ」や毎週水曜日の「子育てサロン・マザーリーフ」を実施したことにより、地域の子育て支援者“お世話焼きさん”を発掘・登録し、子育て中の親の相談や支援に繋がった。

【子育てサロン開設数】 8カ所

【子育て名人登録者数】 18名

(子育てサロン・子育て名人発掘事業活動内容及び活動状況)

開催日	事業内容	参加人数	開催場所	備考
4月 7日	子育てサロン「マザーリーフ」開設	11人	総合福祉センター	毎週水曜日開催
5月11日	子育てきらりフェスタ vol.3 開催	245人	総合福祉センター	
6月26日	上官折り紙サロン開設	16人	いこい	月1回開催
6月30日	お買いものついでに子育て講座	52人	和光ショッピングセンター	
9月 8日	子育てサロン「バンビ」開設	36人	道の駅・花ぷらす館	月2回開催 第2・4水曜日
9月12日	子育てきらりフェスタ vol.4 開催	300人	諏訪公園	
10月30日	子育て名人講座	10人	総合福祉センター	
10月31日	子育てきらりフェスタ vol.5 開催	223人	総合福祉センター	
11月14日	子育て名人講座	16人	総合福祉センター	
11月29日	湯村さん宅開設	30人	湯村さん宅	月1回開催
12月 1日	子育て名人さん懇談会	6人	総合福祉センター	
1月11日	高取団地ふれあいサロン開設	35人	高取団地公民館	月1回開催 第2火曜日
1月18日	サロンかわしり開設	30人	ほほえみガーデン	月1回開催 第3火曜日
2月18日	子育てきらりフェスタ vol.6 開催	200人	総合福祉センター	
3月18日	吉野子育てサロン開設	30人	吉野地区公民館	月1回開催 第3金曜日
3月24日	三川子育てサロン開設	20人	三川地区公民館	月1回開催 第2水曜日

子育て情報誌「れみい」の発行

「子育て中、いざという時にどうしていいかわからない」「転勤などで周りに親類・知人もいない」という人や将来子どもを産み育てていく女性に向けて、子育て情報誌「れみい」を発行した。年に2回のペースで、子育て特集記事をはじめ、公私の子育て支援事業、育児相談や働くお母さんのインタビューや小児科・産婦人科などの医療情報やお店など、大牟田での子育てが楽しいと思っただけの役立つ情報が満載の情報誌として、好評を博している。平成22年度は、6・10月発行。

おもちゃの図書館「くるりん」開設

おもちゃの図書館「くるりん」は、障がいのある子どもたちが、おもちゃを通して楽しく遊ぶことができるようにとの願いから始まったボランティア活動。障がいのある子どもたちは、遊びの機会に欠け、また上手に遊べない傾向があることから、たくさんのおもちゃを用意して、気にいったおもちゃを選んで遊んでもらい、家でも楽しく遊べるように貸し出しするのが「おもちゃの図書館」の活動。平成22年10月に「くるりん」開設。毎月第4土曜日に開催している。

(8)ファミリー・サポート・センター事業(市受託事業)

子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)と子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)との相互援助活動(コーディネート)を行うとともに、サポーター(協力会員)養成講座の実施や事業の周知啓発に努めた。

(養成講座の開催)

サポーター養成講座	平成22年6月29日(火)・7月6日(火)	2日間	12名登録
ステップアップ講座	平成23年1月21日(金)・2月2日(水)	2日間	

(ファミリー・サポート・センター会員数の推移)

	20年度	前年比(%)	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)
利用会員	664	100.6	656	98.7	623	94.9
協力会員	109	105.8	112	102.7	120	107.1
相互会員	76	102.7	78	102.6	80	102.5
合計	849	101.4	846	99.6	823	97.2

(ファミリー・サポート・センター活動内容及び活動状況)

活動の主な内容	20年度 件数	21年度 件数	22年度 件数	前年比 (%)
保育所・幼稚園・学校・学童の登園登所前の預かり及び送り	66	146	332	227.3
保育所・幼稚園・学校・学童の迎え及び帰宅後の預かり	255	119	258	216.8
子供の病気時の援助	16	11	24	218.1
子供の習い事等の場合の援助	302	136	189	138.9
保育所・学校等休み時の援助	5	2	19	950
保護者等の短時間・臨時的就労・求職活動中の援助	12	24	11	45.8
保護者の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の場合の援助	1	2	0	0
保護者等の外出の場合の援助	65	35	62	177.1
保護者の病気、その他急用の場合の援助	5	6	81	135
その他	3	22	2	9
合計	730	503	978	194.4

(9)放課後児童健全育成事業(学童保育所・市受託事業)

放課後児童対策として、昼間児童の養育ができない家庭などの児童(小学校1年生～概ね小学校3年生)に対して、適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図った。

(入所児童数：平成23年3月31日現在)

学童名	三池	高取	中友	白川	大牟田	平原	合計
児童数(人)	38	21	21	38	36	10	164

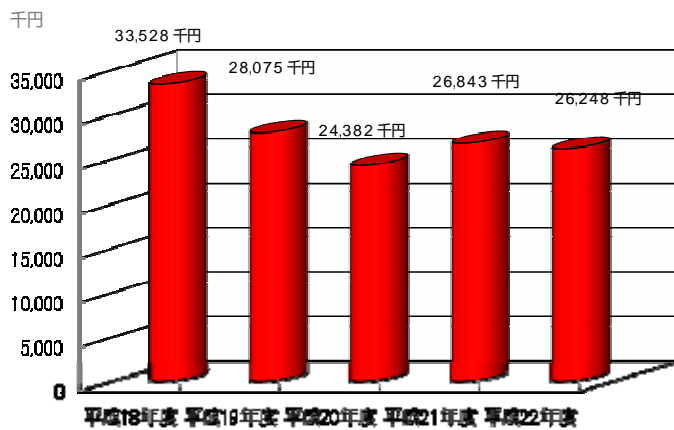
平成22年度より、新たに平原学童クラブを市より受託した。場所は学校や地域の方々と共有する小学校体育館のミーティングルームを使用。

(10)高齢者福祉対策の推進

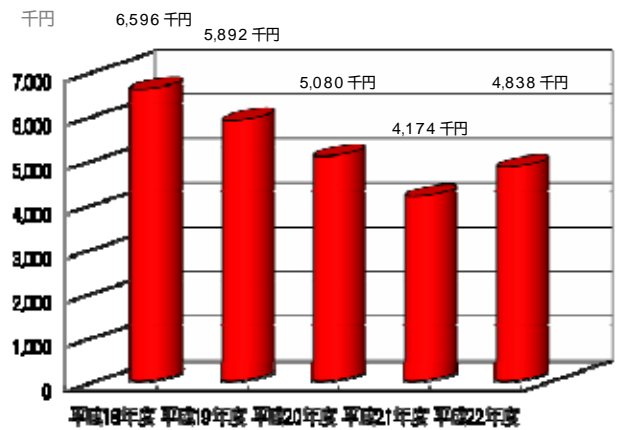
介護保険事業の充実

訪問介護(ホームヘルパー派遣) 訪問入浴(入浴車による訪問入浴) 居宅介護(ケアプランの作成)の3事業を実施し、要支援、要介護者の在宅生活を支援した。

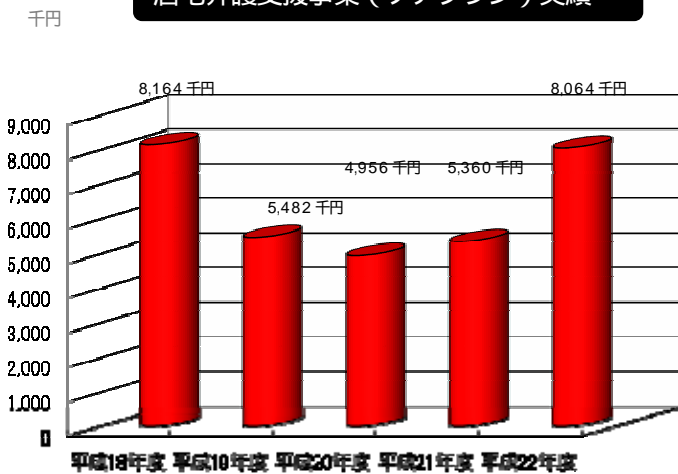
訪問介護事業（ホームヘルプ）実績



訪問入浴事業（入浴サービス）実績



居宅介護支援事業（ケアプラン）実績



【平成22年度介護保険事業の総括】

訪問介護事業では前年度実績より595千円減となり、事業件数についても、延226件減となった。また当初予算と比較すると4,827千円となり、当初目標には到達できなかった。

訪問入浴事業では前年度実績より663千円増、事業件数も53件増となったが、当初予算と比較すると2,538千円となり、当初予算には大幅に届かなかった。

居宅介護支援事業では前年度実績より2,704千円増、事業件数も66件増と伸びており、当初予算比較で+1,514千円、当初目標達成。

3事業合計として、前年度実績と比較する

（各年度事業実績）

事業名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
訪問介護サービス	収入（円）	33,528,283	28,074,952	24,382,462	26,843,182	26,248,165
	件数（件）	9,449	8,004	6,832	7,637	7,411
訪問入浴サービス	収入（円）	6,596,250	5,891,634	5,080,000	4,173,859	4,837,532
	件数（件）	528	470	393	321	374
居宅介護支援事業	収入（円）	8,164,000	5,482,000	4,955,500	5,359,500	8,063,700
	件数（件）	836	567	575	586	652
総合計	収入（円）	48,288,533	39,448,586	34,417,962	36,376,541	39,149,397
	件数（件）	10,813	9,041	7,800	8,544	8,437

介護予防・相談センターの運営（市受託事業）

中央地域包括支援センターのサブセンターとして、上官・平原校区を担当し、介護認定により要支援と認定された高齢者及び配食サービス等の地域支援事業利用希望者等に対して、介護予防プラン等を作成するとともに定期的な訪問を行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関・サービス実施事業者等と連携して実施した。

(各年度事業実績)

事業名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
介護予防・相談センター	収入(円)	1,995,332	3,056,800	3,129,000	3,511,080	3,442,720
	件数(件)	229	476	621	701	660

「在宅介護者の会」の活動支援

在宅介護者に対する情報提供、相互交流を目的とする2つの「在宅介護者の会」の事務局を担い、様々な活動支援を行った。

大牟田市在宅介護者の会「げんきかい」...会員数29人

【目的】在宅介護者が本音で語り合い、交流することを通じて、「介護」にかかる課題を解決していくことを目的に実施。

【定例会】毎月第4水曜日に実施。

おしゃべり会を中心に、学習会、カラオケ大会、料理教室などを実施。また、年2回、日帰り温泉旅行などリフレッシュ事業にも取り組んだ。

認知症在宅介護者の会「つどい語らう会」

【目的】介護家族が安心して介護を続けられ、介護が困難になっても本人と家族が、より良く暮らしていけるようにするための専門的、継続的なサポートを提供。

家族が主体となった家族会の発足。

【定例会】毎月第3木曜日に実施(地域交流施設を会場として活用)

美容と健康の為にケアピクスや学習会、もの忘れ相談医による個別相談、レスパイトケア、カフェなどを実施。

車椅子貸出事業

在宅の高齢者・障害(児)者等に対して、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図るため、延79人に無料で車椅子を貸し出した。

(11)障がい児・者福祉対策の推進

障害者社会参加促進事業(市受託事業)

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手話、朗読、点訳、要約筆記の各奉仕員養成講座を総合福祉センターで実施するとともに、個人・団体等の要請に対して、要約筆記奉仕員を派遣した。また、視力障害者の情報収集のために「点字や声の広報」を実施した。

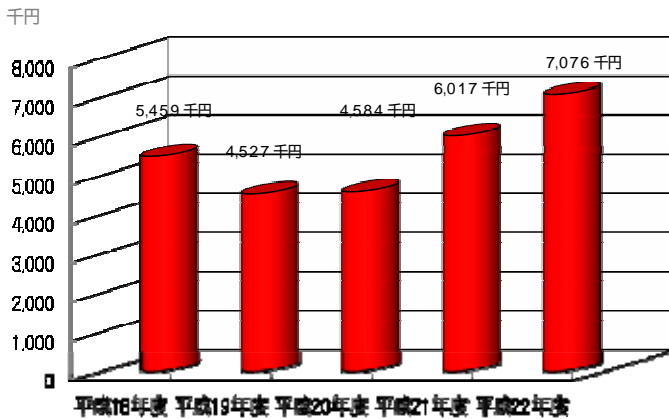
(各講座の実施状況)

講座名		概要
手話奉仕員養成講座	入門	【期間】平成22年8月19日~平成23年2月10日(毎週木曜日23回) 【受講者】28名 【修了者】10名
	基礎	【期間】平成22年5月13日~11月25日(毎週木曜日27回) 【受講者】26名 【修了者】16名
朗読奉仕員養成講座		【期間】平成22年5月27日~7月29日(毎週木曜日10回) 【受講者】15名 【修了者】9名 【入会者】9名
点訳奉仕員養成講座		【期間】平成22年5月15日~7月17日(毎週土曜日10回) 【受講者】19名 【修了者】11名 【入会者】10名
要約筆記奉仕員養成講座 (手書き・パソコンコース)		【期間】平成22年7月31日~11月13日(毎週土曜日15回) 【受講者】15名 【修了者】9名 【入会者】4名

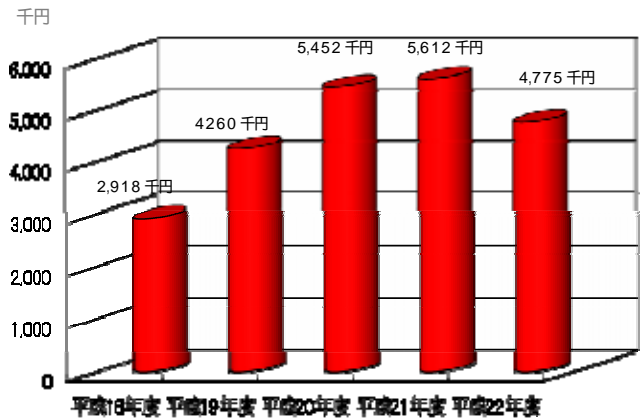
障害者自立支援サービス事業

障害区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、居宅サービス（ホームヘルパー派遣）訪問入浴（入浴車による訪問入浴）移動支援（ガイドヘルパー派遣）の3事業を実施し、在宅生活を支援した。

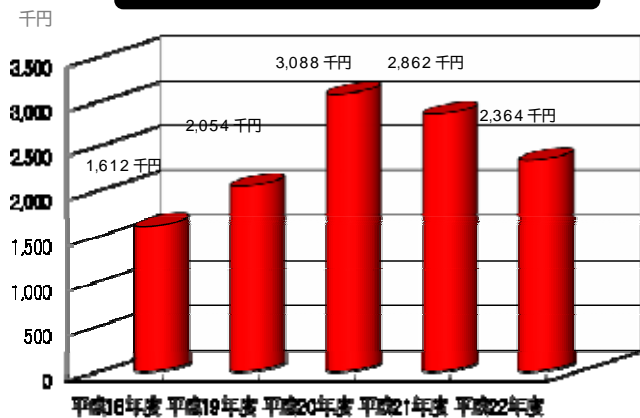
障害者居宅サービス事業（ホームヘルプ）実績



障害者移動支援事業（ガイドヘルプ）実績



障害者訪問入浴サービス事業実績



【平成22年度障害者自立支援サービス事業の総括】

居宅サービス事業では前年度実績より1,059千円増となり、事業件数については、14件の微減となった。また当初予算と比較すると+91千円の実績となり、当初目標を達成。移動支援事業では前年度実績より837千円減、事業件数も113件減となった。当初予算と比較しても1,240千円となり、当初目標は未達成。訪問入浴サービス事業では前年度実績より518千円減、事業件数も65件減となった。当初予算も472千円となり、当初目標は未達成。

3事業合計として、前年度実績と比較すると296千円収入減という結果となった。

(各年度事業実績)

事業名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
障害者居宅サービス事業	収入(円)	5,458,890	4,527,191	4,584,032	6,017,141	7,076,318
	件数(件)	1,676	1,564	1,745	2,106	2,092
障害者移動支援事業	収入(円)	2,918,000	4,260,389	5,451,986	5,611,926	4,774,662
	件数(件)	770	1,290	1,338	1,374	1,261
障害者入浴サービス事業	収入(円)	1,612,350	2,054,375	3,087,500	2,861,875	2,343,650
	件数(件)	160	233	351	327	262
合計	収入(円)	9,989,240	10,841,955	13,123,518	14,490,942	14,194,630
	件数(件)	2,606	3,087	3,434	3,807	3,615

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助相談）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人たちに対して生活支援員を派遣し、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行った。

(実施状況)

	20年度	前年比(%)	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)
人数	16	100.0	17	106.3	20	117.6
件数	166	99.4	145	87.3	227	156.6

(12) 総合相談事業の推進

福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合「第三者委員会」でその解決を図るため設置しているが、平成22年度は相談依頼がなく、開催していない。

行政書士による法務相談

毎月第3水曜日に行政書士による法務相談を実施し、家庭、離婚、金銭貸借、財産相続、事故などの相談に親身になって対応し、高度な対処法について無料弁護士相談や関係機関へ橋渡しをした。平成22年度実績は、53件。

生活福祉資金貸付事業(県受託事業)

低所得者、高齢者及び障がい者等の世帯に対して、生業、住宅、災害、福祉、修学、緊急小口、離職者等の各種資金の貸付相談の受付を行い、民生委員の協力のもと、借受世帯の自立に向けた指導、支援を行った。

【相談受付件数】 154件 【貸付決定件数】 92件

(生活貸付福祉資金状況)

(単位：千円)

	20年度		21年度		22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活支援費			14	7,209	27	11,630
住宅入居費			2	379	1	129
一時生活再建費			4	699	6	721
福祉費			1	61	8	8,423
緊急小口	9	850	16	1,400	28	2,660
教育支援費	10	12,247	9	10,309	11	18,320
就学支度費					10	2,499
その他					1	140
合計	19	13,097	46	20,057	92	44,522

住宅手当緊急特別措置事業(市受託事業)

住宅手当緊急特別措置事業は、離職者であって就労能力・就労意欲のある人の中で、住宅を喪失しているか、喪失するおそれのある人に対して住宅手当を支給することにより、これらの人に住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。

この事業を実施するに当たって、市保護課やハローワークと連携し、また必要に応じては本会が窓口である生活福祉資金貸付事業などを活用しながら、当事者の支援にあたった。

【相談件数】 116件
(うち面接相談99件、電話相談17件)
【申請件数】 15件
【支給決定件数】 12件(3件は審査中)
【就職決定者数】 8件

(13) 社協広報の充実

広報紙「きらり」の発行

年4回(4月・7月・10月・1月)、全世帯を対象に発行している社協福祉情報「きらり」を発行した。

社協事務局通信「きらり」の発行

毎月1回、社協事務局通信「きらり」を発行し、タイムリーな情報を提供した。

社協ホームページ(<http://www.omshakyo-kizuna.com/>)

社協の様々な活動・事業内容を紹介、また社協職員日記を毎日掲載した。

「点字・声の広報」の発行（市受託事業）

視力障がい者が地域生活する上で、必要な情報などを「点訳奉仕大牟田むつき会」や「大牟田朗読の会」の協力を得て、点字や音声によって定期的に情報を提供した。

(14) ボランティアセンター充実強化

ボランティア情報提供と啓発

ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアセンターの役割や活動の内容等を掲載したパンフレットの配布や全世帯配布の福祉だより“きらり”、新たに開設したホームページを通じて、ボランティア情報の提供に努めた。

コーディネート機能の強化

地域において、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結びとともに、ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、コーディネート機能の充実に努めた。

また、個人登録者に今年度より年1回の登録継続アンケートを送付し、意思確認を行った。

(ボランティアセンターの登録状況)

	20年度	前年比(%)	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)
グループ(団体)	46	88.5	54	117.4	52	96.2
個人(人)	209	107.2	230	110.0	61	26.5

(ボランティアの斡旋状況)

	主な斡旋内容	20年度 件数	前年比 (%)	21年度 件数	前年比 (%)	22年度 件数	前年比 (%)
個人	散髪、家屋内外の小修理、 外出支援、傾聴等	50	185.2	84	168.0	32	38.0
団体	散髪、デイサービスでの催 事、学童での催事、各種イ ベント、傾聴等	253	169.8	325	128.5	415	127.6
学校	障がい者との交流、手話・ 点字の学習、車いす・アイ マスク・高齢者疑似体験	37	97.4	39	105.4	32	82.0

傾聴ボランティア養成講座

地域におけるコミュニケーションの希薄化が進む中、「心の豊かさ・心のケア」が求められる昨今、相手の気持ちに寄り添い、心を込めて話を聴く「傾聴ボランティア」を養成することにより、その悩みや寂しさの解消への一端を担うことを目的に「傾聴ボランティア養成講座」を開催した。

第1回 平成22年10月19日
第2回 平成22年10月26日
第3回 平成22年11月2日
第4回 平成22年11月9日
第5回 平成22年11月16日

(受講者)30名 (修了者)12名

要約筆記ボランティア派遣（市受託事業）

聴覚障がい者の社会参加を促進するために、体育大会、福祉活動、文化活動、研修会等に要約筆記奉仕員を派遣した。

(派遣状況)

		20年度	前年比(%)	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)
要約筆記	派遣件数	19	237.5	28	147.4	20	71.4
	奉仕員数	54	284.2	87	161.1	62	71.2

ボランティア活動保険加入

地域行事やボランティア活動等を支援するため、ボランティア活動保険の加入受付を行った。

(加入状況)

		20年度	前年比(%)	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)
加入者数		2,881	86.6	2,591	90.0	2,820	108.8

生活・介護支援サポーター養成講座～あこがれ流星群セミナー～(市受託事業)

一人暮らし高齢者や障がい者、育児中の人など、毎日の生活の中での不自由さや、「もし自分に何かあったら」という不安を感じている人は多数いると考えられることから、「誰もが安心して暮らせるように」ちょっとしたお手伝いができる市民生活支援サポーターを養成するために、「団塊の世代をはじめとした退職者等の地域デビュー」をテーマとして“あこがれ流星群セミナー”と銘打った生活・介護支援サポーター養成講座を開催した。

平成22年12月14日～平成23年2月22日、毎週火曜日全8回の講座を実施。毎回約50人が受講し、セミナー終了後、6人が“生活・介護支援サポーター”として登録した。

回数	講師名	講座テーマ	参加者数
第1回	九州大学大学院 教授 坂口 光一さん	いつまでも輝いていた ～ロマンを生きる～	54人
第2回	(財)長寿社会開発センター 常務理事 石黒 秀喜さん	「老い支度講座」 ～認知症予防とミニ自分史作成のすすめ～	59人
第3回	NPO 法人自分らしい葬送を考える 会代表 小早川 滋さん	人生最期の選択 ～自分で決める“さよなら”のかたち	60人
第4回	NPO 法人自殺対策支援センター 副代表 根岸 親さん	自殺のない「生き心地の良い社会へ」	54人
第5回	九州看護福祉大学 看護学科長 教授 生野 繁子さん	介護力アップのためのかきこい介護保 険の使い方 ～介護保険苦情処理委員の経験から	46人
第6回	熊本学園大学 社会福祉学部 教授 和田 要さん	大牟田市の地域福祉 ～団塊の世代の底力～	35人
第7回	日本福祉大学 社会福祉学部 教授 平野 隆之さん	経験・技術を生かしたボランティア	45人
第8回	九州大学大学院 教授 坂口 光一さん	地域デビューをしよう!	38人

障害福祉総合ボランティア養成講座

障害福祉総合ボランティア養成講座では、障がいに対する理解をより一層深め、当事者と地域との架け橋となっていただけボランティアの養成を目的として、大牟田市障害者協議会、障害者相談支援センターと協働で開催した。

開催内容	実施日	参加者	修了者
知的障害の部	平成22年5月22日～6月26日	17名	9名
精神障害の部	平成22年7月3日～7月31日	15名	8名
身体障害の部	平成22年9月4日～10月2日	9名	3名
合計		41名	20名

成年後見活用講座

地域社会における権利擁護の推進を図るためにより多くの人々に成年後見制度を理解し、活用してもらえ
ることを目的として、大牟田市、大牟田市高齢者・障害者権利擁護連絡会、成年後見センター・リーガルサ
ポート福岡支部と協働で開催した。

【開催期日】平成23年1月19日～2月16日の毎週水曜日・全5回 【定員】30名

【研修内容】「人権・権利擁護」「法定後見制度の概要」「認知症及び精神・知的障がいについて」「契約」
「任意後見制度の概要」「家庭裁判所について」等

第2回大牟田市地域福祉大会～地域支えあい絆セミナー～

市民一人ひとりが自ら住んでいる地域に積極的に関わりをもち、地域住民による、地域住民のための「支
えあいの絆」を創りだすことを目的に、大牟田市及び大牟田市ボランティア連絡協議会等との主催・共催で
「第2回大牟田市地域福祉大会～地域支えあい絆セミナー～」を開催した。

第2回大牟田市地域福祉大会では、永年社会福祉活動に従事され地域福祉の向上に貢献された方々に対す
る表彰状・感謝状の贈呈を行うとともに、105歳の教育学者・昇地三郎先生をお招きし、「習慣健康法」の基
調講演や「大牟田市における地域づくり」をテーマとしたシンポジウム、癒しのコンサートなどを行った。

【開催日】平成23年2月5日(土)9時30分～13時00分

【会場】大牟田文化会館 小ホール

【参加者】約550名

【主催】大牟田市・社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

【共催】大牟田市ボランティア連絡協議会・大牟田市校区社会福祉協議会会長連絡協議会

第1部...大牟田市社会福祉協議会・表彰式典

区分	表彰対象	推薦基準	人数
表彰	市社協役員・評議員	在任期間4期以上のもの	5名
	校区社協における実践活動者	10年以上校区における地域福祉推進活 動が特に顕著と認めるもの	20名
	優良校区社協(上内校区社会福祉協議会)	地域福祉活動が他の校区の模範となる もの	1校区
	ボランティアセンター登録者・団体	登録10年以上のもので、ボランティア 活動が特に顕著と認めるもの	4団体
	その他特に認めるもの	会長推薦	2団体 3名
感謝	校区社協における実践活動者	5年以上校区における地域福祉推進活動 が顕著と認めるもの	49名
	ボランティアセンター登録者・団体	登録5年以上のもので、ボランティア活 動が顕著と認めるもの	2団体
	善意銀行高額寄付者	10万円以上の金品寄贈者	3団体 8名
合計			1校区 11団体 85名

第2部...癒しのコンサート

「地域からのメッセージ」 演奏：ザ・ヒーリング

第3部...基調講演

世界一元気な105歳児(現役教育学者)が実践する ～十代『習慣健康法』～
講師：しいのみ学園 理事長 昇地 三郎 さん

第4部...大牟田市における地域づくりシンポジウム

コーディネーター：きのこ老人保健施設 副施設長 武田 和典 さん

アドバイザー：山口芸術短期大学 保育学科 講師 佐藤 真澄 さん

パネリスト：手鎌校区社会福祉協議会 会長 猿渡 英昭 さん

NPO しらかわの会 事務局 猿渡 進平 さん

販売・展示コーナー...ホワイエで障害者団体及びいきいきサロンによる手作りバザー
各校区社協活動等を掲載したコーナー

(15)福祉教育の推進

小・中学校を対象として、福祉教育を推進し社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動と地域福祉活動への参加促進を図った。

福祉教育推進校の指定及び育成

児童・生徒の福祉教育の推進を目的として、高等学校4校、中学校11校、小学校22校を福祉教育推進校に指定し、視覚・聴覚障がい者等をゲストティーチャー（講師）として派遣した。

（派遣状況）

	20年度	前年比(%)	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)
派遣件数	37	97.4	39	105.4	32	82.0

福祉教育推進校連絡会の開催

福祉教育推進校が相互の連携を図るとともに研修や情報交換を行うため、連絡会を開催した。

(16)評議員・理事の定数等の見直し

評議員・理事選出検討委員会にて、評議員・理事の定数の見直しが協議され、次のとおり答申された。この答申を受け、理事会・評議員会で承認された。加えて、社会情勢の変革や福祉制度の多様化など、今後の社協運営に専門性と経営戦略が求められることから、理事業務担当制を設置した。

評議員・理事の定数の見直し

（改正前）

区 分	評議員会	理 事
1 校区社会福祉協議会代表	18	5
2 民生委員・児童委員代表	3	2
3 町内公民館連絡協議会代表	1	1
4 女性代表	0	1
5 社会福祉事業施設代表	2	1
6 福祉団体代表	3	1
7 ボランティア団体代表	2	1
8 社会福祉関係公務員代表	2	1
9 市議会代表	2	2
10 学識経験者	6	2
合 計	39	17

（改正）

区 分	評議員会	理 事
1 校区社会福祉協議会代表	6	1
2 民生委員・児童委員代表	2	1
3 町内公民館連絡協議会代表	1	1
4 社会福祉事業施設代表	2	1
5 福祉団体代表	3	1
6 ボランティア団体代表	1	1
7 NPO法人代表	1	0
8 社会福祉関係公務員代表	1	1
9 市議会代表	1	1
10 学識経験者	5	3
合 計	23	11

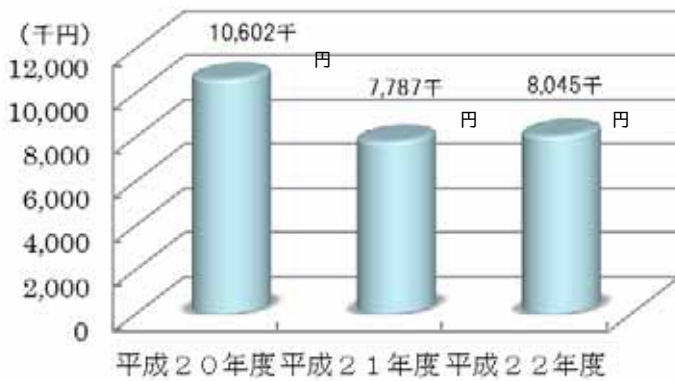
理事業務担当制部会の設置

業務担当制部会は、総務部会・経営企画部会・福祉サービス部会の3部会を設置した。

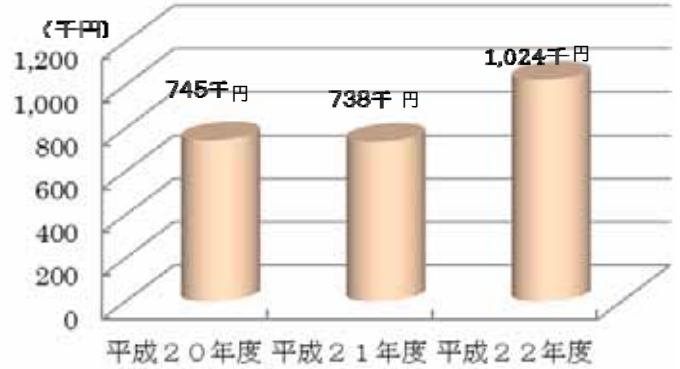
総務部会	経営企画部会	福祉サービス部会
3部会の調整	新たな事業経営の開拓	福祉ニーズ調査等に関すること
予算・決算に関すること	介護保険事業経営に関すること	福祉サービススキルアップ
人事・職員処遇に関すること	市立病院ショップに関すること	障害者自立支援事業に関すること
諸規程に関すること	福祉基金の活用について	ボランティアセンター運営
地域福祉実践計画の進捗	その他財源確保に関すること	インフォーマルサービスの開拓

(17) 大牟田善意銀行の啓発強化

一般寄付金の3カ年の推移



賛助会員会費の3カ年の推移



(預託状況)

(単位：円)

		20年度	前年比 (%)	21年度	前年比 (%)	22年度	前年比 (%)
一般寄付金	件数	501	94.0	430	85.8	459	106.7
	金額	10,601,820	107.1	7,787,033	73.4	8,044,998	103.3
物品寄贈件数		13	61.9	21	161.5	16	76.2

(会員数等の推移)

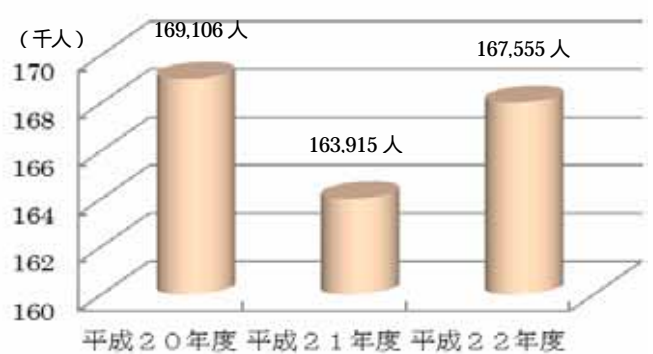
		20年度	前年比 (%)	21年度	前年比 (%)	22年度	前年比 (%)
会員数(個人・団体)		423	102.7	413	97.6	473	114.5
金額(円)		745,000	114.3	738,000	99.1	1,024,000	138.7

(18) 市立病院ショップの運営

ショップ売上金の3カ年の推移



ショップ客数の3カ年の推移



(19) 総合福祉センターの運営

総合福祉センター利用状況

	20年度	前年比(%)	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)
会議室等利用件数	1,216	94.0	812	66.8	1,030	126.8
会場使用料収入	4,231,745	89.5	3,543,580	83.7	4,452,543	125.8
ヘルストロン利用者数	12,758	86.6	11,513	90.2	13,816	119.9
ヘルストロン利用収入	1,275,800	86.6	1,151,300	90.2	1,381,600	119.9
計(+)	5,507,545	88.8	4,694,880	85.2	5,834,143	124.3
会議室等年間利用者数	50,180	108.3	30,660	61.1	41,508	135.4

絆けんこう教室

総合福祉センター利用者や近隣の地域住民を対象に、毎週月曜日の午前と午後の2回に分けて多目的ルームで「絆けんこう教室」を開催した。

毎回、参加者の血圧測定後に多彩な講師(ボランティア)を招いて、「絆けんこう教室」を実施し、平成22年度で年間に延561人が参加した。

総合消防訓練

平成23年2月24日に、「もしもの災害に備えて...」総合福祉センターの平日、利用者がいる時間帯に、ボランティア連絡協議会と合同で総合消防訓練を実施した。

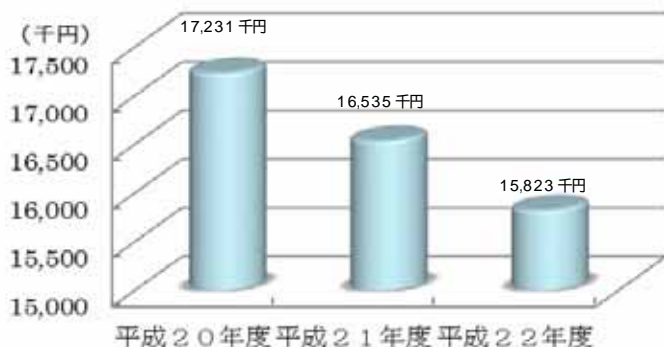
訓練当日は、火災通報訓練、初期消火訓練、火災避難訓練等の後に消防隊員より消火器の取扱い方法や災害時の被災者搬送方法等の講話があった。また、今回は、聴覚障がい者に火災の発生と非難誘導を知らせるプレートを用いたり、視力障がい者にはガイドヘルパーが付き添うなど非常時さながらの総合消防訓練となった。総合福祉センター利用者、視覚・聴覚障害者、ボランティアなど総勢約100人が参加した。

(20) 共同募金運動の取組み

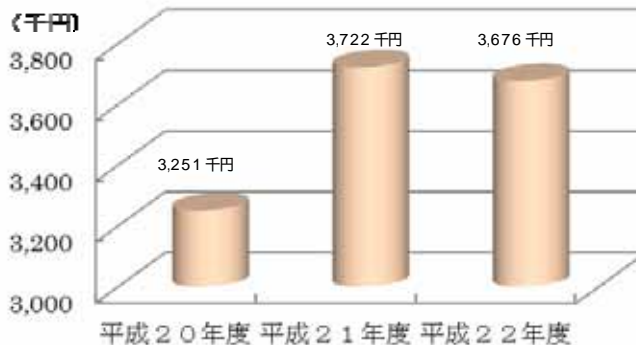
赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動について、福岡県共同募金会大牟田市支会と連携して取り組んだ。

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金実績

共同募金実績3カ年の推移



歳末たすけあい募金実績3カ年の推移



(単位:円)

	20年度	前年比(%)	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)
赤い羽根共同募金	17,230,722	98.7	16,534,835	95.9	15,823,021	95.7
歳末たすけあい募金	3,251,364	102.6	3,722,102	114.4	3,675,789	98.8

共同募金配分委員会の設置

赤い羽根共同募金運動においては、ここ10年の間に大牟田市の人口動態の急激な変化や公民館加入率の減少みられるように地域組織の弱体化などの事由により、募金額が減少一途にある。

年々このように募金減少傾向にあることから、B枠配分金の交付団体及び交付額の見直しを行うための配分委員会を設置した。今年度については、配分委員会でB枠配分の使途について配分ガイドラインを策定した。交付団体（福祉教育推進校以外）及び一般公募団体についての配分ガイドラインの適用は、平成24年度事業からの開始することとした。

～配分ガイドラインのポイント～

配分金を受けることのできる団体の要件

配分のための所定の様式を作成

配分の基準...地域配分額は、B枠配分額の概ね65%とする

福祉団体・NPO法人・福祉教育推進校等に対する配分額は、B枠配分額の概ね35%とする

最終配分決定については、理事会・評議員会の承認を必要とする

共同募金配分事業として、ふさわしくない費用を支出した場合、全額及び一部返還するものとする

第1回共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会&社協“絆”フェスティバルの開催

赤い羽根共同募金の普及、啓発を目的に、22校区の地域住民を対象に、「赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会」を開催した。

また、地域社会における人々の「支えあいの絆」を深めることにより、子ども・高齢者・障がい者にやさしい大牟田のまちを創造していくとともに、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」の実現に寄与するために「社協“絆”フェスティバル」を開催した。

【日 時】平成22年9月12日（日）【会 場】諏訪公園 多目的広場 【参加者】約3,000人

【内 容】 赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会

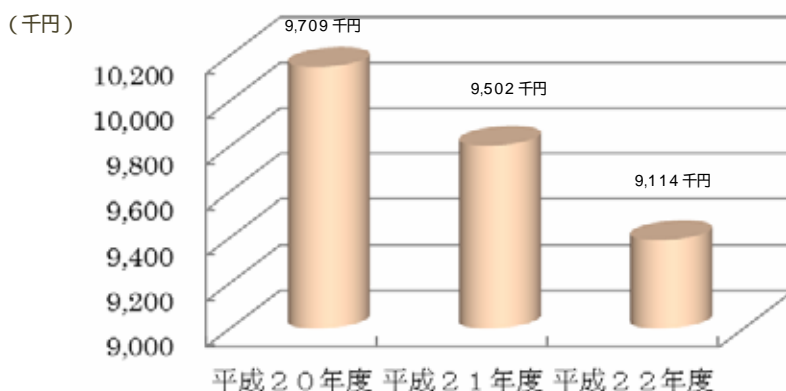
社協“絆”フェスティバル（屋外ステージ・屋外出店・プレパーク・フリーマーケット）

【主 催】 福岡県共同募金大牟田市支会・大牟田市社会福祉協議会・大牟田市校区社会福祉協議会会長連絡協議会・大牟田市ボランティア連絡協議会

【協力団体】 大牟田市グラウンドゴルフ協会・大牟田レクリエーション協会 ほか

(21) 日本赤十字大牟田市地区業務の取組み

日赤募金（社資）実績の推移



	20年度	前年比(%)	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)
日赤募金（一般社資）	9,708,894	98.8	9,502,425	97.8	9,113,593	95.9
日赤募金（法人社資）	440,000	100.0	300,000	68.2	275,000	91.7
計	10,148,894	98.8	9,802,425	96.6	9,388,593	95.8

平成22年度地域別・職域別・学域別の献血実績について

区 分	受 付 者(人)	献 血 者(人)	不 適(人)
地 域 別(31カ所)	2,786	2,271	515
職 域 別(31カ所)	1,930	1,609	321
学 域 別(6カ所)	387	327	60
合 計	5,103	4,207	896

(22)夢実現ドリームプロジェクト ~あなたの夢をあきらめないで~

社協職員、ボランティアによる新たな試みとして「夢実現ドリームプロジェクト」を実施した。これは、病気や介護等の理由より、「これまでできなかったことができない」「もう一度やってみたい」という願いを、ほんのちょっとしたお手伝い、支援をすることにより、実現していくといったプロジェクトであり、平成22年度は、2つのドリームを叶えた。

~花嫁衣裳を着てみたい~

~もう一度カラオケで唄いたい~

(23)福祉車両寄贈について

平成22年12月、福岡生命保険協会より地域福祉の向上を目的とした福祉巡回車を、平成23年1月には、有明環境整備公社より「環境保全、市民活動のために活用してほしい」と軽トラックを寄贈していただいた。今後、地域福祉活動や福祉サービスなど幅広い分野で活用していきたい。

(24)職員研修の取組み 全職員研修

日 程	講 師	研 修 内 容
平成22年 6月 4日	白川病院 柿山 泰彦氏	やねだん故郷創生塾第7期生報告
平成22年 7月 1日	社会福祉協議会 内野 周一氏 永江明美・藤川美名子氏	社会福祉協議会とは? おおむたキャロットサービスとは?
平成22年 8月12日	社会福祉協議会 奥蘭 和人氏	介護保険事業及び障害者自立支援サービスの経営
平成22年10月 7日	おもちゃ図書館全国連絡会 九州地区アドバイザー篠原敬子氏	おもちゃ図書館とは?
平成22年11月 5日	熊本学園大学 教授 和田 要氏	障がい者福祉施策をめぐる 社会福祉協議会の役割について
平成22年12月 6日	大牟田市認知症ケア研究会 代表 大谷るみ子氏	認知症ケア「支援者の目と耳と言葉と心」
平成23年12月27日	長寿社会推進課 境 康晴氏 白川病院 竹下 一樹氏 社会福祉協議会 内田 勉氏	やねだん故郷創生塾第8期生報告
平成23年 2月24日	熊本学園大学 教授 和田 要氏	ボランティアの活性化について 「社協スタッフ一人ひとりの望むもの...」
平成23年 3月22日	アイ・コンタクト実行委員会	ドキュメンタリー映画 「アイ・コンタクト」上映
平成23年 3月28日	日本福祉大学 教授 平野隆之氏	地域コミュニティづくりにおける 校区社協のあり方について

ホームヘルパー研修

日 程	講 師	研 修 内 容	参加者
平成22年 4月21日	長寿社会推進課 馬場 朋文氏	障害者自立支援法について	31名
平成22年 5月20日	地域福祉推進室 甲斐田みゆき氏	個人情報の保護について 漏洩事件DVD鑑賞等	24名
平成22年 6月30日	長寿社会推進課 橋本 強氏	介護予防事業について 筋力向上トレーニング・口腔機能向上教室等	22名

平成 22 年 7 月 21 日	食品衛生監視員 本吉 恵子 氏	食品衛生基礎知識について 口腔ケアについて	20 名
平成 22 年 8 月 24 日	産業振興課 平田 恵子 氏	接遇研修（笑顔の作り方・お辞儀の仕方・電話 対応の仕方シュミレーション・案内の仕方等）	23 名
平成 22 年 9 月 22 日	地域包括支援センター 岡山 隆二 氏	認知症ケアに見られる周辺症状（問題行動）の 対応 食事介助について	19 名
平成 22 年 10 月 20 日	大牟田市消防署 救急隊員	心肺蘇生法の手順（実技・講話）について A E D の使用方法	31 名
平成 22 年 11 月 24 日	健康対策課 健康推進担当	高齢者の食育について 食事バランスガイドについて	14 名
平成 22 年 12 月 15 日	社会福祉協議会 内田 勉 氏	社会福祉協議会の概要について 小地域ネットワーク活動について	15 名
平成 23 年 1 月 26 日	教育委員会同和教育課 境 明恵 氏	人権学習について 障害者に関する人権問題について	14 名
平成 23 年 2 月 23 日	社会福祉協議会 中村 由美 氏 藤好アヤ子 氏	高齢者の食事の実際について ヘルパーとして身に付けたいマナーについて	14 名
平成 23 年 3 月 16 日	社会福祉協議会 永井小夜子 氏	記録の必要性について「伝わる記録を書こう」 訪問介護の記録について	16 名

ガイドヘルパーとの合同研修

ガイドヘルパー研修

日 程	講 師	研 修 内 容	参加者
平成 22 年 6 月 23 日	社会福祉協議会 福祉サービス担当	事故・ヒヤリハット（ワークショップ形式）	7 名
平成 22 年 7 月 20 日	社会福祉協議会 福祉サービス担当	介護技術（演習）	5 名
平成 22 年 9 月 15 日	社会福祉協議会 福祉サービス担当	ガイド中の状況について意見交換	6 名
平成 22 年 11 月 24 日	社会福祉協議会 総務担当	社会福祉協議会の概要について	5 名
平成 22 年 12 月 14 日	社会福祉協議会 福祉サービス担当	ガイド中の状況について意見交換	4 名
平成 23 年 1 月 19 日	社会福祉協議会 福祉サービス担当	職業倫理・ガイドヘルプの基礎知識	5 名
平成 23 年 2 月 16 日	社会福祉協議会 福祉サービス担当	技術研修	7 名
平成 23 年 3 月 16 日	社会福祉協議会 福祉サービス担当	実技研修	6 名

(25) その他の市受託事業

生活機能評価受診勧奨事業

平成 21 年 10 月から継続の緊急雇用創出事業で、4 月には新たに 5 名の職員を採用し、計 11 名の訪問指導員等によって、生活機能評価の受診勧奨や未受診者の状況調査を行い、必要に応じてチェックリストを実施した。また、未受診者をはじめ地域包括支援センターや介護予防・相談センターへ相談に行った高齢者に対し、見守り訪問・相談・支援を行った。

介護予防訪問啓発・実態把握事業

平成 22 年 10 月から市より受託した事業で、新たに 6 名の職員を採用し、介護予防の必要性について個別の啓発活動及び生活状況や身体状況などの実態把握に努めた。加えて生活機能評価（特定健診受診等含む）の受診勧奨を行い、介護予防の重要性と特定高齢者となった場合の各種事業を説明しながら、継続的な訪問・見守り・相談・支援を行った。

介護予防実態調査分析支援事業

日常生活圏域ごとの高齢者の状態や支援ニーズ、高齢者の自立生活を阻む課題をよりの確に把握することを目的に介護予防実態調査分析支援事業を実施した。

具体的には、駿馬南、白川、高取、手鎌の4校区住民より抽出した65歳以上の高齢者に対して、調査票を郵送・回収、回答がなされない高齢者には訪問し、回収業務を行った。調査件数400件に対して、回収件数370件で、92.5%の回収率となった。この調査結果は、今後、介護予防のモデル事業を実施し、実施方法等の見直しを図ることで、より効果的な介護予防事業の実施に資すること及び第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の資料として活用される。

大牟田市地域包括ケア推進事業

大牟田市地域包括ケア推進事業は、平成22年10月から市より受託事業で、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の更なる増加に対する地域包括ケアネットワークを確立するために、高齢者の支援ニーズに応じ、様々な生活支援サービスを包括的に提供できるような地域づくりを目的としている。

この地域包括ケア推進業務を遂行するため、中央地域包括支援センターへ本会所属の社会福祉士を派遣。具体的な事業内容は、次のとおり。

介護保険事業はもとより、訪問・見守り活動などの制度外サービスや高齢者住宅に関する情報など、地域包括ケアに必要な情報を収集し、ケアマネジャーや地域関係者へ情報を発信。

地域交流施設活用促進のため、地域住民と事業所を繋いだ。

一般高齢者に対して、外出援助、生活支援などの介護保険制度外のサービス（キャロットサービス、ふれあいサロン活動等）の周知啓発を行うなど個別のニーズに応えた。

知的障がい児・者医療ニーズ等実態調査の実施

知的障がい児・者のいる家庭では介護者が、親と子どもなどの二重介護の状況も見受けられることや地域の医療機関で受診できない障がい児・者が多くみられることから、介護者の負担や医療支援ニーズの実態を把握するために、アンケート調査プロジェクトを立上げ、障害当事者団体や障害者支援団体・障害者自立支援協議会等と協働で知的障がい児・者医療ニーズ等実態調査に取り組んだ。加えて、アンケート調査プロジェクトで実態調査を終えたあとも、実態調査報告会やこれからの知的障がい児・者医療に関する支援体制を実現あるものにするため、プロジェクトの継続を確認した。

がん検診・特定健康診査啓発事業

大牟田市では、健康増進法等に基づき基本健康診査・各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん）を行っており、こうした健康診査事業は、疾病の早期発見・早期治療へ結びつける二次予防として大きな役割を担っている。このような健康診査事業の受診者を増やすことは、市民の健康づくりを進めていく上で重要であり、そのための受診勧奨の啓発活動は大きな役割を担っている。本会では、平成23年2月より、このがん検診・特定健康診査啓発事業を、緊急雇用創出事業で受入れ、平成23年度で本格的な活動を行うため、訪問先のリストや各種イベントで配布する啓発用チラシの作成などの準備作業を行った。

(26)空家再生プロジェクト

大牟田市内に多数存在する空家を高齢者や障がい者、子育て中の親などを対象としたサロンなどの憩いの場として創出し、「地域活動の拠点」としての機能を持たせることで、地域住民同士の“絆”を深めることを目的に平成22年10月より実施した。平成22年度は、平原校区の「稲又さん家」、三池校区の「湯村さん宅」の2件の空家を活用し、障がいがある子を持つ親御さんの小物作りや情報交換の場やサロン活動の場として活用された。また、この取組みはNHKや民放などで報道された。

(27)東日本大震災復興支援についての取組み

平成23年3月11日、東日本にて前代未聞の巨大地震が発生。この直後からテレビや新聞等で流れたあまりにも悲惨な状況に言葉を失った。被災地の方々の生活や地域の再生には、長期的視野に立った支援が明らかに必要であり、「復興支援のために行動しなければならない…」とまず12日には総合福祉センター内に義援金箱の設置、14日の早朝を皮切りに連日街頭募金を実施した。また、様々な情報が飛び交う中、確かな情報入手し、必要な人材・物資などを供給していくための体制づくりとして、市内の3団体（大牟田市介護サービス事業者協議会・大牟田市障害者協議会・大牟田市社会福祉協議会）で、「東日本大震災復興支援プロジェクト

おおむた」を立ち上げた。今後、様々な関係団体と連携しながら、被災地域で支援困難な高齢者・障がい者・乳幼児等の支援を含め、幅広い視点から支援方法の協議や具体的な復興支援を行っていく。

(28)福祉バス及びリフト付きバスの運行

福祉団体等の福祉の増進のため、各種大会や研修会等の参加に際して福祉バスを運行した。

また、交通手段が困難な人を対象に、車椅子のまま乗降できるリフトバスを貸し出した。

	20年度		21年度		22年度	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
福祉バス利用状況	82	2259	83	1,889	83	1,896
リフトバス利用状況	29	132	22	111	35	152

(29)他都市よりの視察状況

月 日	視察受入	研修内容
平成22年4月23日	菊陽町社会福祉協議会	校区社協活動、認知症についての取組みについて
平成22年7月5日	中間市社会福祉協議会	認知症に対する地域ネットワーク
平成22年9月14日	直方市社会福祉協議会	介護保険事業、収支改善に向けた取組み
平成22年10月30日	大木町社会福祉協議会	高齢者対策の地域の取組み
平成22年11月5日	合志市須屋コミュニティ連絡協議会	校区社協活動、サロン活動について
平成22年11月12日	水俣市社会福祉協議会	大牟田市社協事業の取組みについて
平成22年11月15日	武雄市社会福祉協議会・北方地区協議会	校区社協の組織・運営及び活動について
平成22年11月30日	佐賀市社会福祉協議会	徘徊SOSネットワーク事業
平成23年2月10日	白浜市社会福祉協議会	大牟田市社協の概要、主な事業の取組み
平成23年3月9日	こうざき校区社会福祉協議会	小地域ネットワーク事業等について